



**業務運営評価制度：平成 14 ~ 16 年度
業務戦略評価報告書**

平成 17 年 2 月

国際協力銀行

目次

	頁
はじめに	1
 【第1部 業務運営評価制度の枠組みと業務戦略評価】	
1. 業務運営評価制度の枠組み	3
2. 業務戦略評価の位置づけ	7
3. 業務戦略評価の手法	9
4. 業務戦略評価の実施体制	10
5. 外部有識者委員会	11
 【第2部 業務戦略評価の結果】	
1. 業務戦略の総括評価	13
2. 基本業務戦略の評価	
(1) 事業に関する課題	16
(2) 財務に関する課題	30
(3) 組織能力に関する課題	37
3. 分野別業務戦略の評価	
(1) 国際金融秩序安定への貢献	47

(2) 開発途上国の経済社会開発支援	56
(3) 我が国の資源の安定確保	70
(4) 我が国の資本・技術集約型輸出の支援	80
(5) 我が国産業の国際的事業展開の支援	89
(6) 開発途上国の地球規模問題への対応支援	101
【外部有識者委員会意見書】	110
【資料篇】	
資料(1) 本行出融資保証承諾実績の推移(最近5カ年分)	115
資料(2) 業務方針に関する参考指標	117

はじめに

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、平成 14 年度から業務運営評価制度を導入している。

業務運営評価制度では、国際協力銀行法において規定された設置目的を、本行として何を行うのかを示す「使命」として換言し、この下で、業務運営にあたっての方針を示す「業務方針」、更に、業務方針に沿って業務運営を行うとともに、各年度を通じて業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図るため、「業務戦略」を策定している。また、業務戦略を各年度の活動として具体化するため、「年間事業計画」を策定している(第 1 部第 1 章「業務運営評価制度の枠組み」参照。)。

本評価書は、平成 14 年 3 月に策定した業務戦略について、3 年を経過することを機に評価することとし、その結果を本行として取りまとめたものであり、次期業務戦略の策定を含め、今後の業務運営にあたっての経営情報として活用していく。なお、類似の評価制度・手法に関する知見、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者から構成される外部有識者委員会(第 1 部第 5 章「外部有識者委員会」参照。)による、本評価の評価手法・結果の妥当性や制度運用に関する意見書を合わせて公表するものである。

第1部

業務運営評価制度の枠組みと業務戦略評価

業務運営評価制度では、国際協力銀行法において規定された設置目的を「使命」(何を行うか)として換言し、その下で、「業務方針」(使命を適切に実施するための業務運営上の方針)、「業務戦略」(業務方針に沿って、中期的にどのように目指すか)、「年間事業計画」(その年度にどのように目指すか)を定めている(6 頁イメージ図参照)。これらの具体的内容は下記のとおりである。「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させていく。

(1) 「使命」

定義： 国際協力銀行法上において規定された本行の設置目的を、本行として「何を行うのか」を明確に示すものとして換言したものの。

内容：

本行は、我が国の健全な発展を確保するとともに、我が国が、相互依存の進む国際経済社会の健全な発展のため、主体的な役割を積極的に担っていくことを目的として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、以下の使命を果たす。

- 我が国の輸出入および海外経済活動の促進
- 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援
- 我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献

(2) 「業務方針」

定義： 「使命」を適切に実施するため、我が国政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、本行の業務運営上の方針として策定するもの。

内容： 業務に取り組む基本的姿勢を示した「基本運営方針」および具体的な業務の実施に関する「分野別業務方針」からなり、詳細は次頁のとおり。

「参考指標」の設定： 各「業務方針」に関連する経済社会情勢を的確に把握・分析するため、具体的な指標を参考指標として設け、定期的に測定(具体的内容については、資料篇の資料(2)参照)。

【基本運営方針】

1. 民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化
民業の補完・奨励を徹底するため、民間金融機関との協調融資や保証機能の活用を推進する。
また、開発事業においては、民間資金との役割分担を十分考慮した業務を推進する。
2. 公的資金の適切な利用
我が国公的資金の適切な利用のため、国際機関・他国公的機関との連携・協調などを通じた効果的・効率的な業務の実施とともに、適切ナリスク管理などを通じた国民負担の軽減を目指す。
3. 国民の理解の増進
本行の業務に対する国民の理解を得るため、情報公開の推進等により透明性の向上に努めるとともに、国民・非政府団体(NGO)などの意見・参加を求める機会の拡大を目指す。

【分野別業務方針】

1. 国際金融秩序安定への貢献
国際金融システムの安定のため、国際金融危機発生時の我が国への影響の防止・抑制とともに、国際金融危機につながる事態の発生防止の観点から、我が国との関係の深いアジア諸国などの開発途上国に対する国際金融市場からの資本流入の安定化に貢献する。
2. 開発途上国における経済社会開発支援
国際経済社会の健全な発展のため、我が国の政府開発援助(ODA)の在り方を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、ならびに貧困人口割合の削減に貢献する。
3. 我が国の資源の安定確保
国民生活の安定と我が国産業活動の維持のため、我が国として不可欠な資源の安定的な確保に貢献する。
4. 我が国経済のグローバル化への対応支援
我が国経済の再生・発展のため、我が国産業への生産・雇用への波及効果が大きい機械設備などの開発途上国向け輸出競争力の確保とともに、我が国産業の開発途上国における民間だけでは対応できないリスクの高い事業への投資を支援する。
5. 地球規模問題の改善
国際社会の共通課題に対し我が国として必要な役割を果たすため、我が国への影響が大きい地球温暖化とアジア地域の大気汚染の緩和に貢献する。

(3) 「業務戦略」

定義：「業務方針」に沿った業務運営を行うとともに、各年度を通じて、業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図ることを目的として策定するもの。

内容：以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」(3つの基本業務分野)および事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」(6つの事業分野)からなり、基本的には、各々に係る基本認識、課題、具体的取り組み・指標の記載を含む。

【基本業務戦略(基本業務分野)】	【分野別業務戦略(事業分野)】
事業に関する課題	国際金融秩序安定への貢献 開発途上国の経済社会開発支援
財務に関する課題	我が国の資源の安定確保 我が国の資本・技術集約型輸出の支援(注)
組織能力に関する課題	我が国産業の国際的事業展開の支援(注) 開発途上国の地球規模問題への対応支援

(注) 両事業分野は、業務方針の「4. 我が国経済のグローバル化への対応支援」に対応。

「課題」、「目標」/「取り組み例」および「指標」の設定：

- ・ 「業務方針」に沿った業務運営を行うにあたり、「業務戦略」において、本行として各年度を通じて取り組むべき「課題」を抽出する(現行の「課題」一覧については、6頁イメージ図参照)。
- ・ 同じく、「業務戦略」において、各「課題」に対する具体的「目標」/「取り組み例」、およびその達成度合い/取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定する(現行の「目標」/「取り組み例」、「指標」の内容につき、第2部第2章および第3章の付属資料を参照)。

(4) 「年間事業計画」

定義：「業務戦略」を各年度における活動として具体化するため作成するもの。

「指標」の「計画値」の設定：

- ・ 「業務戦略」において「課題」に対する取り組みの達成度合い/取り組み状況を評価・モニタリングするために設定した「指標」につき、「年間事業計画」において、可能な限り「計画値」を設定する。

(参考)

平成14年度、平成15年度につき、年間事業計画を策定、実施。実施状況の評価については「平成14年度年間事業評価書」、「平成15年度年間事業評価書」として公表している。

<イメージ図:業務運営評価制度の枠組み>

活動指針

- ・国民の要請に対する民業の補完・奨励を徹底した機動的な対応
- ・民間部門との対話を通じた効果的・効率的な業務運営の推進
- ・多方面とのネットワーク・パートナーシップの活用
- ・開発途上地域に関する専門性の発揮
- ・適切なりスク管理による財務運営
- ・説明責任の徹底による透明性の向上

国際協力銀行法



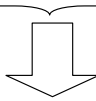
使命

我が国の輸出入および海外経済活動の促進
 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援
 我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献



業務方針

基本運営方針			分野別業務方針				
民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化	公的資金の適切な利用	国民の理解の増進	国際金融秩序安定化への貢献	開発途上国の経済社会開発支援	我が国の資源の安定確保	我が国経済のグローバル化への対応支援	地球規模問題の改善



業務戦略

基本業務戦略			分野別業務戦略					
事業に関する課題	財務に関する課題	組織能力に関する課題	国際金融秩序安定化への貢献	開発途上国の経済社会開発支援	我が国の資源の安定確保	我が国の資本・技術集約型輸出支援	我が国産業の国際的事業展開の支援	開発途上国の地球規模問題への対応支援
【課題】 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間金融機関との役割分担の明確化 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用 国際機関・他国公的機関との積極的連携 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み 中堅・中小企業向け支援内容の充実	【課題】 適正な損益水準の確保 出融資実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理	【課題】 オペレーションの効率的な実施等 我が国国民の意見・要請の適切な反映 利用者の視点に立った業務の改善 情報公開・広報活動の推進	【課題】 アジア地域における市場の信頼回復のための健全な経済運営に対する支援強化等 アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化 アジア各国の国際金融市場における資金調達支援	【課題】 アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的支援の推進 貧困削減への対応の強化 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 知的協力の推進 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進 円借款業務の質の向上	【課題】 我が国として のエネルギー・鉱物資源の確保等 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応	【課題】 日本企業の輸出競争力の確保 日本企業の輸出機会への創出 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築	【課題】 開発途上国における日本企業の事業機会への創出 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応	【課題】 開発途上国の地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化



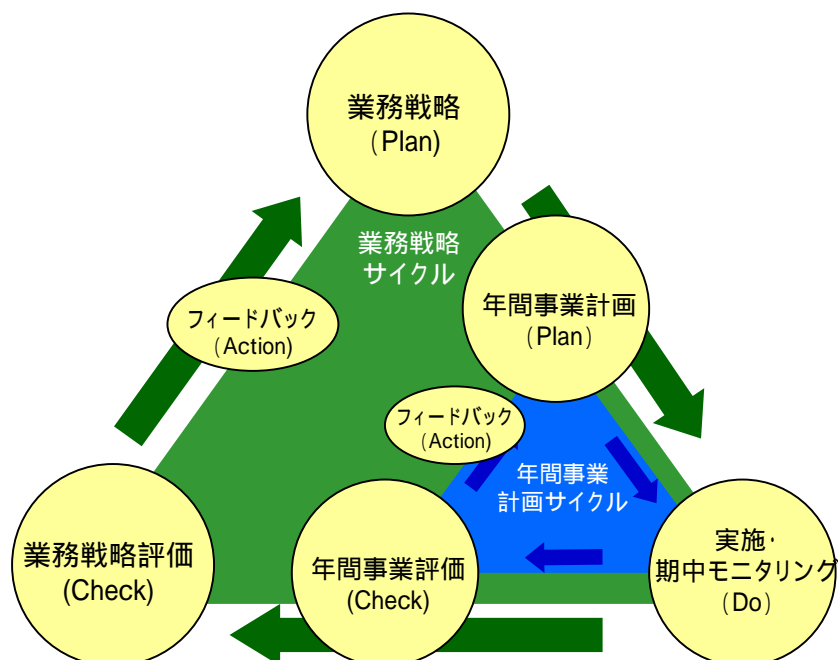
年間事業計画

業務運営評価制度は、業務運営の自律的な改善を図る目的から、自ら目標設定(企画立案 [Plan])し、目標達成に向け業務を行い(実施 [Do])、その結果を評価し(評価 [Check])、業務の改善および目標の見直し等(フィードバック [Action])を行う「PDCAサイクル」に基づき運用されている。

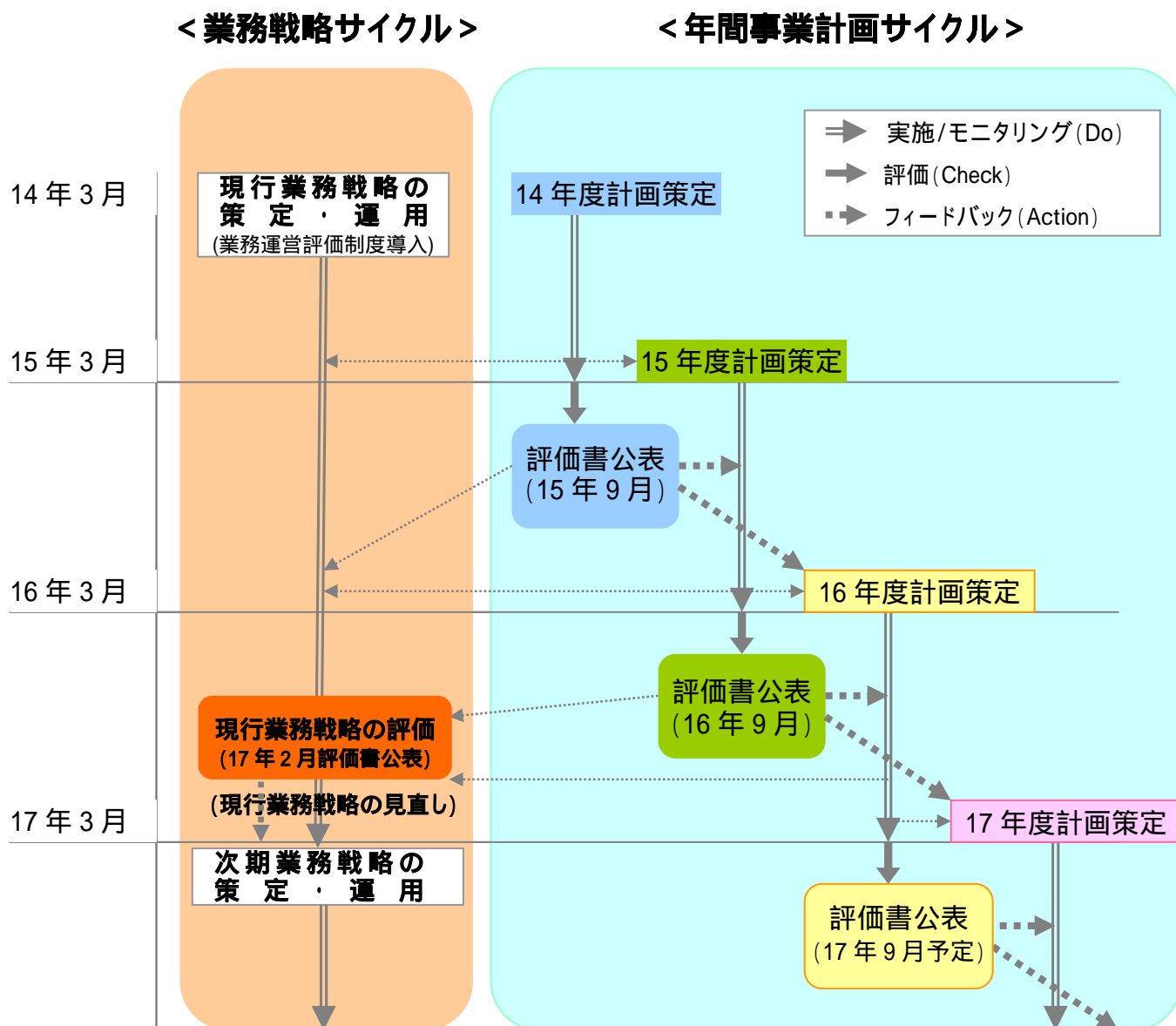
同サイクルは、下図1のとおり、中期的な業務戦略レベルと年度毎の年間事業計画レベルの2つのサイクルから成っており、これまで、年間事業サイクルの「Check」として、平成14年度および15年度の年間事業評価を実施している。また、現在、平成16年度年間事業計画に基づき業務を実施しており、本年9月に平成16年度年間事業評価書を公表する予定である(制度の運用状況については次頁の図2参照)。年間事業評価では、年間事業計画の取り組み状況や達成度合いを評価し、それを踏まえ、業務の改善につなげること(フィードバック)に主眼を置いている。

一方、業務戦略サイクルの「Check」にあたる業務戦略評価は、業務戦略実施期間中の外部環境の変化、業務戦略上の課題への取り組み状況等を分析し、これらを踏まえ次期の業務戦略(Plan)につなげていく(フィードバック)ための評価と位置付けており、次期業務戦略の作成にあたっては、本評価結果を反映するとともに、経済社会情勢、国民の要請や利用者・受益者のニーズの変化を改めて把握し、適切に反映していくことになる。なお、次期業務戦略は、平成17年度当初から運用する予定である。

(図1) 中期・年間のPDCAサイクル



(図2) PDCA サイクルに基づく制度の運用状況



(1) 評価の対象

本行は平成 14 年 3 月に業務戦略を策定し、平成 14 年 4 月から実施している。本評価は、平成 14 年度および 15 年度を主たる対象とし、各々の年間事業評価書を総括することをベースとした。平成 16 年度については、上期までの業務に関するモニタリングを実施し、平成 16 年度年間事業計画の方向性と著しく異なる事象等があれば、その内容に応じて評価に反映することとした。

具体的な評価の項目としては、業務戦略策定時点における基本認識を記述した上で、実施期間中の事業環境の変化、取り組み状況、達成状況を分析・評価し、現時点での業務戦略の妥当性や業務運営上の改善を要する事項等を含め、今後の方向性を記述した。なお、基本業務戦略については、事業課題、財務課題、組織能力課題の 3 つごと、分野別業務戦略については、6 つの事業分野ごとに評価を行った。また、参考資料として、「業務方針」に関連する具体的な指標である「参考指標」の推移のほか、各課題に設定した指標の実績値推移、課題に対応する実績の例、年間事業評価の結果を示した。

(2) 評価の視点

評価にあたっては、以下の視点から分析・評価を行った。

取り組み状況、達成状況

年間事業評価の結果を総括して、取り組み状況、達成状況について分析しつつ、業務方針に沿った業務運営が行われたかについて評価した。業務運営上の改善を要する事項が新たに見つければ記載した。

事業環境、我が国政府の政策等を踏まえた自律的な業務運営の確保

外部環境の変化や政策の変更および年間事業評価の結果等を踏まえ、適切な目標の見直し等自律的な業務運営が行われているかの視点から分析・評価を行った。

業務戦略の妥当性と今後の方向性

現時点の外部環境や我が国政府の政策の方向性等も十分踏まえ、今後の本行の業務運営における課題と期待される役割を分析・抽出し、今後の方向性を記述した。

(3) 評価の方法

本行の業務運営評価制度における業務戦略評価の主たる目的が、業務戦略の見直しへのフィードバックを行い、中期での PDCA サイクルを通じた自律的な業務運営の確保への一助とすることであることを踏まえ、段階評価は行わず、定性的な記述式の評価とした。

本評価は以下のような体制で実施した。

国際金融等業務、海外経済協力業務を統括する金融業務部および開発業務部が業務の統括部門として、自己評価を行う。

総務部業務運営評価課が、上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価報告書案を取りまとめる。

最終的には、役員(総裁、副総裁、理事)が、総務部の取りまとめた評価報告書案における事業環境、取り組み状況に関する分析・評価や、今後の業務戦略の方向性について、集中的に検討・討議し、報告書として確定する。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会(次章参照)において、内部評価に用いる評価手法およびこれに基づく評価結果の妥当性の検討を行う。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会を設置している。その概要は以下のとおり。

(1) 設置目的

内部評価の評価手法およびこれに基づく評価結果の妥当性を検討すること。また、これら検討結果に加えて、評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出することを目的に設置。

(2) 委員 (敬称略、座長以外 50 音順)

(座長)	高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
	岡部 直明	日本経済新聞社上席執行役員論説主幹
	角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授

(3) 業務戦略評価に関する委員会の開催実績

平成 16 年 12 月 3 日 議題：「業務運営評価制度における業務戦略評価の位置付け、評価の手法等について」

平成 17 年 2 月 8 日 議題：「業務戦略評価報告書について」

(参考) 業務運営評価制度導入以降の上記以外の委員会開催実績

平成 14 年度年間事業評価関連

平成 15 年 6 月 13 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

平成 15 年 9 月 17 日 議題：「平成 14 年度年間事業評価書について」

平成 15 年度年間事業評価関連

平成 16 年 6 月 2 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

平成 16 年 9 月 24 日 議題：「平成 15 年度年間事業評価書について」

第 2 部

業務戦略評価の結果

1. 現行業務戦略の下での平成 14～16 年度における本行の業務運営については、業務方針に則り、自ら設定した課題に取り組みつつ、その間の事業環境の変化や年間事業評価結果等を踏まえた、柔軟かつ機動的な対応がなされており、全体として、内外の経済社会環境や我が国政府の政策等を踏まえた自律的な業務運営が行われてきたものと認められる。特に、

- アジア地域の経済回復と相互依存深化を踏まえた、金融・資本市場育成、貿易・投資促進等における域内協力拡大への政策的シフトが見られたこと
- 開発援助に関する国際潮流を踏まえ、我が国政府により貧困削減、持続的成長、地球規模問題、平和構築を新たな重点課題とする ODA 大綱の改定が行われたこと
- 世界的なエネルギー・資源価格高騰を受け、我が国の資源安定確保の重要性が高まったこと
- 京都議定書の発効を見据えた地球温暖化対策の進展等、地球規模問題対応への機運が盛り上がってきたこと

といった内外経済社会情勢の大きな流れの中、本行は公的機関として、我が国政府の対外経済政策の変化や日本企業、開発途上国政府等のニーズの変化・多様化に対応し、分野別業務戦略(注)のもとで金融およびそれに付随する知的支援等を通じて政策を具現化し、以って我が国企業の対外経済活動の促進や開発途上国の経済社会開発・経済安定化への支援および我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献のため、求められる役割を果たしてきたものと認められる。

(注) 「国際金融秩序安定への貢献」、「開発途上国の経済社会開発支援」、「我が国の資源の安定確保」、「我が国の資本・技術集約型輸出の支援」、「我が国産業の国際的事業展開の支援」、及び「開発途上国の地球規模問題への対応支援」の 6 事業分野からなる。

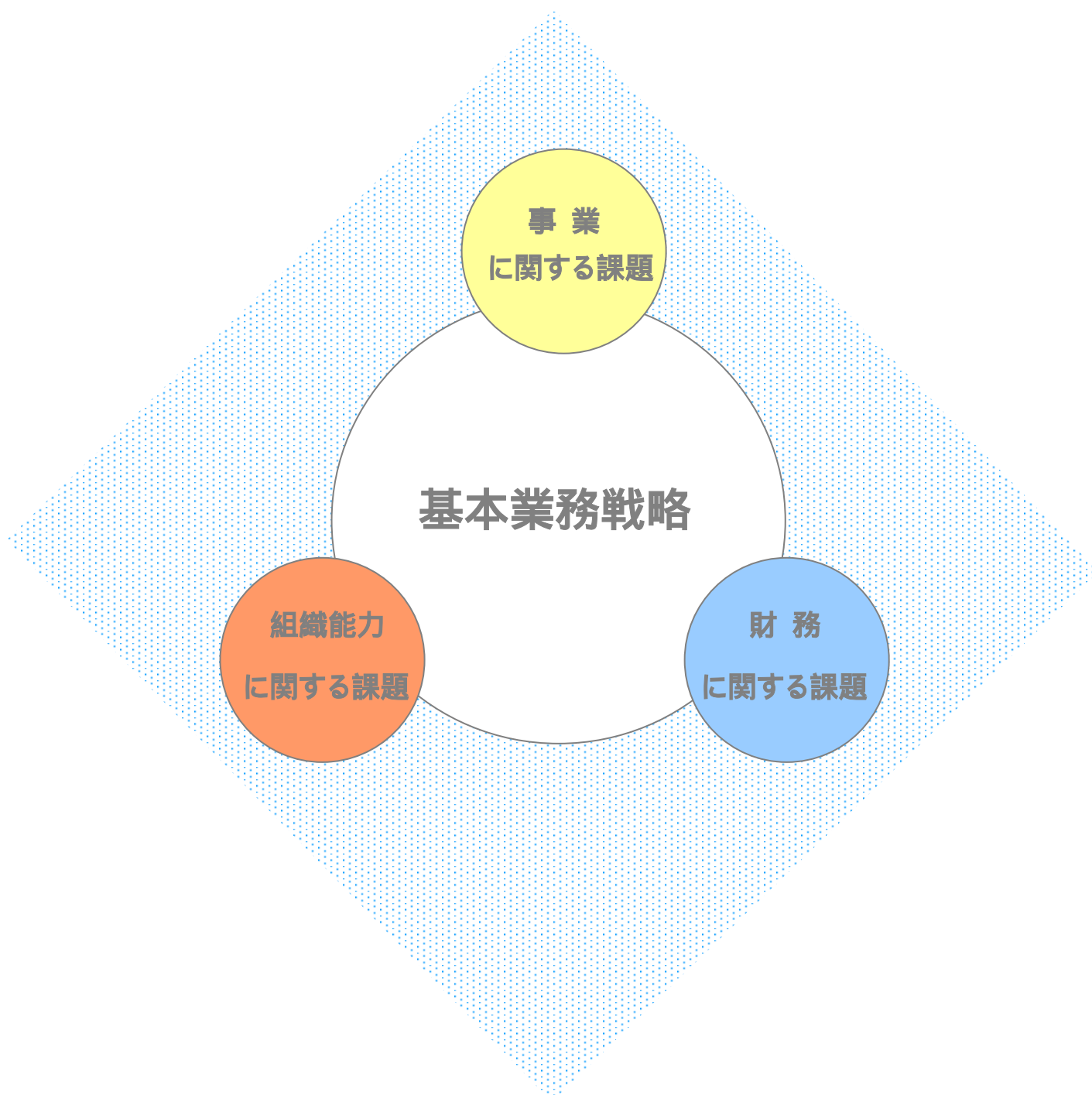
また、こうした本行の業務運営の前提となる課題として策定している基本業務戦略(事業・財務・組織能力)については、「特殊法人等整理合理化計画」、およびその後の政策金融にかかる我が国政府の方針を踏まえたものとなっているが、民業補完の徹底や事業の不断の見直し、利便性向上、各種リスクの適切な管理といった事項について、着実に実行してきたものと評価される。

但し、現行業務戦略の個別の分野・課題においては、更なる改善を図るべき点や更に注力すべき点があり、具体的に本評価書で指摘されている諸点について、平成 17 年度以降の新たな業務戦略のもとで着実に対応していく必要がある。

2. 本評価書では、今後の業務戦略の方向性を挙げているが、国内外の経済社会情勢や我が国政府の政策等を踏まえれば、従来から取り組んできた課題を適切に見直しつつ対処する必要があることに加え、更に、以下の点において、より一層積極的な取り組みを行うことが必要と考えられる。

- 世界各国の経済の相互依存関係が深まる中、国際金融システムを強化し、通貨危機の再発防止と開発途上国の安定成長を実現するため、アジア債券市場イニシアティブを通じたアジア地域の債券市場育成に取り組むこと
- 近年の世界的なエネルギー・資源需要の急増や我が国が石油を依存している中東地域の政治情勢、世界的なエネルギー・資源の価格高騰等を踏まえ、我が国へのエネルギー・資源の確実な供給の確保に向けて取り組むこと
- 地球温暖化問題に関し、京都議定書が発効することにより、地球温暖化防止とともに、我が国の産業活動維持のために重要な排出権を確保するため、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)等京都メカニズム案件への対応に取り組むこと
- 甚大な被害をもたらした大規模災害の発生を契機に防災に対する国際社会の認識が急速に高まったことを踏まえ、緊急復旧支援だけでなく、中長期的な復興・再開発や災害防止・予防といった災害への対応に取り組むこと
- 冷戦後の国際社会において、地域・国内紛争やテロが多発・深刻化する中、紛争周辺国への支援も視野に入れた、紛争予防・再発防止から復興支援・平和の定着に向けた平和構築への貢献に取り組むこと
- 対外経済分野における政策金融機関として、本行の海外ネットワーク機能を最大限活用して、海外での情報収集活動を強化し、現地タスクフォース等への参加やファイナンス組成等への貢献を積極的に行うとともに、開発途上国において事業を展開する我が国企業や開発途上国のニーズの機動的かつ的確な把握に努めること

3. 我が国および国際経済社会の健全な発展に資する、という本行に課された使命を果たすべく、上記を含めた諸問題に適切かつ機動的に対応していくことが重要と考えられ、今後も、この業務運営評価制度を活用し、自律的な業務運営に引き続き努めていくことが求められる。



【評価の要旨】

- 事業課題1 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題2 効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題3 国際機関・他国公的機関との積極的な連携
- 事業課題4 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題5 中堅・中小企業向け支援内容の充実

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

世界・日本経済および国際的資本フローが回復傾向を示す一方、テロの深刻化や資源価格高騰等、国際社会および我が国に影響を及ぼす環境変化が生じてきた中、「事業に関する課題」にかかる個別の状況は以下のとおり。

民間金融との関係における政策金融のあり方については、2002年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」において、基本認識および改革の手順が示された。また、我が国民間金融機関については、財務体質改善が認められるものの、開発途上国向け対外資産残高はアジア通貨危機前の半分程度に減少。昨今ようやく下げ止まり、回復の兆候が見え始めたところである。

多様な金融手段の有機的活用、および国際機関等との積極的連携による効果的な公的資金活用が引き続き本行に求められた。

環境配慮・環境改善については、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」ヨハネスブルグ宣言や、「国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)」東京会議開催など、環境問題対応の必要性が認識されてきているほか、京都議定書の発効見通しが立ち、京都メカニズム活用への取り組みが加速している。

我が国中堅・中小企業は回復が遅れ、引き続き厳しい経済・金融環境に直面した中、金融円滑化・多角化、再生支援等の中小企業施策が推進された。他方、海外事業の積極化を志向する中堅・中小企業にとり、海外事業資金調達に加え、特に進出先国情報への円滑なアクセスが重要となっており、中堅・中小企業を支える地域金融機関からも、本行に対して、そうした課題に対する支援が求められるケースが生じている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められる。

民間金融機関の補完・奨励の徹底および民間資金との役割分担の明確化については、業務運営上の重要課題と位置づけ、設立根拠法、特殊法人等整理合理化計画および政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資業務一部廃止、民間金融機関との協調融資および保証の拡大に加え、新たな保証制度の創設、民間金融機関に対する環境審査情報の提供等につき取り組んできた。

公的資金の適切な利用との観点から、本行の対外政策金融機関としての特性を活かした国際機関等との連携、および1999年に統合して設立された機関としての特性を活かした幅広い支援メニューの有機的な活用を通じ、効果的な政策実現に努め、特に環境問題に対する配慮・改善策実施や中堅・中小企業支援を念頭に置きつつ、国際社会の要請に対処してきた。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、業務戦略実施期間を通じて、我が国および国際社会の経済社会上の諸要請に政策金融機関として対応するにあたり、民間金融機関の補完・奨励及び民間資金との役割分担の明確化、多様な金融手段の有機的な活用や国際機関等との積極的連携による効果的な公的資金活用、環境問題への対応、中堅・中小企業への支援が、本行に引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。

但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化については、不断の自己改革を求められる課題であること、環境問題対応の必要性への国際的な認識の高まりや地球温暖化対策にかかる内外の動向を受け、環境問題へのより積極的な対応が我が国にも求められていること、中堅・中小企業の海外事業における質的支援へのニーズが高まっていること等について、特に留意する必要がある。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

民間金融機関の補完・奨励及び民間資金との役割分担の明確化

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

国際機関・海外公的機関との積極的な連携

環境問題に対する配慮の徹底及び環境問題対応への積極的貢献

中堅・中小企業への質的支援の充実

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 事業課題1 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題2 効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題3 国際機関・他国公的機関との積極的な連携
- 事業課題4 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題5 中堅・中小企業向け支援内容の充実

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の基本認識は以下のとおり。

(1) 政策金融機関としての民間金融機関の補完・奨励の徹底の必要性

本行は、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、我が国の輸出入若しくは海外経済活動の促進、開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援、および我が国を取り巻く国際金融秩序の安定化への貢献を行うこととされている。また、2001年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において示された、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則を踏まえ、2002年度以降も引き続き民業補完の徹底を前提として業務を遂行すべきと考えられる。

(2) 統合機関としての相乗効果発揮の重要性

本行は、ともに我が国の対外経済関係に関する施策を遂行する機関であった旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金の統合により、1999年10月に設立された。本行は、統合前の業務から蓄積された情報・ノウハウを共有・一元化し、政策目的に応じて多様な金融手段を有機的に活用しつつ、国際経済社会への一層の貢献を求められているものであり、統合後2年余を経過した業務戦略策定時においても、本行は統合による相乗効果を業務遂行上最大限発揮すべきと考えられる。

(3) 国際機関・他国公的機関等との連携強化の重要性

世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関、他国の輸出信用機関や援助機関等と連携して、開発政策に関する国際的枠組みや開発途上国の経済情勢・支援方針等に関する情報・意見交換や、協調融資等を行うことは、開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動にも資するものであり、本行の効率のかつ効果的な業務遂行に資することから、これらの機関とは積極的な連携推進を図ることが重要と考えられる。

(4) 地球環境問題への対応の必要性

長期に亘る国際社会の共通課題となったものとして、地球環境問題が挙げられる。これに対応すべく、国連環境開発会議(1992年6月)では持続可能な開発を理念とした行動計画が採択され、気候変動枠組条約第3回締約国会議(1997年12月)にて二酸化炭素排出量の定量的削減を企図した京都議定書が採択される等、地球環境問題に関する国際的枠組みも整いつつあり、本行としては、融資業務等の実施にあたり、環境問題に対する配慮を徹底することに加え、地球環境の改善にも貢献すべきと考えられる。

(5) 中堅・中小企業支援への対応の必要性

我が国経済のデフレ状態が継続する中、中小企業支援が国政上の重要施策とされ、諸々の経済対策(注)において中小企業対策が規定されていること、また、中堅・中小企業をはじめとする我が国企業にとり海外市場確保が一層重要となっているものの、内需不振による業況不振や過剰債務等が国際事業展開を行う上で大きな制約要因となっていること等に鑑み、本行としても我が国政府の施策および中堅・中小企業のニーズに合致した支援を行う必要があるものと考えられる。

(注) 「総合経済対策」(1998年4月)、「緊急経済対策」(1998年11月)、「経済新生対策」(1999年11月)、「日本新生のための新発展政策」(2000年10月)、「緊急経済対策」(2001年4月)、「改革先行プログラム」(2001年10月)。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

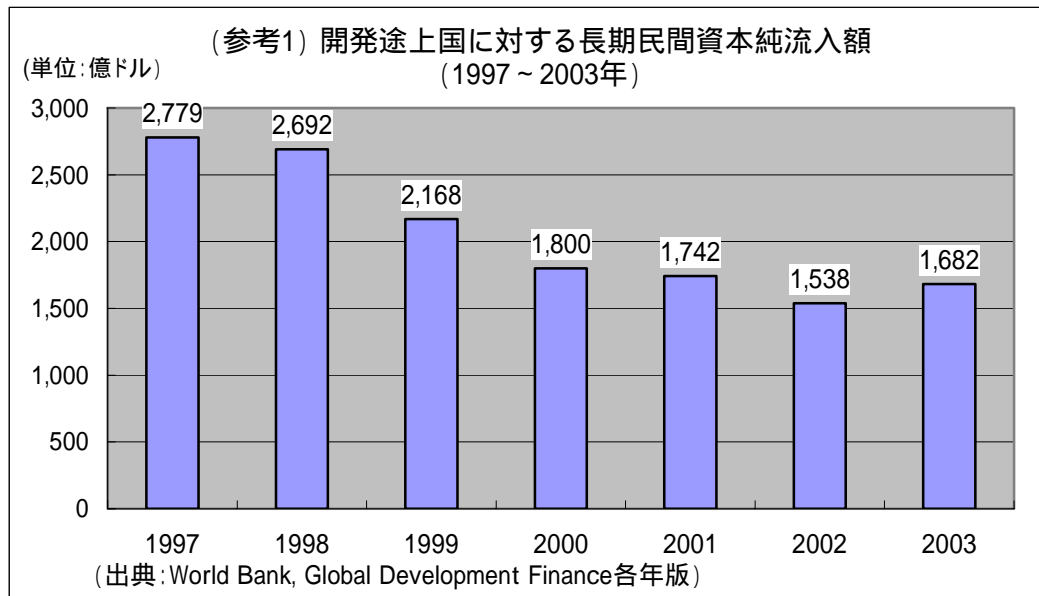
< 全般的な状況 >

(1) 世界経済および日本経済は回復の傾向

世界経済の成長率は、IMFの調査によれば2001年の2.4%より回復に転じ(2004年は5.0%)、我が国経済も企業部門の収益・財務体質の改善等を背景に、マイナス成長であった2002年を底として、以降プラス成長を記録してきた。しかしながら、世界的な金利上昇傾向や原油等資源素材価格の高騰等のダウンサイドリスクが顕在化し、2005年の世界および我が国経済の成長率については2004年比で各々0.7ポイント、0.5ポイントの減速も予測されている。

(2) 国際的資本フローは若干の回復

また、国際的資本フローの動向について、開発途上国に対する長期民間資本の純流入額をみると、1997年の2,779億ドルより2002年の1,538億ドルまで減少し続けた後、2003年に1,682億ドルと若干の回復に止まっているのが現状である(参考1)。



(3) テロ深刻化や資源価格高騰等、国際社会・我が国に影響を及ぼす新たな環境変化

その他、最近では、地球環境問題、地域紛争、テロや自然災害が深刻化しているほか、貿易・通貨・金融面等での地域内・二国間協力の進展、資源価格の記録的上昇、企業のIT化の進展および新興国企業の参入等による企業間の国際的競争激化、BRICsといわれる新興市場の形成等、国際社会および我が国に影響を及ぼす様々な環境変化が新たに見られた。

< 「事業に関する課題」にかかる個別の状況 >

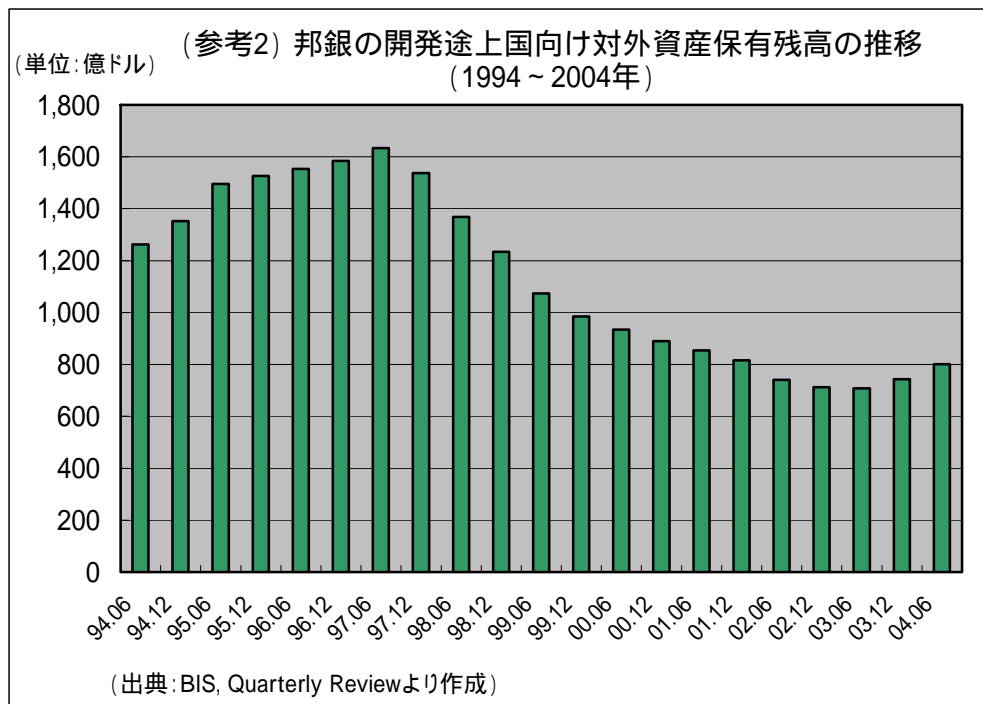
上記の全般状況のもと、「事業に関する課題」にかかる個別の状況は以下のとおり。

(1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化(事業課題1)

民間金融との関係における政策金融のあり方については、2002年12月13日の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」において、「わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融改革の抜本的改革が必要」との認識の下、改革の手順については、2004年度末までを「金融円滑化のため政策金融を活用」する不良債権集中処理期間、2005年度から2007年度までを「民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、(政策金融が)あるべき姿に移行するための準備期間」としているところである。本行として、このような我が国政府の検討状況や、特殊法人等整理合理化計画を踏まえた業務運営が必要となっている。

他方、民間金融機関の状況については、我が国7大銀行グループの不良債権比率は2002年3月期に8.4%とピークに達したが、金融再生プログラムに則った不良債権処理および株式持合い解消等が進んだ結果、同比率は2004年9月期の4.6%へと低下し、現状一層の資本充実の要はあるものの、財務体質の一定の回復が認められるところである。しかしながら、先進国金融機関による開発途上国向け対外資産保有残高の推移を比較すると、欧米の銀行ではアジア通貨危機前の1997年6月より2004年6月にかけて増加させてきている一方、邦銀では海外拠点撤退やリストラ等に伴い同期間に半

分程度にまで減らし、昨今ようやく下げ止まり、回復の兆候が見え始めたところである(参考2)。



(2) 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用(事業課題2)

我が国の対外政策を担う政策金融機関としての役割を果たすためには、統合機関としての相乗効果の発現はもとより、多様な金融手段の有機的な活用等を通じた、効果的な公的資金の活用が本行に求められる状況に変わりはない。

(3) 国際機関・他国公的機関との積極的連携(事業課題3)

我が国の対外政策を担う政策金融機関として、国際金融・開発援助の分野において、民間金融機関とは異なる情報生産や対外的な公的信用補完を提供し、また、国際社会で共有される開発目標・開発戦略に積極的に貢献していくにあたり、国際機関・他国公的機関等との多様な連携によって、その質を高め、効果的な公的資金の活用を図ることが本行に求められる状況に変わりはない。

(4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み(事業課題4)

環境問題については、2002年8月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」のヨハネスブルグ宣言において、生物多様性喪失、漁業資源の枯渇、砂漠化、地球温暖化、海洋汚染への対策の必要性が叫ばれ、2003年10月には「国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)」東京会議が開催され、公的機関・民間金融機関が協働して金融活動における環境配慮を促進する動きが加速する等、様々なレベルで環境問題対応の必要性が認識されてきている。また、1997年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された、京都議定書の2005年2月発効見通しが立ったことにより、国際的にも二酸化炭素排出量の制限が課せられることとなり、排出権取引に向けた動きが加速しているところ、我が国としても同議定書上の目的達成に向けた官民挙げての取り組みが求められている。

(5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実(事業課題5)

我が国経済は大企業中心に回復の動きが見られたが、中小企業では業種により回復に遅れが見られ引き続き厳しい経済環境に直面してきた。また、中小企業を取り巻く金融環境も、2003年度には最悪期を脱し、2004年9月期に大手銀行の不良債権問題が峠を越したと見られるものの、楽観できない状況が続いた。かかる環境下、我が国政府の中小企業施策は、中小企業を日本経済活性化の鍵と捉え、中小企業金融円滑化・多様化、再生支援、創業や新事業への挑戦支援等を柱に推進されてきた。

他方、経済グローバル化が進む中、企業の規模を問わず海外市場を見据えた経営が益々求められる経済環境のもと、我が國中堅・中小企業においても、取引先企業の要請等から海外事業展開を進めている。しかし、大企業と比べ情報、資金、人材等の面で不利な中堅・中小企業にとり、海外事業資金の調達に加え、特に進出先国の投資環境情報等への円滑なアクセスは、経営基盤を強化する上で一層重要な課題である。また、中堅・中小企業を支える地域金融機関からも、本行に対して、そうした中堅・中小企業の抱える課題に対する支援が求められるケースが生じている。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたものと認められる。

取り組み状況、達成状況**(1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化(事業課題1)**

国際金融等業務においては、民間金融機関が開発途上国向け資産を圧縮し海外拠点のリストラを進める中、本行は、協調融資によって民間金融機関の資金動員を促進した(27頁、本課題にかかる指標推移参照)ほか、次のとおり、特殊法人等整理合理化計画に基づく一部の融資業務の廃止、および保証機能の活用等を実施してきた(参考3)。

融資業務の一部廃止

- ・輸出金融の先進国関係の貸付業務を廃止
- ・輸入金融の貸付業務を廃止(但し資源輸入を除く。)
- ・一般投資金融の先進国関係の貸付業務を廃止
- ・リファイナンスを廃止

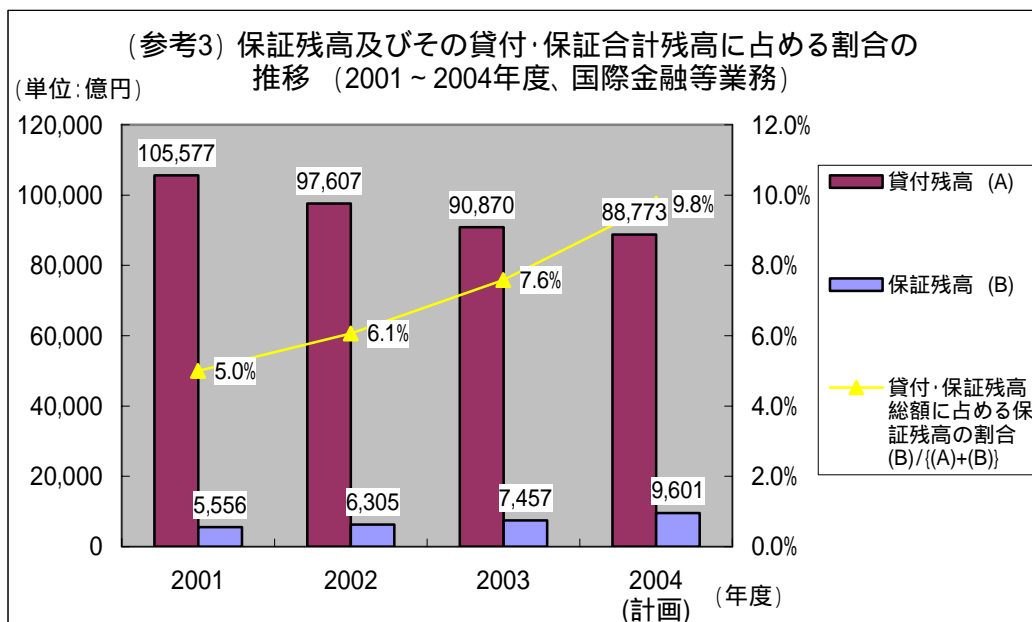
保証機能の活用

- ・協調融資等における民間金融機関に対する保証の範囲を拡大
- ・民間金融機関の信用力を補完するパフォーマンスボンド等保証制度を創設
- ・製品輸入保証制度を創設

その他

- ・輸出貸出債権の流動化を実施
- ・民間金融機関より要望がある場合には、市中優先償還（協調融資において、民間金融機関には本行より短期の回収条件を付すこと）を認め、民間資金の動員を促進
- ・2002年10月の我が国政府の「改革加速のための総合対応策」を受け、民間金融機関を経由するツーステップローンの実施により我が国企業のニーズに対応
- ・環境審査にかかる協定書を締結し、本行のプロジェクト審査にかかる環境審査情報・ノウハウにつき、協調融資を行う民間金融機関に対し提供
- ・公的機関としてのリスク対応策の一つとしてポリティカルリスク・デファールル（注）を積極的に適用

（注）借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで（但し、最終期限を猶予期限とする）借入人に対して期限の利益喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。



海外経済協力業務においては、世界銀行、アジア開発銀行、他国公的機関との協議、および国際会議等を通じ、開発事業に関連するインフラや地球温暖化防止等にかかる民間部門の果たす役割の重要性につき提言を行い、民間資金との役割分担および連携を重視してきた。

（2）効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用（事業課題2）

本行は、統合前の旧両機関が各々有していた国際金融や開発援助にかかる種々の機能を、通常業務の一環として有機的に組み合わせ、

- アンタイドローンによる電力卸売市場インフラ整備および変電設備強化の支援、SAPI（注）による発送電事業への知的支援、および我が国政府による電力タスクフォースへの参加を通じた政策提言、を組み合わせたフィリピン電力セクター支援、
- 資源金融による油田開発事業への支援と、輸出金融による地中海向け原油搬出用パイプライン設備輸出への支援、を組み合わせたカスピ海原油に関する油田開発・搬出に対する支援、

等、開発途上国および我が国の双方に資する戦略的な政策金融の実施に取り組んできた。なお、このような包括支援を行った案件数は、2002年度は計画未達なるも、2003年度には計画および前年度実績を上回った。

(注) Special Assistance for Project Implementation の略で、円借款案件の事業実施支援を目的に、本行が専門家を雇用・派遣して実施する調査業務。

(3) 国際機関・他国公的機関との積極的な連携(事業課題3)

本行は、IMF・世界銀行・ADB・EBRD等の国際機関、他国公的機関との間で、業務協力協定の締結や各種協議の実施のみならず、例えばベトナムにおける世界銀行・ADB等と共同での援助手続調和化など、開発目標・開発戦略を共有しつつ援助を行うグローバル・パートナーシップに積極的に参加し先駆的な取り組みを実施してきたほか、資源エネルギー、中小企業支援、平和構築等幅広い分野における協調融資に注力し、着実に実績を伸ばしてきた。

(4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み(事業課題4)

本行は、環境問題に対する配慮の徹底に関しては、2003年10月の「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)施行以前から、「環境問題に懸念のある案件における、NGOや地域住民等からの(プロジェクト実施主体者による)意見聴取(がなされていること)の(本行による)確認の徹底」を本課題の目標として設定し、着実に取り組んできたが、本ガイドライン施行後は、かかる確認および環境レビュー結果の公開等は本行として当然に遵守すべき事項の1つとして行っている。

一方、環境改善に貢献する案件については、再生可能エネルギー分野、森林保全プロジェクト等への支援、京都メカニズムを活用した排出権確保のための「日本温暖化ガス削減基金」(日本版炭素基金)設立への参画などに着実に取り組み、ほぼ各年度の計画を満たす実績を上げてきた。また、タイ・中国等に対する環境改善・公害対策融資セミナー開催、環境審査情報提供を目的とした民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」締結など、多岐にわたる取り組みを実施した。

(5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実(事業課題5)

本行は、中堅・中小企業のニーズに応えるべく、常設窓口を通じた海外投資手順や長期資金調達方法に関する相談受付に加え、定期的な移動相談室の開催や、自治体・商工会議所・地銀等との連携による中国・FTA等に関する講演等を通じ、より広範な情報提供に努めてきており、2003年度の上記相談室・講演等の開催件数は、計画をほぼ満たす水準となった。また、地域金融機関等とも緊密に連携しつつ、中堅・中小企業の海外投資事業への融資にも努めており、2003年度には中堅・中小企業の海外進出への金融面の支援を専門に担当するチームを本格的に立上げ、従来からの情報提供・コンサルティングサービスと合わせ、個々の案件にきめ細かく対応できる体制も整えたことから、中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数も若干の増加傾向で推移した。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたり、本行は、民間金融機関の補完・奨励の観点から、融資業務の一部廃止に加え、各種保証制度等の創設、民間金融機関に対する環境審査情報・ノウハウの提供等、新たな取り組みにも傾注した。また、「改革加速のための総合対応策」の趣旨を踏まえ、流動化スキームを活用して、本行輸出信用(サプライヤーズクレジット)にかかる日本企業のインドネシア向け債権のオフバランス化を実現する等、我が国政府の経済対策にも迅速に対応した。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2.のとおり、我が国および国際社会の経済社会上の諸要請に政策金融機関として対応するにあたり、民間金融機関の補完・奨励および民間資金との役割分担の明確化、多様な金融手段の有機的活用や国際機関等との積極的連携による効果的な公的資金活用、環境問題への対応、中堅・中小企業への支援が、本行に引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化については、本行の業務の前提であることに鑑み、不断の自己改革を求められる課題であること、環境問題対応の必要性への国際的な認識の高まりや京都議定書発効を控えた地球温暖化対策にかかる内外の動向を受け、環境問題へのより積極的な対応が我が国にも求められていること、また、中堅・中小企業の海外事業における質的支援へのニーズが高まっていること等について、特に留意する必要がある。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
 既述のとおり、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化については、不断の自己改革を求められる課題であることから、例えば以下のようなアプローチのもと、取り組みの一層の充実が必要と考えられる。

- ・引き続き、開発途上国および在外日系企業に対する民間金融機関の適切な資金フローを本行の協調融資や保証により可能な限り伸長させるよう努める。
- ・民間金融機関との直接協議をこれまで以上に緊密化させ、随時民間金融機関の活動領域を把握するとともに、民間金融機関の意見を適切な範囲で取り入れ、本行が従来とは異なる方法で業務へ反映させていくような取り組みに注力する。
- ・本行が国際機関等との連携や開発途上国におけるプロジェクト支援を通じて蓄積した環境審査・調査ノウハウ等の優位性を有する情報につき、民間金融機関に対し提供していくよう、新たな業務目標としての取り組み例を設定する。

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

本行が統合機関としての相乗効果を最大限に発揮する上で、引き続き、開発途上国や我が国企業等のニーズを踏まえつつ、多様な金融手段を複合的に組み合わせて、効果的・効率的な政策実現を図っていくことが必要と考えられる。

国際機関・海外公的機関との積極的な連携

本行が効率的かつ効果的な業務遂行と同時に国際的な知的貢献をも図っていく上で、引き続き、国際機関・海外公的機関との様々なレベルでの連携を推進していくことが必要と考えられる。

環境問題に対する配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

今後、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に基づき、一層環境問題に対する配慮を徹底する一方で、環境問題対応について、我が国にもより積極的な対応が求められている現状に鑑み、本行としては、環境改善に資する案件や外部への働きかけに重点的に取り組むことが必要と考えられる。

中堅・中小企業への質的支援の充実

開発途上国への事業展開に関する中堅・中小企業等のニーズへの対応や、地域金融機関を含む民間金融機関の融資機能の補完の観点から、本行の海外駐在員事務所ネットワークや諸外国政府との緊密な関係に基づく情報収集力や、海外事業支援の経験から蓄積されたノウハウを活かし、海外の投資環境情報の提供等を通じた質的支援を充実させることが必要と考えられる。

(参考) 基本業務分野：事業に関する課題

～課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果～

(事業課題1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
民間金融機関との協調融資および保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員	総事業費のうち、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率(各案件の融資比率を単純平均)(注) モニタリング指標	46%	50%	48%	48%	
	民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率 モニタリング指標	9.8%	6.5%	23.9%	18.2%	
開発事業における民間資金との役割分担の推進	-					

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ パフォーマンスボンド保証、製品輸入保証等の制度創設による保証機能の積極的活用
- ◆ 公的機関としての多様なリスク対応策としてのポリティカルリスク・デファールルの積極的適用
- ◆ 環境審査にかかる協定書締結を通じた、民間金融機関への環境審査情報・ノウハウ提供
- ◆ 民間部門の果たす役割の重要性に関する各種調査・提言(東アジアのインフラ整備に係る世銀・アジア開発銀行との共同調査にて官民パートナーシップのあり方を提言、中南米4カ国の上下水道サービス持続性の観点より民活導入可能性を調査、等)


 本業務戦略の対象期間

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：A 2003年度：A

(注) 「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義している。

(事業課題2) 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例：民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化	関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った出融資保証承諾案件数	7	1	3	8	6

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ カスピ海の油田開発事業とそこで産出される原油を地中海へ搬送するパイプライン事業への包括的支援
- ◆ フィリピンの電力セクターにおける、アンタイドローンによる電力卸売市場インフラ整備および送電設備強化、既往円借款に係る知的支援(SAPI)、および我が国政府による電力タスクフォースへの参加を通じた政策提言を組み合わせた支援


 本業務戦略の対象期間

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：B 2003年度：A

(事業課題3) 国際機関・他国公的機関との積極的連携

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
開発途上国向け支援に関する効果向上のための国際機関・他国公的機関との連携の推進	開発支援に係る国際的な枠組み (PRSP・CDF)、又は国際機関・他国公的機関との間で開発政策に関する調整を行った件数(注)	22	23	60	149	100
	国際機関・他国公的機関との協調融資案件数 モニタリング指標	14	5	7	17	


 本業務戦略の対象期間

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 開発におけるインフラの役割につき、世界銀行との「インフラ協議会」開催の他、世銀・ADBと共同で「東アジアのインフラ整備」調査を実施
- ◆ 開発援助委員会(DAC)の貧困削減ネットワークへの積極的貢献により、国際機関や他国公的機関との間の議論をリード
- ◆ ベトナムにおける、世界銀行・アジア開発銀行等と共同での援助手続調和化の実施
- ◆ ASEAN 新加盟国の事業環境整備に関し、国連貿易開発会議、国際商工会議所との連携による投資フォーラム開催
- ◆ アジア ECA(輸出信用機関)会合への参加・貢献を通じた、アジア地域の公的機関との連携強化

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度: A 2003年度: A

(注) 指標計上の対象について、2003年度より、本行主催会議での政策の調整に加えて、国際機関や他国公的機関主催会議における政策調整等を含めより多様な対応を促すこととしている。

(事業課題4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
環境問題に懸念がある案件(注)における、NGOや地域住民等から意見を聴取していることの確認の徹底	環境問題について懸念のある出融資保証承諾案件のうち、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていることを確認した案件数の割合	63%	63%	96%	100%	100%
開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化	環境改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合	16%	8%	12%	12%	13%


 本業務戦略の対象期間

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 環境改善案件への支援例として、エジプトの風力発電事業、中国のコークス資源供給安定化・環境改善プロジェクト等
- ◆ 環境社会配慮へ向けた体制整備例として、新環境ガイドラインの制定および施行、同ガイドラインに基づく異議申立手続要綱の施行、環境報告書の作成等
- ◆ タイ、中国等12カ国の参加の下、環境改善・公害対策融資セミナーを実施
- ◆ 日本温暖化ガス削減基金の設立準備

【各年の評価結果】

- 2002年度: A 2003年度: A

(注) 環境問題に懸念がある案件: 新環境ガイドライン上、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト、または、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積りが困難であるようなプロジェクト。

(事業課題5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
中堅・中小企業向け情報提供の充実	本行が実施した中堅・中小企業を主な対象とした投融資相談会・講演等の件数	n.a.	67	82	84	81
中堅・中小企業向け支援の充実	中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数 モニタリング指標	9	26	23	31	

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 群馬県太田市商工会議所との協力による「太田 - 国際銀ものづくり支援懇談会」の設置等、中堅・中小企業を中心とする地方製造業の海外進出に関する投融資相談や情報提供を強化
- ◆ 地方自治体、商工会議所等向けのメールマガジンの配信を開始、中堅・中小企業向け情報提供を拡充

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度: A 2003年度: A

【評価の要旨】

財務課題1 適正な損益水準の確保

財務課題2 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

本行は設立根拠法において、国際金融等業務については収支相償が原則とされ、また、海外経済協力業務については、開発途上国にとって重い負担とならないような条件で融資すると定められており、国民負担を最小化するよう効率的な業務運営が求められている。本行は利益追求を目的とする機関ではないが、政策金融機関として財務管理に配慮すべきであり、適正な損益水準を確保しつつ業務を行っていくことが必要である。また、フローにおける適正な損益水準の確保に加え、ストックにおける安定的な財務体質の維持も重要であり、出融資の実行に伴う各種リスクを適切に把握・管理することが必要である。

加え、損益水準やリスク管理債権等の貸付資産状況を含む財務状況の透明性の確保への一層の配慮と対応も求められており、更に、リスク管理手法等の更なる高度化に向けた対応も重要である。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められる。

業務戦略実施期間中(2002、2003年度)、本行は一定の損益水準を確保した。2002年度については、海外経済協力勘定において、円借款の債務救済方式に係る政府の政策変更による貸付金償却が行われ、特別損失を計上(これは我が国政府による臨時的措置であり、同年度固有の事情による損失計上)したが、2002年度は国際金融等勘定、2003年度は両勘定ともに利益を計上した。

リスク管理については、出融資の実行に伴う様々なリスクを適切に把握・管理し、引き続きリスク管理態勢の整備を進めた。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、適正な損益水準の確保や適切なリスク把握・管理の必要性は不変、あるいは高まってきており、また、本行の政策金融機関としての特性を踏まえれば、現行業務戦略は基本的に妥当

な内容であり、その達成は引き続き重要であると考えられる。

今後の業務戦略の方向性として、従来と同様に以下が考えられる。

適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

財務課題1 適正な損益水準の確保

財務課題2 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の基本認識は以下のとおり。

(1) 適正な損益水準の確保

本行は、我が国の対外経済政策を担う政策金融機関であり、利益追求を目的とする機関ではないが、国際協力銀行法上、国際金融等業務については、収支相償が原則とされている。また、海外経済協力業務については、開発途上国の経済社会開発への支援を行うことから、譲許的な条件による資金支援を行っているが、国民負担を最小化するよう効率的な運営が求められている。このような本行の政策金融機関としての特性を踏まえ、適正な損益水準を確保しつつ業務を行っていくことが必要である。

(2) 民間会計基準に準拠した財務諸表および行政コスト計算財務書類の作成・公表

一方、2001年6月、政府の財政制度等審議会において特殊法人等の会計処理にかかる説明責任の確保と透明性の向上の観点から「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が決定され、本行はこれを踏まえ、2001年9月に行政コスト計算書を作成している。また、民間会計基準に準拠した財務諸表については、2001年3月期より公表しており、監査法人からの監査証明も取得している。

(3) 統合リスク管理体制の構築の必要性

本行は2001年10月より財投機関債による資金調達を開始しており、また、リスクの多様化および金融資本市場における金融機関の経営効率性に対する意識も高まってきていることから、本行の保有する種々のリスクの管理強化が求められる状況となった。従い、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスクコントロールによる健全性確保、および収益(リスク調整後)管理による収益性向上を目指す統合リスク管理体制の構築が他の金融機関同様、本行の業務運営上不可欠となってきた。

本行が主としてコントロールすべきリスクとしては、開発途上国等向け与信にかかる信用リスクのほか、政策金融機関として構造的に抱える金利リスクが挙げられる。株式を保有していないこと、出融資関連為替リスクは原則フルヘッジしていること、預金業務やマネーマーケットでの資金調達を行っていないこと等に鑑み、価格変動リスク、為替リスク、流動性リスク等については、本行に存するリスクは相対的に小さいと考えられる。

(4) オペレーショナルリスクへの対応の必要性

1988年7月にバーゼル銀行監督委員会より発表されたBIS規制により、国際業務を行う銀行は主として信用リスクを管理し、自己資本比率をコントロールすることが求められることになった。1996年には同委員会より市場リスク規制を公表、続いて1998年には金融システム複雑化に対応し、事務リスク、システムリスク、法的リスク、流動性リスクを含むオペレーショナルリスクを計測する新たなBIS規制案が公表されている。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

(1) 適正な損益水準の確保、各種リスクの適切な把握・管理

本行として特に配慮すべきリスクは引き続き信用リスクおよび金利リスクと考えられ、本行の経営上配慮すべき財務に関する課題として、適正な損益水準を確保すること、および出融資の実行に伴う各種リスクを適切に把握・管理することの必要性は変わっていない。また、フローにおける適正な損益水準の確保に加え、ストックにおける安定的な財務体質の維持も重要である。

(2) 財務状況の透明性確保

さらに、特殊法人の財務状況に係る透明性向上および国民負担に帰するコストの明示についての政府の方針(注)に従い、損益水準やリスク管理債権等の貸付資産状況を含む財務状況の透明性の確保につき一層の配慮と対応を求められるようになっている。

(注) たとえば、財政投融资制度の対象事業に係る将来の国民負担を明示する目的で、本行を含む財政投融资対象機関につき1999年度より導入されている政策コスト分析制度は、財政制度等審議会の財政投融资分科会における議論等を経て、順次精緻化されてきている。

(3) 金融庁による検査の導入

2003年4月には、本行の設立根拠法が改正され、本行は、信用リスク管理等について、金融庁による厳格なチェックを受けることとなった。

(4) 現行のリスク管理手法等の更なる高度化の要請

加えて、2004年6月のバーゼル銀行監督委員会において現行BIS規制の抜本的な見直しが決定され、我が国においては2007年3月期から正式適用が開始される運びとなった。本行は規制対象ではないものの、同規制は、国内の金融監督にもその内容が反映される予定であるため、市場から資本調達を行う本行としてもこれを踏まえつつ、現行のリスク管理手法等を分析・検証し、更なる高度化に向けた対応を行うことが重要となっている。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、政策金融機関としての特性を踏まえれば、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められる。

取り組み状況、達成状況

(1) 適正な損益水準の確保(財務課題1)

業務戦略実施期間中(2002、2003 年度)、本行は一定の損益水準を確保した。国際金融等勘定では、国際協力銀行法が同勘定につき規定する収支相償原則を遵守すべく適切な損益水準の確保に努めた結果、法定財務諸表上、2002、2003 年度について利益を計上して国庫納付を行ってきており、民間準拠財務諸表上も利益計上している。海外経済協力勘定では、2003 年度については利益を計上したものの、2002 年度に関しては、2002 年 12 月に発表された ODA にかかる我が国政府方針により、債務救済の手法が従来の債務救済無償の供与に代え本行の相当の円借款債権を放棄する方式に変更されたことに伴い、対象円借款債権について、民間会計基準準拠財務諸表においては償却又は全額個別引当が措置された。この処理に伴って、2002 年度に多額の特別損失が計上されたが、かかる処理は我が国政府による臨時的措置であり、同年度固有の事情による損失計上であった。

損益水準に係る透明性の確保については、行政コスト計算書において、損益水準を示す指標として「業務費用」の値を公表している。これは、民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されるものである。また、民間会計基準に則って計算された損益状況についても公表している。

(2) 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理(財務課題2)

リスク管理に関しては、出融資の実行に伴う様々なリスクを適切に把握・管理し、引き続きリスク管理態勢の整備を進めた。

信用リスクの状況については、円借款の債務救済方式に係る政府の政策変更により、2002 年度に海外経済協力勘定につき多額の貸付金償却が行われたが、かかる措置は政府の政策変更に伴う臨時的損失計上であった。

また、金融再生法開示債権比率・同保全率は 2002 年度より 2003 年度にかけて数値が悪化しているが、これは、民間会計基準準拠財務諸表による当行と民間金融機関との比較を容易にするという観点から、パリクラブ債権(注)のうち当行が行う債務者区分で要注意先となった国向けの債権について、その形式に照らし、従来の非開示から開示対象にした影響であり、ディスクロージャー上の配慮に基づくものである。

(注) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務の返済が一時的に困難となった債務国に対して、一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)として、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ合意がなされている債権のこと。

金利リスクの状況については、金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額)によるモニタリングを行ったが、2002・2003年度共に大きな変化は無かった。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記取り組みにあたり、本行はリスクの把握・管理、財務状況の透明性確保に対する一層の配意の必要性等に留意しつつ、特に以下のとおり対応した。

本行は、出融資の実行に伴う各種リスクを把握し管理することを任務とする専門部署である統合リスク管理課を新たに設置し、リスク管理の体制整備に努めた。

信用リスク対応としては、民間準拠財務諸表における資産を対象に、金融庁の金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を実施し、その結果を踏まえて適切に貸付金償却および貸倒引当金を民間会計基準準拠財務諸表上にて計上している。

また、本行は、民間準拠財務諸表についての客観性・透明性を向上させる観点から、自主的に監査法人の監査証明を取得することとしたが、これに伴い、国民の関心が特に高いと思われるリスク管理債権等の貸付資産状況についても客観性・透明性の向上が図られる結果となっている。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2. のとおり、適正な損益水準の確保や適切にリスク把握・管理の必要性は不変、あるいは高まってきており、また、本行の政策金融機関としての特性を踏まえれば、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であり、その達成は引き続き重要であると考えられる。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

民間金融機による対応が困難な各種の金融ニーズに応えるという本行の政策金融機関としての使命を果たしつつ、引き続き適正な損益水準の確保の達成に努めるとともに、安定的な財務体質を維持していくことが必要であると考えられる。

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

政策金融機関としての使命を果たしていく上で直面する開発途上国の政治リスクを含む信用リスクや金利リスク等、各種リスクの適切な把握・管理に引き続き努める必要があると考えられる。

なお、2004年6月のバーゼル銀行監督委員会において採択された新BIS規制が、我が国では2007年3月期から正式に適用される運びとなっていることを契機として、現行のリスク管理手法等を分析・検証し、更なる高度化に向けた対応につき留意する必要がある。

(参考) 基本業務分野：財務に関する課題

～課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果～

() 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(財務課題1) 適正な損益水準の確保

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保	行政コスト計算書の業務費用(注) モニタリング指標	732 億円	1,212 億円	882 億円	465 億円	
		548 億円	1,406 億円	5,833 億円	1,615 億円	

【各年の評価結果】

◆ 2002 年度： B 2003 年度： A

本業務戦略の対象期間

(指標実績に関する補足)

海外経済協力勘定については、2002 年度損益は前年度を大幅に下回ったが、これは、政府方針「債務救済方式の見直しについて」(2002 年 12 月発表)により、債務救済方式が債務削減対象となる本行円借款債権を放棄する方式へ変更されたことに伴い、対象円借款債権の償却又は全額個別引当を行い、特別損失を計上したため。なお、2003 年度には同勘定でも利益を確保。

(注) 行政コスト計算書の業務費用

本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001 年 3 月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表している。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されている。

(財務課題2) 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握および管理	金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ヘッジポイントバリュ)) モニタリング指標	14 億円	13 億円	13 億円	11 億円	
		79 億円	81 億円	85 億円	83 億円	
財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握および管理	民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金 モニタリング指標	1,980 億円	1,923 億円	1,272 億円	1,339 億円	
		3,327 億円	2,967 億円	1,810 億円	1,296 億円	
	貸付金償却額(部分直接償却額を含む) モニタリング指標	-	5 億円	392 億円	1 億円	
		-	-	8,164 億円	-	
	金融再生法開示債権比率 モニタリング指標	3.43%	4.48%	5.96%	6.48%	
		3.81%	4.16%	1.34%	7.85%	
	金融再生法開示債権の保全率 モニタリング指標	80.9%	76.3%	68.1%	60.6%	
		90.1%	80.3%	53.4%	13.4%	

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 各種リスクに関する現状把握、管理態勢整備
- ◆ リスク管理に関する意識向上を目的とする役職員研修等の実施

本業務戦略の対象期間

【各年の評価結果】

◆ 2002 年度： B 2003 年度： B

【評価の要旨】

- 組織課題1 オペレーションの機動的・効率的な実施
- 組織課題2 我が国国民の意見・要請の適切な反映
- 組織課題3 利用者の視点に立った業務の改善
- 組織課題4 情報公開・広報活動の推進

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

本行は、我が国の対外経済分野における政策金融機関として、国内外の経済社会情勢が急速に変化する中、また、我が国の厳しい経済・財政状況の下、政府の政策、本行の利用者のニーズ等の変化を踏まえ、機動的・効率的なオペレーションを実施するとともに、我が国国民の意見・要請を適切に業務に反映することが求められている。その際、海外駐在員事務所を通じた現地での的確な情報収集、開発途上国政府との政策対話など、現地機能の活用強化を図ることが重要となってきた。

また、本行の業務・財務等の透明性を確保するため、情報公開・広報活動の強化も求められてきている。

2003年8月にODA大綱が改定され、援助政策の立案・実施に関して、政策の決定過程・実施における現地機能の強化、内外のNGO、大学、地方公共団体等援助関係者との連携強化、国民各層の参加促進、ODAの実施・評価等に関する情報公開と積極的な広報などが掲げられた。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められる。但し、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ 我が国国民の意見・要請の適切な反映(組織課題2)に関し、地方公共団体やNGO、大学関係者等の知見の活用、意見聴取を図り、業務に一層反映させていく必要があること、

に留意すべきである。

- コストの適切な管理という目標の達成状況を示す指標として掲げた事務経費率は過去4年間ほぼ同水準で推移した。また、利用者アンケートを通じた業務処理の迅速化や政府との協働による円借款案件の業務の迅速化などを通じ、業務の効率化に取り組んだ。

- NGO との定期協議会等を通じ、我が国国民や NGO 等からの意見聴取に努めたが、今後これらを業務に一層反映させていく必要がある。また、利用者アンケートを踏まえた出融資手続きの迅速化、開発途上国政府との政策協議や現地日系企業からのヒアリング等を通じたニーズ把握を行うなど、利用者の視点に立った業務の改善に取り組んだ。
- 広報・情報公開については、現地マスコミに対する現場視察の提供や、広報資料の充実など情報公開・広報活動の推進に努めた。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(2)のとおり、業務戦略実施期間を通じて、機動的・効率的なオペレーションや我が国国民・利用者の意見・要請への対応等の重要性は変わっておらず、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたっては、対外経済分野における我が国の政策金融機関として、現地機能の活用を強化する必要性が高まっていること等に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきものと考えられる。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

オペレーションの機動的・効率的な実施

我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映

情報公開・広報活動の推進

現地機能の活用強化

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 組織課題1 オペレーションの機動的・効率的な実施
- 組織課題2 我が国国民の意見・要請の適切な反映
- 組織課題3 利用者の視点に立った業務の改善
- 組織課題4 情報公開・広報活動の推進

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の基本認識は以下のとおり。

(1) オペレーションの効率的な実施の必要性

本行は我が国の政策金融機関として、本行の利用者である我が国の企業や開発途上国政府等のニーズに的確に答えていくことが要請される。他方で我が国の厳しい財政事情の下で、限られた経営資源により最大限の政策効果の実現を図るべく、効率的かつ効果的にオペレーションを実施していくことが必要である。

(2) 我が国国民や利用者の意見・要請の反映の必要性

政策金融機関として、我が国国民の意見や要請を適切に業務に反映するとともに、本行業務に係る利用者の要望を的確に把握し、利用者の視点から業務を不断に見直し、改善していくことが必要である。特に、業務運営評価制度の下で本行が自律的に業務を改善していくに際して、我が国国民や利用者の意見・要請を業務へ反映していくことは重要と考えられる。

(3) 情報公開・広報活動の推進の必要性

公的機関である本行が情報公開・広報活動を推進して透明性の向上に努めることは、その使命を果たす上で極めて重要であり、本行の活動について国民の理解を得るため、業務や財務の状況などについて、ホームページ等を通じて適切に情報公開・対外発信していくことが必要である。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

(1) オペレーションの機動的・効率的な実施

国内外の経済社会情勢は急速に変化してきており、本行は我が国の対外経済政策を担う政策金融機関として、政府の政策や内外の経済社会情勢、それに伴う利用者のニーズ等の変化に機動的に対応した効率的な業務運営を行うことが求められる。

2003年に改定されたODA大綱においては、我が国の厳しい経済・財政状況の中、国民の理解を得る観点からODAの機動性、効率性等を高める必要性が謳われている。また、国際的に援助手続きの調和化等を通じてODAのオペレーションの効率化を目指す動きが活発化した。

(2) 我が国国民の意見・要請の適切な反映

我が国の政策金融機関として、本行の業務に対する国民の理解を得て、我が国国民の意見・要請を適切に業務に反映することが求められる状況に変わりはない。

また、ODA大綱においては、国内のNGO、大学、地方公共団体をはじめとする関係者がODAに参加し、その技術や知見を活かすことができるよう連携を強化すべきことが謳われた。

(3) 利用者の視点に立った業務の改善

本行の利用者である日本企業は、激変する国際情勢の中での業務展開を迫られてきており、本行としてもそのニーズの変化に即応して業務改善を図ることが一層重要になってきている。また、開発途上国の開発ニーズも多様化しており、これを的確に把握し、業務改善に反映させることもより重要性を増してきている。

(4) 現地機能の活用強化

国際情勢が急速に変化し、それに伴い本行の利用者のニーズが多様化、変化していることを踏まえれば、本行は対外経済分野における我が国の政策金融機関として、海外駐在員事務所を通じた現地での的確な情報収集、開発途上国政府との政策対話など、現地機能の活用強化を図ることが重要となってきている。

ODA大綱では、開発途上国政府との政策協議の強化、援助政策の決定過程・実施における現地機能の強化が謳われ、在外公館、本行、JICA等の現地事務所からなる現地ODAタスクフォースの活動が行われ、本行としても積極的な貢献が求められている。

(5) 情報公開・広報活動の推進

政策金融機関としての業務・財務の透明性を確保するため、本行の業務・財務等に関する情報公開・広報活動の強化が求められ、また、現地のマスメディア等を通じ、開発途上国等において広報活動を強化し、当該国を含め国際社会への情報発信を行うことも重要になってきている。

特に、我が国の厳しい経済情勢の下、ODA に対する国民の理解と支持が得られるよう努めることが一層必要となり、ODA 業務に関する情報提供や ODA 案件に接する機会を提供する必要性が高まってきている。ODA 大綱においても、ODA 業務に関する情報公開と積極的な広報や開発教育の重要性が謳われた他、国際的にも援助に係る透明性向上を目指す動きが活発化した。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ 我が国国民の意見・要請の適切な反映(組織課題2)に関し、地方公共団体や NGO、大学関係者等の知見の活用、意見聴取を図り、業務に一層反映させていく必要があること。

取り組み状況、達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) オペレーションの機動的・効率的な実施(組織課題1)

本行は、国際金融等業務において、「利用者アンケート」の結果を受けて融資関心表明(Letter of Intent- L/I)発出の迅速化のための措置等を講じたほか、海外経済協力業務においては、ODA 大綱等を受け、政府とも協働しつつ標準処理期間の設定による円借款業務処理の迅速化等を通じた業務の効率化を図った。

コストの適切な管理という目標の達成状況を示す指標として掲げた事務経費率は過去 4 年間ほぼ同水準で推移した。また、円借款における貸付実行の進捗率を示すパイプライン執行率については、業務戦略実施期間中にやや改善が見られた。

(2) 我が国国民の意見・要請の適切な反映(組織課題2)

本行は、NGO との定期協議会等を通じて、我が国国民や NGO 等からの意見聴取に努めた。また、本行の環境ガイドラインの制定に際してパブリックコンサルテーションを実施し、国民・利用者の意見をガイドラインの内容に反映させ、結果として異議申立制度を具備したガイドラインを作成し、実施に移した。海外においても、当行の海外駐在員事務所が現地で活動する日系企業や NGO 等からの意見・要請の聴取に努めた。

一方、地方公共団体や NGO、大学関係者等との連携については、大学との業務協力協定を締結する等の進展が見られたものの、地方公共団体、大学等の協力を得て実施された案件承諾数の指標については、2003 年度の計画を下回った。今後、NGO、大学関係者のみならず、広く利用者以外のステークホルダーの意見も業務に一層反映させていくことが求められる。

(3) 利用者の視点に立った業務の改善(組織課題3)

本行では、各種サービスの利用者の方々の要望や満足度等を把握し、その結果を利用者の視点で業務改善に結びつけることを目的として、2002年に「利用者アンケート調査」を実施した。これは、利用の際の提出書類や諸手続き、職員の能力や対応等への意見・要望をアンケート調査により収集したもので、融資・保証の利用者である日本企業や民間金融機関のほか、円借款の利用者である借入人・事業実施機関、円借款業務での連携実績のあるNGO・地方自治体を対象として実施された。その結果、融資の要請から承諾に至る過程の迅速化などをはじめとする多くの意見・要望が寄せられ、これに対する具体的対応策を検討の上、その結果をホームページで公表した。

また、本行の海外駐在員事務所を通じて、開発途上国政府との間で政策協議を実施するとともに、開発途上国において事業を展開する現地日系企業からヒアリングを行うなど、利用者の視点に立ったニーズ把握に努めた。

(4) 情報公開・広報活動の推進(組織課題4)

本行は、ホームページ内容の更新、広報誌(JBIC Today)のリニューアル、広報媒体の多様化、新たに開設した広報センターにおける情報開示請求への対応や広報媒体の配布等、広報の向上のための努力を行った。

また、海外駐在員事務所による現地マスコミに対する本行出融資案件の現地視察機会の提供を行った。2003年度は現地治安情勢の悪化等により、その実績は計画を若干下回ったが、2002年度を上回る水準を達成している。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたって、本行は機動的・効率的なオペレーションの必要性や我が国国民・利用者の意見・要請等への対応を重視しつつ、特に以下の対応を行った。

- 我が国政府の政策や利用者のニーズに機動的に対応する必要性が高まっていることを踏まえ、組織課題1を「オペレーションの効率的な実施」から、「オペレーションの機動的・効率的な実施」に変更した。
- 新 ODA 大綱等を踏まえ、円借款業務の迅速化・効率化、広報活動の強化、開発教育等に取り組むとともに、利用者アンケートの結果に基づき業務の改善策を検討・実施し、その結果をホームページに公表するなど、利用者のニーズや本行を取り巻く環境等を業務に反映しつつ、業務運営を行った。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2.のとおり、業務戦略実施期間を通じて、機動的・効率的なオペレーションや我が国国民・利用者の意見・要請への対応等の重要性は変わっておらず、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたり、現地機能の活用を強化す

る必要性が高まっていること等に特に留意する必要がある。また、上記3.の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきものと考えられる。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

オペレーションの機動的・効率的な実施

オペレーションの効率的な実施に引き続き努めるとともに、政府の政策や利用者のニーズ変化に即応した機動的な業務運営を行うことが必要であると考えられる。

我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映

利用者のニーズが時々刻々と変化するものであることを念頭に置き、利用者の要望や意見を聴取する機会を国内外で積極的に設定して、その結果を迅速に業務に反映するとともに、我が国国民の本行業務に対する意見・要請を踏まえつつ、業務運営を行うことが必要であると考えられる。

情報公開・広報活動の推進

積極的な情報公開の推進、開発途上国における情報発信等を通じた本行業務に関する理解の促進、開発教育の実施等国民や利用者の情報ニーズに迅速かつ的確に対応するよう努めていくことが重要である。

現地機能の活用強化

本行の現地ネットワークの活用強化を通じ、業務の遂行に必要な政策対話・情報収集、開発途上国政府・現地日系企業等のニーズ把握を行うことが必要と考えられる。

(参考) 基本業務分野: 組織能力に関する課題

～ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ～

組織能力に関する課題

(組織課題1) オペレーションの効率的な実施

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
コストの適切な管理	事務経費率(注) モニタリング指標	0.13%	0.14%	0.14%	0.14%	
案件管理の効率的実施	円借款における貸付実行の進捗率 (期首パイプライン執行率) モニタリング指標	14%	14%	14%	15%	

【本課題に対応する実績の例】



- ◆ 日本政府・関係機関との協調による現地 ODA タスクフォースの組成
- ◆ 技術協力、無償資金協力との連携
- ◆ 利用者より要望があった際の融資関心表明 (Letter of Interest) 発出の迅速化

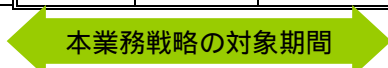
【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: B 2003 年度: A

(注) 事務経費率 = (事務費 + 支払手数料) / (貸付金平均残高 + 出資金平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

(組織課題2) 我が国国民の意見・要請の適切な反映

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
我が国国民・非政府団体 (NGO)からの意見聴取、およびその事業参画の機会拡大	ODA モニター制度や NGO-JBIC 協議会等を通じ、本行業務方針や出融資対象案件に対する意見を聴取した個人・団体数 モニタリング指標	104	203	240	122	
	NGO や地方公共団体、大学関係者の協力を得て実施された案件に対する出融資保証承諾案件数(注)	3	4	18	11	25



【本課題に対応する実績の例】

- ◆ タイ、フィリピン、ベトナムにおける国民参加型援助促進セミナー開催を通じ、参加した我が国団体(自治体、NGO、大学、企業など)に対し円借款事業の現場視察、受入国側との意見交換、参加団体の知見・経験活用の機会を提供
- ◆ パブリックコンサルテーションにより寄せられた意見を反映し、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続要綱を制定・施行、環境ガイドライン担当審査役を設置

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: B

(注) 指標計上の対象について、2003 年度より大学関係者を加え、より多様な対応を促すこととしている。

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-・・・外部環境の変化等により評価不能。

(組織課題3) 利用者の視点に立った業務の改善

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上	アンケート調査に基づく利用者満足度(注:2002年度に調査実施)					
開発途上国におけるニーズの適切な把握	海外駐在員事務所と開発途上国政府との間での政策協議の開催件数	91	148	246	190	200
	海外駐在員事務所が各種ニーズを聴取した現地日系企業数	432	527	604	690	610

【本課題に対応する実績の例】

← 本業務戦略の対象期間 →

- ◆ 利用者アンケートを実施の上、アンケート結果を受けた具体的な業務改善措置として、輸出・投資金融の申し込み手続や提出書類一覧表の本行ホームページ掲載、金利情報の充実化、融資関心表明(Letter of Interest, L/I)発出の迅速化、有償資金協力調査(SAF)の活用強化による案件形成支援、等を実施
- ◆ 現地ODAタスクフォースや現地のドナー会合等で、国際機関や我が国・他国公的機関等と政策協議・調整を通じ開発途上国のニーズを把握

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度： B 2003年度： A

(組織課題4) 情報公開・広報活動の推進

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
積極的な情報公開の推進	HP(ホームページ)へのアクセス件数 ☐モニタリング指標☐	289,500	506,676	1,400,948	1,495,764	
開発途上国における本行業務に関する広報活動の積極化	海外駐在員事務所からの現地マスコミに対する本行出融資対象案件の現場視察機会提供件数	8	12	15	16	27

【本課題に対応する実績の例】

← 本業務戦略の対象期間 →

- ◆ JBIC 広報センターを開設し、情報開示請求の窓口業務、業務紹介パンフレット等の資料配布、情報提供を実施
- ◆ 広報誌(JBIC Today)をリニューアルし、より効果的な情報発信を図ったほか、政府広報誌や開発専門誌を通じた本行業務紹介にも努める等、広報媒体を多様化
- ◆ 開発途上国における「プロジェクトマップ」の作成や海外駐在員事務所ホームページ開設等による現地広報の充実

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度： A 2003年度： A



【評価の要旨】

課題1 - 1 アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

課題1 - 2 アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

課題1 - 3 アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くもの。

課題1 - 4 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

課題1 - 5 早期危機收拾のための積極的貢献

課題1 - 6 社会的弱者への配慮の強化

課題1 - 7 危機收拾のための民間資金の活用

課題1 - 8 危機收拾支援の迅速な実施

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境 (2002～2004 年度)

アジア経済の急速な回復を受け、アジア地域における市場の信認回復が進む一方、引き続き脆弱な金融システムの構造改善へ向け、我が国政府は 2002 年 12 月に「アジア債券市場イニシアティブ」(ABMI)を提唱した。また、国際金融システム強化の重要性の高まりから、マクロ経済政策協議等を通じた開発途上国の経済運営への支援は引き続き必要とされている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ 危機に繋がる兆候の早期発見につながるよう、マクロ経済動向のモニタリングの一層の強化に努める必要があること、

に留意すべきである。

- 本行は、業務戦略に則り、アジア各国政府とのきめ細かなマクロ経済政策対話を通じ、アジア地域の市場の信認回復へ向けた経済運営支援を強化したが、危機の兆候発見等のためのマクロ経済動向モニタリングについては、2003 年度のアジアにおける個別審査の実施は計画および

前年度実績を下回った。また、アジア各国の国際金融市場における資金調達支援では、経済・資金調達環境の安定化や民間金融動向を反映して、本行支援をはじめとする我が国からの中長期民間資本流入は低水準に留まった。アジア地域の経済状況は総じて回復傾向にあったが、危機の再発防止および危機対応への体制整備に努めた。

- 加えて、上記の我が国政府による ABMI の提唱を受けて、本行としても ABMI への積極貢献によるアジア地域における金融システムの構造強化を重要な政策課題と捉え、年間の業務運営サイクルの中でこうした事業環境を反映させつつ、タイ進出日系企業向け現地通貨建社債保証供与や韓国の債券担保証券への保証供与の実現等、我が国政府との連携の下、政策に即した取り組みを行った。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、業務戦略実施期間を通じて、アジア地域における健全な経済運営への支援や経済動向モニタリング、アジア各国の国際金融市場における資金調達支援、および危機再発への備えが本行に引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。

但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、近年、アジアの金融・資本市場の構造的問題の解消へ向けて、本行にも ABMI 等の新たな施策への具体的取り組みがより一層求められていることや、新興国・体制移行国も含む国際金融システム全体への目配りが望まれること等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略の取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成への取り組み強化

新興・体制移行国の経済運営支援および経済動向フォローの強化

国際金融危機発生時の機動的・効果的な対応

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

課題1 - 1 アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

課題1 - 2 アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

課題1 - 3 アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くもの。

課題1 - 4 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

課題1 - 5 早期危機收拾のための積極的貢献

課題1 - 6 社会的弱者への配慮の強化

課題1 - 7 危機收拾のための民間資金の活用

課題1 - 8 危機收拾支援の迅速な実施

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

(1) アジア金融危機の発生と国際社会における危機予防・收拾の重要性

金融取引技術の飛躍的進歩や、ヘッジファンド等の新しいタイプの投資家の影響力増大等を受け、これまでに見られなかった国際金融システムの不安定要因が現れてきた結果、1997年には、アジアの一部の国に対する市場の信認低下による短期資本の急激な流出を発端とする新型の金融危機が発生した。その收拾のため、国際機関や我が国をはじめとする先進諸国が大規模な支援を実施、本行も政府の新宮澤構想の下、危機に見舞われた国々に対し機動的な支援を行ったが、これら一連の支援を通じて得られた教訓を基に、こうした新型の危機の予防・收拾に取り組むことが、国際経済社会にとって重要な課題と認識。

(2) アジア金融危機後の民間資本流入低迷と金融システム強化、市場信認回復、モニタリングの重要性

開発途上国、特にアジア諸国に対する長期民間資本純流入額は、1980年代から1997年にかけて急激な伸びを見せていたが、アジア通貨危機発生により大幅に落ち込み、未だ危機発生前の水準には回復していない状況。

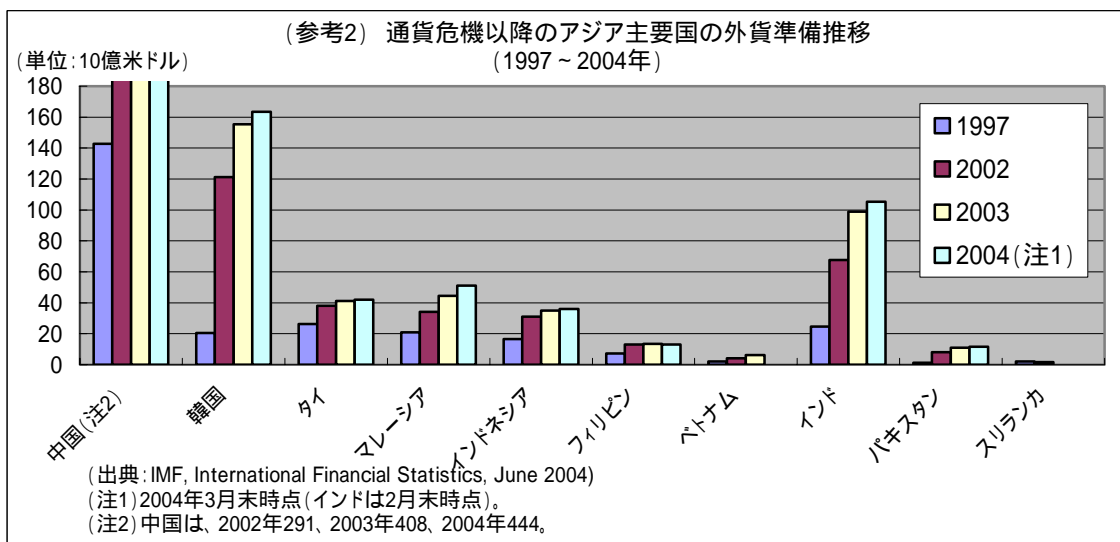
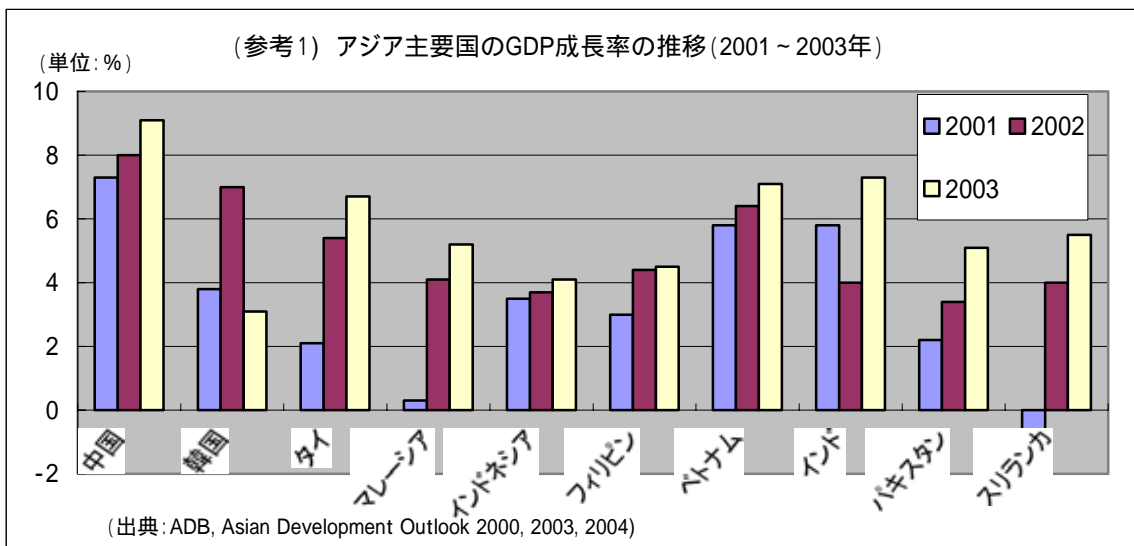
アジア経済は国によって程度の差はあるものの、危機の影響から完全に立ち直ってはならず、再び力強い経済発展を取り戻すとともに、それを維持し危機の再発を予防するためには、アジア各国における安定的かつ強靱な金融システムの構築並びにアジア地域の経済に対する市場の信認回復を支援することが必要。また、アジア各国におけるこうした取り組みに対する協力が国際機関や先進諸国に求められているが、特に、これらの国々と密接な経済関係を有する我が国にとってこうした協力は重要。

加えて、万一、国際金融危機が再発した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合における機動的対応を可能とすべく平時におけるモニタリングも重要。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境 (2002 ~ 2004 年度)

(1) アジア経済は回復基調

アジア地域の開発途上国経済は、1997年の通貨危機後、急速に回復を見せ(参考1)、好調な輸出などを背景に外貨準備も増加へと転じ(参考2)、アジア地域の経済に対する市場の信認回復に向けた動きが強まった。



(2) アジア金融システムの構造強化に向けたアジア債券市場イニシアティブ(ABMI)の提唱

しかしながら、アジア通貨危機の主因となった通貨・期間の構造的なミスマッチは抜本的には解消されていない上、世界的な金利上昇による民間資金の急激な流出の可能性等、国際金融システムの脆弱性は完全には解消されておらず、アジア地域の金融システム安定化のためのもう一段の方策が必要とされた。

こうした中、アジア金融危機のような市場の信認低下による短期資本の急激な流出という新しい型の危機の再発を防止し、安定的な経済成長を支えるためには、国内・域内の中長期資金の動員能力を高め、金融システムの構造を強化することが必要であるとの観点から、我が国政府は、2002年12月のASEAN+3(日中韓)財務大臣プロセスにおいて、アジア地域における債券市場の育成と長期資金確保に向けた包括的なアプローチである「アジア債券市場イニシアティブ」(ABMI)を提唱した。

(3) 引き続き求められる開発途上国の経済運営への支援

世界経済の相互依存関係が一層深まり、グローバル化が進む中、国際金融システムの強化がますます重要な 이슈となってきたため、引き続きアジア各国を中心にマクロ経済政策に関する協議等を通じた開発途上国の健全な経済運営に対する支援が必要とされる状況であった。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化(課題 1-2)に関して、国際金融危機の兆候の早期発見・対応や開発途上国の経済運営への支援実施の基礎となる情報収集として、アジア各国におけるモニタリングの一層の強化に努める必要があること。

取り組み状況、達成状況**(1) アジア地域の市場の信認回復へ向けた経済運営支援および経済動向モニタリング
(課題 1-1、課題 1-2)**

アジア地域の経済への市場の信認回復を促すべく、本行は、インドネシア、フィリピン等各国政府・政府機関と IMF プログラムや財政政策に関するきめ細かい協議を行うなど、各国事情に応じた形で政策対話による経済運営支援を適時適切に実施した。

他方、世界的な金利上昇に伴って開発途上国から急激な資金流出が起きる可能性も考慮し、アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリングに努めたが、アジア各国における個別審査の実施については、2002年度には計画を上回ったものの、2003年度には計画、対前年度実績ともに下回った。よっ

て、本行が、今後とも引き続き、国際金融危機に繋がる兆候を早期に発見して迅速・適切な対応を行うため、また、開発途上国の健全な経済運営に対する支援をよりの確に実施していくためには、その基礎となる情報収集として、アジア各国のモニタリングの一層の強化に努める必要がある。

(2) アジア各国の国際市場における資金調達支援(課題 1-3)

アジア各国の国際金融市場における資金調達への支援に関しては、本行支援(保証等)をはじめとする我が国からの中長期民間資本フロー自体は低調な水準に留まった。しかしながら、これはアジア各国の経常収支、資金調達環境がともに比較的安定していたことや、我が国民間金融機関のアジア向けビジネスの動向を反映したものである。

(3) 国際金融危機(あるいは危機に繋がる事象)が発生した場合の対応(課題 1-4～課題 1-8)

アジア地域の経済状況は総じて回復傾向にあったが、アジア地域の金融システムの構造的な脆弱性が完全には解消されていないことを念頭に置き、危機の再発防止に資する取り組みを行うとともに、万一、危機が発生した場合に機動的に対応するための体制も確保しながら業務運営を行った。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたり、本行は、時々の金融・資本市場の動向や我が国およびアジア諸国の経済政策等に留意しつつ業務運営を行い、特に以下の対応を行った。

- アジア債券市場イニシアティブ(ABMI)に対する取り組み
業務戦略実施期間中に、我が国政府が主導する ABMI が始動し、同イニシアティブに対する本行の取り組みが必要とされた際には、本行は、中長期債券市場育成によるアジア地域の金融システムの構造強化を重要な政策課題としてとらえ、年間の業務運営サイクルの中でこうした事業環境を反映させつつ(注)、ABMI への積極的貢献を果たすべく、政策に即した取り組みを行った。具体的な ABMI への取り組みとして、現地通貨建債券の発行や保証供与、現地通貨建て融資の検討を鋭意進めるとともに、タイの現地日系企業向けのパーツ建て社債保証供与や韓国における債券担保証券に対する保証供与を実現した。

(注) 「平成 14 年度年間事業評価書」(19 頁)では、アジア各国の構造問題への言及と共に政策課題としての認識が示され、「平成 15 年度年間事業計画」および「平成 16 年度年間事業計画」では、アジア債券市場育成の重要性および上記の具体的取り組み方法への言及がなされている。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記 2. のとおり、業務戦略実施期間を通じて、アジア地域経済に対する市場の信認回復の傾向が見られるものの、通貨危機の主因となった金融・資本市場の構造的脆弱性は依然解消されておらず、ア

アジア地域における健全な経済運営への支援や経済動向モニタリング、アジア各国の国際金融市場における資金調達支援、および危機再発への備えが本行に引き続き求められる状況にあることから、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、近年、アジアの金融・資本市場の構造的問題の解消へ向けて、我が国政府がABMI等の新たな施策を提唱し、本行にも具体的取り組みがより一層求められており、これらの取り組みは、FTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)等との関連でも重要であることや、足下のアジア地域経済が他地域との比較において相対的に安定化しつつある中で、アジア以外の新興国・体制移行国も含む国際金融システム全体への目配りが望まれること等について、特に留意する必要がある。また、上記3.の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成への取り組み強化

アジア金融システム安定化の焦点がアジア地域の経済への市場の信認回復から、金融・資本市場の構造的な改善へと移ってきていることを受け、アジア地域への中長期民間資本フローの拡充に引き続き努めるとともに、ABMIへの取り組みを更に強化することによって、アジア地域における債券市場育成や同地域の金融・資本市場の構造改善を図っていくことが必要と考えられる。

新興・体制移行国の経済運営支援および経済動向フォローの強化

近年のアジア地域の金融システムの相対的な安定化を踏まえ、グローバル化の進んだ世界経済全体の安定を確固たるものにすべく、アジア地域を中心としつつも新興・体制移行国全般を対象に、これらの国の健全な経済運営に対する支援や経済動向の定期的なチェックを行っていくことが、今後の方向性として必要と考えられる。

国際金融危機発生時の機動的・効果的な対応

国際金融危機が再発した場合に備え、危機收拾のために機動的・効果的な支援を行える体制を確保していくことが、引き続き必要と考えられる。

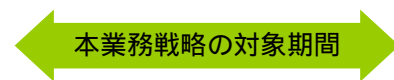
(参考) 事業分野: 国際金融秩序安定への貢献

~ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ~

(課題 1-1) アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
アジア地域における市場の信認回復の観点からのマクロ経済運営改善に資する知的協力の推進	アジア地域における市場の信認回復の観点から、マクロ経済政策について当該国政府・国際機関等と協議を行った回数	19	23	35	38	37

【本課題に対応する実績の例】



- ◆ アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)にかかるタイ、中国、マレーシアとの協議の実施、IMF プログラムや財政政策に関するインドネシア、フィリピンとのきめ細かい協議等を通じたアジアのマクロ経済運営への知的支援を強化
- ◆ 経済危機下の貿易信用収縮防止と輸出信用機関の役割に関するIMF、WTO 主催の国際会議に参加、本行のアジア危機時の支援経験の紹介や WTO の果たすべき役割の提言を通じ、経済危機対応へ向けた国際的議論に貢献

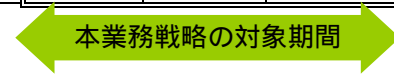
【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: A

(課題 1-2) アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充	マクロ経済動向につき個別に審査を行ったアジアの国数	13	11	15	11	14

【本課題に対応する実績の例】



- ◆ モニタリング手法の類型化による作業効率化の一方、アジア地域における主要与信先国については現地調査を含む定期調査を実施し、また経済危機の兆候把握のための情報収集体制を整備する等、モニタリングを強化
- ◆ 一部モニタリング対象国につき、外部有識者との意見交換やセミナー開催等により、審査上有用な情報入手、ネットワーク形成、知識の高度化・共有を実施

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: B

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 -・・・外部環境の変化等により評価不能。

(課題 1-3) アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
アジア地域向け民間資本フローの拡充につながる案件に対する支援	アジア地域向け民間資本フローの拡充に資する案件による中長期民間資本流入額(モニタリング指標)	220 億円	402 億円	578 億円	275 億円	/

【本課題に対応する実績の例】



- ◆ 日本政府が提唱するアジア債券市場育成イニシアティブに沿った先駆的取り組みとして、日系タイ進出企業が発行した現地通貨建債券に対する保証供与や、韓国中小企業の社債を担保とする債券担保証券(CBO)への保証供与等、域内の債券発行促進やCBO市場創造を推進
- ◆ 民間金融機関のインドネシア、フィリピン等向け融資への保証供与を通じ、アジアへの民間資本流入の拡充を支援

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度： B 2003 年度： A

(参考)以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くもの。

(課題 1-4) 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

(課題 1-5) 早期危機收拾のための積極的貢献

(課題 1-6) 社会的弱者への配慮の強化

(課題 1-7) 危機收拾のための民間資金の活用

(課題 1-8) 危機收拾支援の迅速な実施

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
危機收拾のための国際機関等との協調融資の活用	-					/
早期危機收拾のための財政・金融政策等に関する開発途上国政府、我が国政府、国際機関等に対する提言発信	-					/
社会的弱者の救済を目的とする融資の提供	-					/
開発途上国向け民間資本フローに対する保証の提供	-					/
危機発生後、融資実行までの期間の短縮	-					/

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 -・・・外部環境の変化等により評価不能。

【評価の要旨】

- 課題2 - 1 アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進
- 課題2 - 2 貧困削減への対応の強化
- 課題2 - 3 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援
- 課題2 - 4 知的協力の推進
- 課題2 - 5 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進
- 課題2 - 6 円借款業務の質の向上

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

貧困削減は引き続き国際社会共通の重要課題であり、国際社会ではミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた取り組みが行われている。2005年9月にはその中間レビューが予定されている。また、経済社会インフラが依然未整備な状況にあることが開発途上国の成長促進と貧困削減の大きな障害になっているとの認識が高まり、インフラが貧困削減やMDGsの達成に果たす役割への再評価につながってきている。

国際社会の健全な発展のためには、貧困問題等の解決への積極的な取り組みが持続可能な開発を実現する上でも重要との認識の下、2003年8月に閣議決定された新たな政府開発援助大綱(「ODA大綱」)では、「貧困削減」と共に、「持続的成長」が重点課題として掲げられた。また、ODA業務については、各種機関等との連携、我が国の技術や知見の活用などを進めつつ、一層効果的・効率的な業務の実施が求められている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ 現地ベースでの地域住民等のニーズ把握への効果的・効果的な対応が必要であること、地方公共団体等とのより広範な連携を行うため、適切な連携先を早い段階から見つけていく努力が必要であること、

に留意すべきである。

本行は、業務戦略に則り、円借款を通じてアジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援を推進した。また、貧困層を直接の対象とする貧困対策案件への支援等、貧困削減への対応強化に取り組んだ。更に、本行の多様な金融手段等を活用し、開発途上国における民間経済活動の推進にあたり必要となる経済社会インフラ整備、中小企業・裾野産業の育成、人材の育成、IT化促進等への支援を行った。

国民参加型援助促進セミナーの開催等国民参加の推進、NGO、我が国の地方自治体、大学等との連携に取り組むとともに、開発効果の向上のための開発途上国の政策・制度改善、組織強化、事業の運営・維持管理の改善に向けた知的協力の推進、円借款案件の評価の充実(全承諾案件、全完成案件を対象とした事前評価、事後評価の実施)など業務の質の向上に努めた。

加えて、経済社会インフラの再評価、国際機関等との援助協調等援助をめぐる国際的な潮流、ODA 大綱等を十分踏まえ、これらを年間の業務運営サイクルの中で反映させつつ、業務運営を行った。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

貧困削減は国際社会が共有する重要な開発目標であること等を踏まえれば、現行業務戦略は概ね妥当な内容であると考えられるが、ODA大綱において貧困削減に加え持続的成長が重点課題として掲げられるなど新たに対応すべきと考えられる事象が生じている。

業務戦略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたり、アジア以外の地域における取り組みも求められること、経済社会インフラが貧困削減、MDGsの達成に果たす役割に関する国際的な再評価が高まっていること、ODA大綱においても、「持続的成長」が重点課題に掲げられ、その中で、開発途上国の貿易・投資・人的交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会インフラの整備を重視することがあげられていることに加え、開発政策立案、制度整備への知的協力や人材育成への協力があげられていること、また、総体として開発途上国の発展を促進するよう、ODA以外の資金の流れとの連携強化、民間の活力や資金の十分な活用を図ることが求められていること、開発成果重視の一層効率的・効果的な業務の実施が求められていること、等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

開発途上国の貧困削減への直接対応

開発途上国の持続的な経済成長の推進

知的協力・技術支援の推進

国民の参加、開発パートナーシップの推進

評価の充実等による円借款業務の質の向上

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 課題2 - 1 アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進
- 課題2 - 2 貧困削減への対応の強化
- 課題2 - 3 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援
- 課題2 - 4 知的協力の推進
- 課題2 - 5 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進
- 課題2 - 6 円借款業務の質の向上

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

(1) 貧困問題への対処は重要な課題

円借款の年次供与国の平均1人あたり国民総所得は、1995年の620ドルから2000年には760ドル、また、保健・教育面を含む生活の質についても、平均の人間開発指標(HDI)(注)が1992年の0.534から1997年の0.624と上昇している。このように改善が見られるものの、例えば、日本(2000年の1人あたり国民総所得:34,210ドル、1997年のHDI:0.924)と比べ、依然として低い水準にとどまっている。

(注) 開発途上国各国について主要な社会・経済指標を指数化したもの。国連開発計画(UNDP)が取りまとめている。

また、開発途上国の貧困人口は減少せず、世界の総人口の約1/4に相当する人々が1日1ドル以下で生活しており、貧困問題への対処が重要な課題となっている。

1人あたり国民総所得および人間開発指標を国毎に見ると、それぞれ、マレーシアで3,380ドル、0.768、バングラデシュで380ドル、0.440と開発途上国の間でも大きな格差がある。

(2) ミレニアム開発目標に向けた国際社会の取り組み

国際社会では、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて「国連ミレニアム宣言」が採択され、これを受けてまとめられた「ミレニアム開発目標(MDGs)」では貧困の削減、保健・教育の改善、環境保全等に関する2015年までの達成目標が示されている。

日本政府も、国連ミレニアム宣言に参加するとともに2002年8~9月に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において「小泉構想」を発表し、人づくり、自立的な成長を

通じた持続可能な開発と貧困削減の促進、環境の各分野で具体的な支援を実施していくとの日本の貢献の決意が示されている。

(注)2003年3月に補足・追加したもの。

(3) 各国の状況に応じた対応の必要性

開発途上国の開発においては、貧困問題とグローバル化に伴う所得格差の拡大が重要な課題となっており、これらの課題に対し、各国の状況に応じて対応することが必要である。

(4) 一層効果的・効率的な業務の実施や国民への開かれた業務の必要性

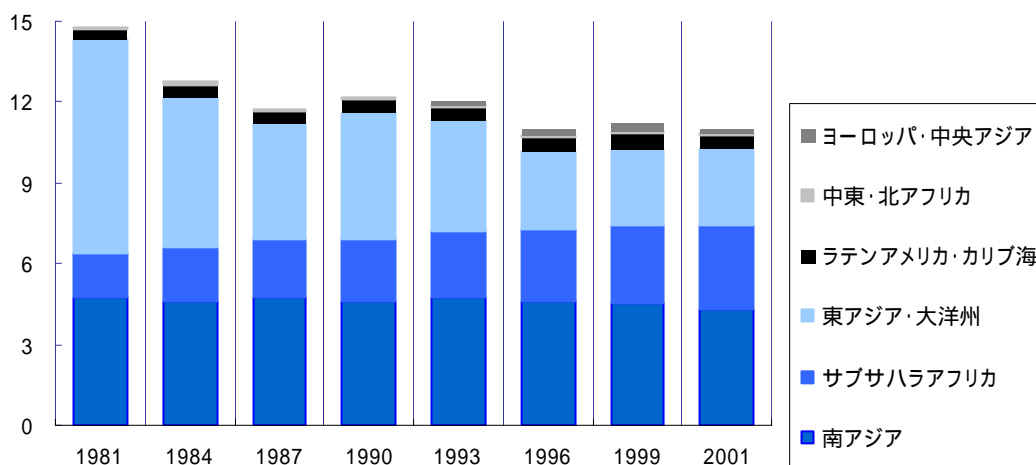
我が国国内においては、我が国の厳しい経済・財政事情や開発途上国の債務問題を背景として、一層効果的かつ効果的に開発途上国の経済社会開発を実施すべきとの議論がある。また、開発途上国の経済社会開発への関心の高まりから、広く国民等が開かれた業務への期待や、相手国に我が国による支援であることをもっと理解されるようにとの要請が高まっており、これらの要請や期待に応えることが必要である。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

(1) 貧困削減は引き続き国際社会共通の重要課題

現在においても、世界の人口の約1/5が1日1ドル未満の貧困の下で生活していると推計されており、その約2/3はアジアに集中している(参考1)。貧困が地域紛争やテロの温床となり、国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識が高まるなど、業務戦略実行期間中を通して、貧困削減は国際社会共通の重要課題となっていた。こうした中、国際社会では貧困削減を筆頭の課題として挙げているMDGsの達成に向けた取り組みが行われ、2005年9月にミレミアム開発目標の中間レビュー(「ミレニアム+5」サミット)が行われる予定である。

(参考1) 1日1ドル未満で生活している人々



(出典: World Bank, World Development Indicators 2004 より作成)

(2) 持続的成長を支える経済社会インフラへの再認識の高まり

開発途上国の安定と発展にとって、持続的成長は不可欠な要素であるが、これを支える経済・社会インフラは依然未整備な状況にある。途上国側のインフラ整備へのニーズは引き続き高く、政策立案・制度整備等への支援もあわせて、積極的な支援が求められている。また、世銀インフラアクションプラン等、国際的にも経済社会インフラ整備が貧困削減や MDGs 達成に果たす役割の重要性が再認識されてきており、かかる援助の潮流を踏まえ、貧困層に直接便益をもたらす支援に加えて、ODA 以外の資金の流れとの連携強化や民間資金の十分な活用を行いつつ、経済成長の基盤となるインフラ整備を通じたアプローチにより、貧困削減に対処していくことが重要となってきた。

(3) ODA 大綱の改定

我が国としても、国際社会の健全な発展のために、貧困問題等の様々な問題の解決などに積極的に取り組んでいくことが重要であるとの認識の下、2003 年 8 月に新たな政府開発援助大綱(「ODA 大綱」)が閣議決定された。また、新 ODA 中期政策が 2005 年初頭を目途に策定される予定である。ODA 大綱は「我が国 ODA の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。」とし、開発途上国の自助努力支援や「人間の安全保障」の視点などを基本方針として、「貧困削減」、「持続的成長」を重点課題にあげた。更に、ODA の実施にあたっては、各種機関等との連携をさらに進め、我が国の技術や知見を十分活用しつつ、一層効果的・効率的に業務を実施することが必要とされてきている。なお、国際社会においても国際機関や二国間援助機関による援助手続き等の調和化・開発成果を重視する流れとなっている。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進(課題 2-1)、貧困削減への対応強化(課題 2-2)に関し、地域住民のニーズ把握、貧困層による開発プロセスへの参加等を通じたニーズ把握は必ずしも十分行われたとは言えず、現地での取り組みを強化する必要があること。
- ・ 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進(課題 2-5)に関し、地方公共団体等とのより広範な連携を行うため、適切な連携先を早い段階から見つけていく努力が必要なこと。

取り組み状況、達成状況

(1) アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進 (課題 2-1)

我が国と緊密な相互依存関係を有し、かつ、世界の貧困層の約 2/3 が集中するアジアを中心に、円借款を通じて貧困削減、経済社会基盤整備、環境改善、人材育成等各国の多様なニーズを踏まえた選択的な支援を推進した。業務戦略期間中、円借款承諾案件のうち、アジア地域に対する本行の承諾額の割合は 2002 年度 96%、2003 年度 90%、と 90% 以上の水準で推移した。

また、現地化等の国際的な流れ、ODA 大綱に示される現地機能の強化を踏まえ、各国の多様な開発ニーズの把握のため、現地 ODA タスクフォースに積極的に参加するなど(これまで約 30 ヶ国のタスクフォースに参加)、現地での取り組みを強化した。

本行は円借款の直接の借入人である開発途上国政府との協議を十分行っているが、途上国の地域住民や地域住民を代弁する NGO との直接対話、貧困対策案件における貧困層の案件形成への参加等を通じた地域住民のニーズ把握については、現地でのきめ細かな対応を要するものであるが、必ずしも十分に行なったとはいえない。

(2) 貧困削減への対応強化(課題 2-2)

本行は住民参加型の森林資源管理事業等、貧困層を直接の支援対象とする貧困対策案件を通じ貧困削減への対応を強化した。ただし、貧困層による開発プロセスへの参加促進については、2003 年度の実績は計画を下回った。

貧困削減については、国際社会全体が連携したグローバル・パートナーシップのもとに推進することとされており、本行は、DAC(注)貧困削減ネットワークにおいて、貧困削減にインフラが果たす役割に関する議論の副議長を務めるなど、国際機関、各国援助機関等との協調・連携に取り組んだ。また、世銀・ADB と共同で、東アジアの経済発展と貧困削減という共通の目標に向け、新しいインフラ整備のあり方に係る調査を実施中である。

(注) 開発途上国の生活水準向上のために、開発援助の拡充とその効果の増大を目的とし、開発援助に関連するあらゆる問題について討議、検討を行う組織。経済協力開発機構(OECD)の下部組織。

(3) 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援(課題 2-3)

本行の多様な金融手段を活用し、経済社会インフラ整備、途上国における民間経済活動の推進にあたり必要となる中小企業・裾野産業の育成、人材の育成、IT化促進、地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進等への支援を行った。また、円借款案件の本体に人材育成や IT 化への支援を含む案件への支援を実施した。

途上国における民間部門の事業環境整備の観点から、電力・通信・運輸等のインフラ整備向け支援や、電力セクター、製造業一般の投資環境・制度の改善に関する政策提言等を行った。

(4) 知的協力の推進(課題 2-4)

開発効果を一層高めるために、現地事情に精通する国内外の専門家、NGO、公害対策等日本の優れた知見・ノウハウを有する地方公共団体、大学・研究機関等と連携し、資金供与と並行して、政策対話、案件準備から事後監理までの各段階において、政策・制度改善、実施能力強化、事業の運営・維持管理の改善等に向けた知的協力・技術支援を実施した。また、完成案件の事後評価から得られた経験・教訓を共有するため、途上国に対するフィードバックセミナーを開催した(2002年度、2003年度に合計12件開催)。

日本の知見・ノウハウ・技術を活用するため、本邦技術活用条件(STEP)制度を通じた支援を実施した。

(5) 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進(課題 2-5)

本課題は、国民参加(円借款業務への国民の参加)、開発パートナーシップ(開発成果を実現するための連携)の双方を含むものであるが、国民参加については、NGO - JBIC 協議会、我が国地方公共団体、大学、NGO、民間企業等の参加を得た国民参加型援助促進セミナー(フィリピン、ベトナム等)等の開催、「提案型調査」(注1)の実施など国民の意見を聴取し、業務に反映する機会を設け、開かれた円借款業務の推進に注力した。また、「開発教育」(注2)にも取り組んだ。

(注1) 本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提言に基づく調査

(注2) 開発途上国の現状および援助の意義の理解促進等のため、わが国の小中高大学の教育機関を支援するもの。

開発パートナーシップ(開発成果を実現するための連携)については、案件形成から実施・完成後の維持管理等の各段階において、NGO・CBO(注3)等の市民社会・現地の地域社会、地方公共団体(公害防止・環境保全や水道の節水・漏水対策等に優れたノウハウを有する地方公共団体と連携した案件支援等)、大学(業務戦略期間中、7大学と協力協定を締結した)、無償・技術協力との連携を行った。なお、2003年度のNGO等市民社会・地域社会との連携を行った融資承諾に関する実績は計画を下回った。NGOや地方公共団体との連携が結実するまでには、一定の時間を要することから、今後より広範な連携を行うためには、適切な連携先を早い段階から見つけていく努力が必要である。また、開発成果を向上させるため、途上国の現地を中心に他国援助機関、国際機関との協調・連携を強化した。ベトナムにおける本行、世銀・ADB等による援助手続き調和化への取り組みはDAC対日援助審査で高く評価された。

(注3) Community Based Organization, NGOと比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

(6) 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進(課題 2-6)

円借款業務の質の向上に向けて、以下のとおり評価の充実に取り組んだほか、債務管理能力の向上のためのセミナー・研修をJICAとの連携により実施するなど債務状況に配慮した支援を行った。

- 事前評価(承諾案件を対象)、事後評価(完成案件を対象)の実施割合は各々100%で推移

- 第三者評価の実施割合は 100%で推移
- 全ての事後評価結果を相手国へフィードバックし、経験・教訓を共有化
- テーマ別評価(プログラムレベル評価)やADB等との合同評価を実施
- 外部有識者の参加を得た「円借款事後評価フィードバック委員会」を開催し、評価結果の業務へのフィードバックを促進
- 2004 年度公表分より、事後評価にレーティング(段階評価)を導入し、内容を充実化

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

以下のとおり、援助をめぐる国際的な潮流や業務戦略実施期間中に改定された ODA 大綱等を十分踏まえ業務運営を行った。

(1) 国際的な援助潮流、国際社会の対応

MDGs に対する国際社会の取り組み、経済社会インフラが果たす役割の国際的な再評価、援助協調、援助手続きの調和化等の国際的な援助潮流、国際社会の対応を踏まえた業務運営を行った。

(2) ODA 大綱

ODA 大綱における重点課題(貧困削減、持続的成長)に則した業務運営を行った。また、我が国の経験と知見の活用、国民の参加の拡大、現地機能強化、評価の充実等による ODA の効果的实施など、ODA 大綱に掲げられているその他の事項についても、これらに則した業務運営を行った。なお、評価の充実については、我が国における ODA の効果的・効率的に向けた改革や、国際社会における MDGs に向けた取り組み等から、開発成果重視の目標管理が必要となっており、これに対応し、事後評価では開発成果の測定・分析に関する手法を強化しているところである。

(注) 平成 16 年 3 月に業務戦略への補足を行い、円借款業務について、ODA 大綱に沿った業務を実施する旨明記した。また、「平成 14 年度年間事業評価書」および「平成 15 年度年間事業評価書」において、現地 ODA タスクフォースへの積極的な参加を含む現地での取り組み強化、インフラ再評価を踏まえたインフラ支援等の必要性を指摘。「平成 16 年度年間事業計画」において、インフラ支援、現地 ODA タスクフォース等現地での取り組み強化、援助協調、援助手続き調和化等の重要性とこれらへの取り組みについて言及している。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記 2. のとおり、業務戦略実施期間を通じて、貧困削減は国際社会が共有する重要な開発目標であり、各国は MDGs の達成に向け取り組んできていること、並びに ODA 大綱において、内外の援助関係者との連携、国民参加の拡大等が盛り込まれ、本行はこれらへの対応を引き続き求められていることから、現行業務戦略は概ね妥当な内容であると考えられるが、ODA 大綱において貧困削減に加え持続的成長が重点課題として掲げられるなど新たに対応すべきと考えられる事象が生じている。業務戦

略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたっては、アジア以外の地域における取り組みも求められること、経済社会インフラが貧困削減、MDGsの達成に果たす役割に関する国際的な再評価が高まっていること、ODA大綱においても、「持続的成長」が重点課題に掲げられ、その中で、開発途上国の貿易・投資・人的交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会インフラの整備等を重視することがあげられていること、開発成果重視の一層効率的・効果的な業務の実施が求められていること等について、特に留意する必要がある。また、上記3.の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

開発途上国の貧困削減への直接対応

貧困削減は国際社会が共有する重要な開発目標であり、現在、国際社会は貧困削減、教育・保健等のMDGsの達成に向け、開発成果を重視した取り組みを行っている。貧困削減はODA大綱においても重点課題に掲げられており、本行としても今後も継続して取り組む必要があると考えられる。

開発途上国の持続的な経済成長の推進

これまでも開発途上国側のインフラ整備へのニーズは高く、インフラ再評価等の国際的な潮流も踏まえ、今後は、経済社会インフラ整備により焦点をあて、業務運営を行っていくことが必要と考えられる。これらは持続的な経済成長を支える経済活動の促進につながるだけでなく、貧困削減、MDGsの達成にも貢献するものである。その際、インフラの維持管理、持続性を確保するため、ソフト面での支援をあわせて行う(下記参照)とともに、総体として開発途上国の発展を促進するよう、ODA以外の資金の流れとの連携強化、民間の活力や資金を十分活用することが肝要である。また、持続的成長の基礎となる人材の育成、IT化への支援も引き続き必要であると考えられる。これらの取り組みはODA大綱の重点課題である「持続的成長」への支援に符合するものである。

知的協力・技術支援の推進

上記の貧困削減、持続的な経済成長を推進する支援に際しては、開発効果を高めるため、引き続き、我が国が有する優れた知見・ノウハウを活用しつつ、資金協力と一体として政策・制度改善、実施能力強化、事業の運営・維持管理の改善等に向けた知的協力・技術支援を行っていくことが必要と考えられる。

国民の参加、開発パートナーシップの推進

国民の参加と他の援助形態・機関等との連携については、開発成果実現のために不可欠であり、ODA大綱でも謳われている重要課題である。引き続き、各々に取り組んでいくことが必要であると考えられる。

評価の充実等による円借款業務の質の向上

開発成果をあげるため、円借款業務の質を一層向上させることが求められている。このためには、評価を通じて実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要である。これまでの間、本行は評価の充実に向けて鋭意取り組んできたが、より効果的・効率的なODA実施に対する要請は益々高まっており、開発成果重視の取り組みを一層徹底すべく、引き続き、評価の充実に取り組んでいく必要があると考えられる。

(参考) 事業分野： 開発途上国の経済社会開発支援
 ~ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ~

(課題 2-1) アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
アジア地域を中心とした支援	円借款承諾案件のうち、アジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合 モニタリング指標	83%	90%	96%	90%	
各国の多様なニーズの適切な把握	開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った件数	74	79	108	172	93
多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援	主要支援対象国の国毎の優先分野(注)に対する円借款承諾額の割合	77%	92%	100%	100%	100%
地域住民のニーズの適切な把握	円借款承諾案件のうち、案件形成・実施段階において開発途上国の地域住民・住民組織(CBO)又は地域住民を代弁するNGOと直接対話する機会を有した承諾案件数の割合	7%	14%	22%	8%	36%

開発途上国の経済社会開発支援

本業務戦略の対象期間

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 各国の多様なニーズ把握の例として、国際機関や各ドナー間による援助政策の調整の場が途上国現地中心となりつつある中、日本大使館、JICA 等からなる現地 ODA タスクフォースに積極的に参加(2003 年度 29 カ国)、「提案型・発掘型案件形成調査」活用により現地情報に精通する NGO・国内専門家を通じ開発ニーズを把握
- ◆ 地域住民ニーズ把握の例として、インドの森林資源管理・貧困削減事業において、森林近辺の住民、特に貧困層のニーズを把握し、周辺住民を植林事業に参加させ森林回復・貧困層の生活改善を共に企図

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度： A 2003 年度： A

(注) 優先分野とは、本行海外経済協力業務実施方針(2002 年 4 月公表、詳細は本行ホームページ参照)における国別実施方針中の重点分野を指す。

(課題 2-2) 貧困削減への対応の強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注))への支援	円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合	18%	12%	15%	19%	23%
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数の割合	25%	29%	71%	42%	100%

本業務戦略の対象期間

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 貧困対策案件への支援例として、モロッコの地方部中学校拡充事業において、貧困率が高く、教育サービスの普及も不十分である地方農村部に事業を集中させ、貧困地域に大きな効果が及ぶよう工夫
- ◆ 貧困層の開発プロセスへの参加例として、フィリピンのムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業において、女性を含む社会的弱者がサブプロジェクトの選考過程に優先的に参加できるよう配慮し、その意見を案件形成に反映するよう工夫
- ◆ 東アジアのインフラ整備に関する世界銀行、アジア開発銀行との共同調査、DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップでのリーダーシップ発揮等、経済成長を通じた貧困削減メカニズムおよびインフラが貧困削減に果たす役割に関する国際的な再認識・理解増進に貢献

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度： A 2003 年度： A

(注)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいる。

(課題 2-3) 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
開発途上国の民間活動の拡充に対する支援	開発途上国の中小企業・裾野産業を支援する承諾案件数	6	7	17	8	8
民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援	円借款承諾案件のうち、人材育成案件の承諾案件数の割合	3%	12%	13%	21%	9%
開発途上国のIT化の促進に対する支援	開発途上国のIT化を支援する出融資保証承諾案件数の割合	8%	6%	9%	12%	10%
地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援	円借款承諾案件のうち、地方都市におけるインフラ整備に対する承諾案件数の割合 モニタリング指標	24%	40%	70%	26%	

本業務戦略の対象期間

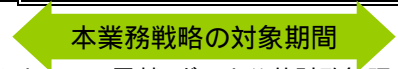
【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 裾野産業育成を通じた民間活動拡充への支援例として、メキシコの開発銀行による中小企業支援プログラム向け支援(米州開発銀行との強調融資)
- ◆ 民間経済活動に必要な人材育成への支援例として、中国の内陸部人材育成事業において、WTO 加盟後の会計方針等市場ルールの遵守強化等を目的とした案件の支援
- ◆ IT 化支援として、マレーシアの情報通信案件、ベトナムの海底ケーブル案件、中国の放送案件等への支援

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度： A 2003 年度： A

(課題 2-4) 知的協力の推進						
取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進	調査業務(SAF・SADEP)及び委託調査、セクター調査、その他の機会を通じた提言件数	88	90	90	172	210
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化	開発途上国に対するフィードバックセミナーの開催件数(注)	3	10	5	7	8
日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化	円借款承諾案件のうち、「本邦技術活用条件」(STEP)制度を活用した承諾案件数の割合 モニタリング指標	12%	14%	4%	13%	
<p>【本課題に対応する実績の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 知的協力の例として、アジアでの開発経験を活かし、貧困削減を支援するアフリカ開発セミナーへの貢献、ガーナ公共財政管理に関する提言、インド植林案件への組織形成・運営に関する提言等 ◆ 問題解決、案件形成の経験・教訓の共有例として、ベトナムにおける「北部交通インフラ事業インパクト調査」等のフィードバックセミナーの実施 ◆ 日本の知見・ノウハウ・技術の活用例として、北九州市による、中国の重慶市とインドネシアのスラバヤ市における廃棄物の減量化、リサイクルの促進および適切な廃棄物処理システムの確立に向けた調査 <p>【各年の評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 2002年度： A 2003年度： A 						



(注)本指標に関するフィードバックセミナーは、事後評価に限る。

(課題 2-5) 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	「提案型案件形成調査」等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数(2000年度は制度がないため数値なし)	n.a	-	6	9	8
現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO などの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件数の割合	7%	12%	26%	6%	39%
都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験・知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進	地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件数	1	-	5	7	4
我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進	技術協力、無償資金協力と連携した円借款承諾案件数の割合	25%	31%	22%	24%	41%
他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	開発支援に関する国際的枠組み(PRSP、CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数(注)	19	18	26	53	63

本業務戦略の対象期間

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 国民参加の業務運営の推進例として、NGO-JBIC 協議会の開催や、我が国地方公共団体、学術研究機関、NGO、民間企業の参加による「国民参加型援助促進セミナー」のタイ、フィリピン、ベトナムでの開催
- ◆ NGO、CBO 等との協力・連携の例として、ベトナム、スリランカ等において、借款資金を用いて「NGO 連携基金」を設立し、NGO の活動支援を通じた開かれた円借款業務の推進と事業効果の持続的発現へ工夫
- ◆ 我が国地方公共団体との協力・連携の例として、タイ産業村マネジメント支援において、日本の地域活性化事例である「道の駅」のノウハウを、我が国地方公共団体および地域住民の連携の下で導入
- ◆ 日本の大学の知見・ノウハウを円借款業務に活用するため、大学との協力協定を締結(これまで7大学)
- ◆ 国際的枠組みにおける知的協力の例として、DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップを本行が主導し、経済インフラの貧困削減に果たす役割に関する国際的理解増進に貢献

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: B

(注)2003 年度より駐在員事務所の活用を図るため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えている。

(課題 2-6) 円借款業務の質の向上						
取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
債務状況を配慮した支援の推進	マクロ経済調査、債務負担能力調査の実施件数	4	5	16	39	16
	開発途上国向けの債務管理能力向上のためのセミナー・研修の実施国数	4	11	15	7	20
評価の充実	全評価件数に対する第三者評価(第三者の意見を征求した評価を含む)の実施割合	19%	79%	100%	100%	100%
	事後評価の実施割合	85%	100%	100%	100%	100%
	プログラムレベルの評価・テーマ別評価の件数	11	4	5	7	4
	途上国の研究機関、NGO、国際機関、大学関係者等との合同評価の件数	3	-	-	2	3

【本課題に対応する実績の例】 ← 本業務戦略の対象期間 →

- ◆ 債務状況を配慮した支援の推進例として、円借款供与に際して、本行の外国政府等信用力評価の分析を活用しつつマクロ経済調査を実施
- ◆ 評価の充実の例として、個別事業単位の効果に留まらず貧困削減、環境、IT等の分野におけるテーマ別評価(プログラムレベル評価)の実施、外部有識者参加による「円借款事後評価フィードバック委員会」開催を通じた業務への評価結果フィードバック促進、JICA連携ODAプロジェクト評価セミナー等を通じ開発途上国の評価能力向上を支援
- ◆ JICA連携ODAプロジェクト評価セミナー等を通じ、開発途上国の評価能力の向上を支援

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：A 2003年度：A

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 -・・・外部環境の変化等により評価不能。

【評価の要旨】

- 課題3 - 1 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保
- 課題3 - 2 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

資源小国である我が国の資源・エネルギーの対外依存状況は変わっておらず、その安定確保は依然重要な政策課題であると位置づけられている。

テロの脅威、紛争等により中東等のエネルギー供給地域の政情が不安定化する一方、成長の著しいアジア地域のエネルギー・資源需要は増大を続け、資源・素材価格が高騰を続けた。アジア地域でのエネルギー・資源の需要増に伴う域外依存度の上昇は、多くの日本企業が事業を展開する同地域のエネルギー・資源供給構造を脆弱化させる可能性もある。また、資源産出国におけるインフラ未整備が我が国への資源安定供給のボトルネックの一つとなるケースが増加してきている。

資源開発プロジェクトは一般にリスクが高く、巨額の資金を必要とする。我が国の資源関連企業が世界の資源メジャーに伍してビジネスを展開し、ひいては我が国の資源の安定確保を実現するために、事業資金の円滑な調達、リスク軽減措置等が一層重要になっている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ リスクテイク機能の活用に一層努める必要があること、

に留意すべきである。

- 本行は、業務戦略に則り、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定確保に向けて、リスクテイク機能を発揮しつつ、イラン、ロシア、アゼルバイジャン等における日本企業による資源の権益取得・長期引取や資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー・鉱物資源の供給多角化等に対する支援を行うとともに、パイプライン等我が国への資源供給拡大に資するインフラ整備等に対する支援を行った。

- 加えて、現下の世界的な資源への需要増加、資源素材価格の高騰傾向等の中、機動的・適切に資源の安定確保に向けた取り組みを行った。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、資源小国である我が国にとって、エネルギー・資源の安定的な確保は引き続き重要な政策であり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。

但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、昨今のエネルギー・資源産出国の政治情勢を踏まえた資源供給源多角化の必要性、中国をはじめとする新興経済諸国の発展に伴うアジア地域での資源需要の急増・資源価格の急騰を踏まえたエネルギー・資源の需給バランス調整の必要性等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保への対応

エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減への対応

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 課題3 - 1 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保
- 課題3 - 2 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

(1) 高水準にある我が国のエネルギー・資源の対外依存度

我が国の主要資源の対外依存度は、石油99.7%、天然ガス97.3%、鉄鉱石100%、銅99.9%(いずれも1999年)。日本企業の権益取得または長期引取契約を通じて、我が国が確保可能なエネルギー・資源量は、石油についてはほぼ横ばい、LNGについては増加。一方、アジア地域に対する1次エネルギー総供給量(石油換算)は、近年のアジア諸国の経済成長に伴い1990年の1,526百万トンから98年の2,158百万トンへ大幅に増加。

(2) 我が国への資源供給の拡大やアジア地域全体への供給拡大の必要性

資源小国である我が国にとって、我が国の産業活動の維持と国民生活の安定のためには、海外からの資源供給の拡大を支援することが必要。また、石油などの主要エネルギー・資源は国際市場からの調達に関する依存度が高いこと、アジア地域において日本企業の事業活動が浸透しつつあることから、今後も旺盛なエネルギー需要が見込まれるアジア地域全体に対するエネルギー・資源供給の拡大を支援することが必要。

(3) リスクが高く巨額資金を要する資源案件への支援の必要性

資源開発プロジェクトは一般に、リスクが高く、巨額の資金を必要とすることから、民間金融機関のみでは対応が困難なケースが数多くあり、こうした案件に対し、民間金融動向等に十分配慮しつつ、支援を行うことが必要。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

(1) エネルギー・資源の安定確保に向けた我が国政府の施策

資源小国である我が国の状況は変わっておらず、エネルギー・資源の確保に向けた種々の政策が我が国政府によって打ち出された。まず、2002年6月に制定された「エネルギー政策基本法」に基づき、我が国のエネルギー・資源政策の基本的な方向を定めた計画である「エネルギー基本計画」が2003年10月に閣議決定された。同計画では、エネルギー・資源の大半を海外に依存する我が国にとっては、今後のアジア諸国のエネルギー需要増大を見越した省エネルギー等における地域的協力推進の観点も踏まえながら、エネルギー・資源の安定供給の確保は依然として重要な課題であると位置付けられた。また、2004年5月に制定された「新産業創造戦略」においても、より中長期かつ戦略的な視点から、資源の安定確保に向けた積極的な支援の必要性が確認された。

(参考1) 我が国のエネルギー・鉱物資源の海外依存度(例)

(単位: %)

	石油	天然ガス	鉄	銅	アルミ	レアメタル7鉱種
海外依存度	99.7	96.2	100	99.95	100	100

(注) レアメタル7鉱種…ニッケル、クロム、マンガン、コバルト、タングステン、モリブデン、バナジウム

(出典: (財)日本エネルギー研究所「1次エネルギー供給」(2004年)、資源エネルギー庁「鉱業便覧

(平成14年版)」、石油天然ガス・金属鉱物資源機構ホームページ(2004年8月現在)より作成)

(2) エネルギー・資源をめぐる国際環境

中東地域の政情不安定化

我が国の資源確保を重視したこうした我が国政府の施策の他方で、エネルギー・資源市場は、エネルギー・資源産出国の政治・治安情勢や中国を始めとする新興経済諸国の発展等を背景に、市場動向の変化を見せ始めた。例えば、石油は引き続き世界のエネルギー供給の中心になると予想されているが、世界の石油供給の中東依存度の上昇が見込まれており、中東をはじめとするエネルギー供給地域の政情は、テロの脅威、紛争等により一層の不安定化の様相を見せ始めている。このように、世界のエネルギー需給に関する国際環境は不安定化しており、エネルギー・資源の安定確保は国際的にも重要な課題として再認識されてきた。

アジア地域におけるエネルギー・資源需要の急増と資源・素材価格の高騰

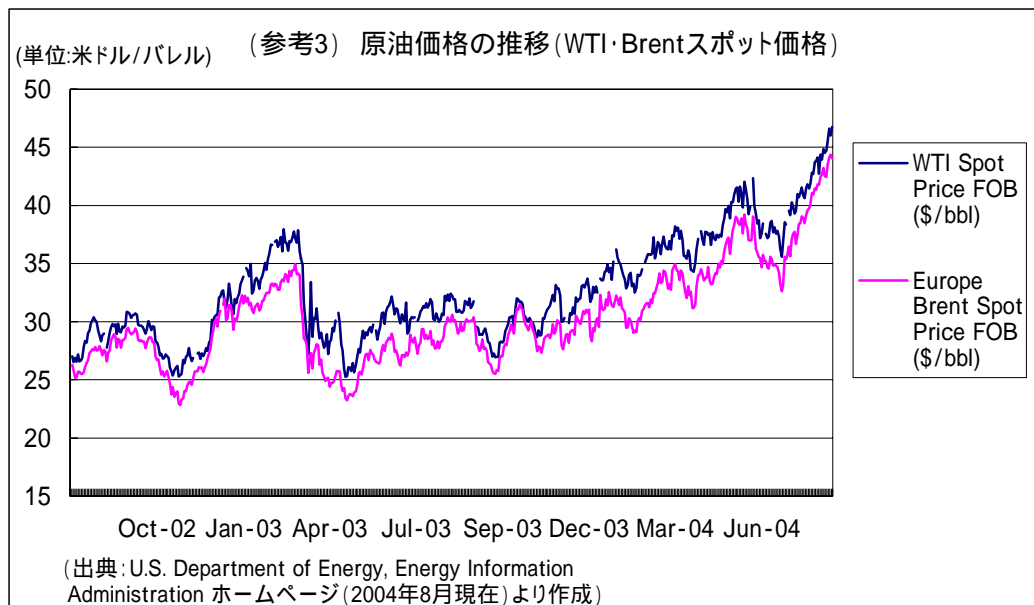
中国におけるエネルギー・資源需要の急増等を背景に、アジア地域におけるエネルギー・資源需要が急速に拡大を始めた。国際エネルギー機関(IEA)によれば、世界のエネルギー需要は2020年までに97年比で57%増加し、この伸びの約半分を日本を除くアジア地域が占める見込みとなっている(参考2)。成長の著しいアジア地域のエネルギー需要の増大に伴う域外依存度の上昇は、多くの日本企業が事業を展開するアジア地域全体の資源供給構造を脆弱化させる可能性もある。また、中国をはじめとしたアジア諸国の高成長等を背景に資源・素材価格が高騰を続けており(参考3)、その影響が顕在化した。我が国の安定的な資源確保を図る上でも、エネルギー効率の改善、省エネルギーの推進等を通じたアジア地域におけるエネルギー・資源需要の急増への対応は重要な課題となってきた。

(参考2) エネルギー需要見込み

(単位:石油換算 100 万トン)

	2000	2010(見込)	2020(見込)	2030(見込)
アジア(除日本/中国)	776(8%)	1,117(10%)	1,531(12%)	1,995(13%)
中国	950(10%)	1,302(12%)	1,707(13%)	2,133(14%)
OECD	5,291(58%)	5,994(54%)	6,605(50%)	7,117(47%)
合計	9,179(100%)	11,132(100%)	13,167(100%)	15,267(100%)

(出典: IEA・World Energy Outlook 2002)



資源供給のボトルネックとなっている資源産出国のインフラ未整備

我が国への資源の安定供給確保を図る上で、産出国毎の情勢を踏まえた我が国との協力関係の強化や産出国のインフラ整備の重要性が高まってきており、特に資源産出国におけるインフラ未整備が我が国への資源安定供給のボトルネックの一つとなるケースが増加してきている。

(3) 資源の安定確保に向けた事業資金の円滑な調達、リスク軽減措置の必要性

こうした状況下、我が国の資源関連業界は、商社や電力・ガス会社の積極的な開発事業への参加、供給地多角化の模索等、国際的な事業展開を更に進めている。他方、世界の資源メジャーは、合併・再編を経てさらに競争力を高めており、我が国の資源関連企業がそれら国際的大企業に伍してビジネスを展開し、ひいては我が国の資源の安定確保を実現するために、事業資金の円滑な調達、リスク軽減措置等が一層重要になっている。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応(課題3-2)に関して、リスクテイク機能の活用に一層努める必要があること。

取り組み状況、達成状況

(1) 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保(課題3-1)

本行は、我が国資源の確保のため、様々なアプローチを用いながら、石油開発企業の資産買収案件や前払融資による原油輸入案件等、我が国として確実に確保できるエネルギー・資源・鉱物資源量などの拡大につながる資源の権益取得・長期引取・販売権取得等に対する支援を行った。こうした支援の取り組み事例として、以下の案件を例示する。

ロシア、アゼルバイジャン等中東以外の石油開発案件や、東チモール(天然ガス)等資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー・鉱物資源の供給多角化につながる事業への支援。同時にクリーンエネルギーとしての天然ガスの利用拡大にも結びついた。

我が国への資源供給の拡大につながるパイプライン、LNG 積出港等の経済インフラ整備への支援

多くの我が国企業が事業を展開するアジア地域へのエネルギー供給につながる案件への支援(ガス田開発に伴う液分(LPG・コンデンセート)のアジア地域での販売等)

なお、GTL・DME(注)等の硫黄分等を含まない環境面で優れた新たな形態の燃料について、これらを用いる新技術を活用した天然ガス有効利用案件への支援は、技術面や採算面等からの検討が引き続き必要とされていることから、実績はなかった。

(注) GTL(Gas to Liquids): 天然ガス等を原料として化学反応により超低硫黄の灯軽油等の液体燃料を製造する技術および製品のこと。

DME(ジメチルエーテル): 天然ガス等から製造され、LPガスに類似した物性を有する合成燃料であり、硫黄分を含まず、クリーンな新しい分散型燃料として期待されているもの。

(2) 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応(課題3-2)

高リスク・巨額な資源案件への対応に関しては、内談案件の消滅やプロジェクトの進捗遅延等により、開発途上国政府・政府機関、地場企業等への新規与信先の実現、ストラクチャード・ファイナンス等の手法を活用した案件への支援に関する実績は、計画を下回った。しかしながら、複雑な国際コンソーシアム資源案件で国際機関との協調融資である石油パイプライン案件や、原油輸入前払い案件における債権保全スキームの構築等において、積極的にリスクテイク機能を発揮し、今後の案件形成にも資するストラクチャーの構築を実現した。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたって、本行は、我が国政府の政策・施策、我が国企業の資源開発ビジネスを取り巻く環境変化等を踏まえた業務運営を行い、特に以下の対応を行った。

(1) 我が国政府のエネルギー・資源関連政策・施策への対応

「エネルギー基本計画」や「新産業創造戦略」といった我が国政府の施策を踏まえ、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定確保や供給多角化を支援する取り組みを更に強化するなど、我が国政府と密接に連携しつつ、業務運営を行った。また、エネルギー・原材料資源等についての政策に関し、「エネルギー基本計画」や「新産業創造戦略」等の政府の資源政策への提言等を通じ、我が国政府と密接な協議、連携を図るとともに、「エネルギー基本計画」でも謳われている地球環境問題への対応に関し、クリーンエネルギーとしての天然ガスの利用拡大への支援を行った。

(2) 我が国企業の資源開発ビジネスを取り巻く環境変化への対応

昨今の世界的な資源への需要の高まりや、資源素材価格の高騰傾向、我が国のエネルギー・鉱物等資源関連企業の海外展開・業界再編動向、資源保有国政府・政府機関・資源メジャー等の動向等、我が国企業の資源開発ビジネスを取り巻く環境変化も踏まえ、我が国企業のニーズや民間金融動向を十分把握しつつ、各案件に機動的・適切に対応した。

(注) 平成16年3月の業務戦略への補足において、「エネルギー基本計画」に言及し、我が国の政策に沿って、我が国の資源の安定供給確保を支援する必要がある旨明記した。また、「平成15年度年間事業評価書」において、「エネルギー基本法」、「新産業創造戦略」等に言及。「平成16年度年間事業計画」では、資源・素材価格の高騰に言及した。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2.のとおり、「エネルギー基本計画」や「新産業創造戦略」に謳われているように、資源小国である我が国にとって、エネルギー・資源の安定的な確保は引き続き重要な政策であり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたり、昨今のエネルギー・資源産出国の政治情勢やそれを踏まえた資源供給源多角化の一層の必要性、中国を始めとする新興経済諸国の発展によるアジア地域での資源需要の急増、それに伴う資源価格の急騰を踏まえたエネルギー・資源の需給バランスの調整の必要性等について、特に留意する必要がある。また、上記3.の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保への対応
近年の世界的なエネルギー・資源需要の急増や我が国が石油の多くを依存している中東地域の政治情勢等を踏まえ、権益取得・長期引取案件や大規模・高リスク案件への取り組み、エネルギー・資源供給源の多角化等を通じて、引き続き我が国へのエネルギー・資源の確実な供給の確保を図っていくことが必要と考えられる。

エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進
アジア地域におけるエネルギー・資源需給の逼迫を緩和し、我が国への資源の安定供給を図るため、アジア地域へのエネルギー・資源供給拡大をより一層推進するとともに、省エネルギー事業の推進等によるエネルギー・資源の有効活用を促進することにより、エネルギー・資源の需給緩和を図っていくことが必要と考えられる。

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進
資源産出国のインフラ未整備等が我が国への資源の安定供給のボトルネックになっているケースがあることから、産出国毎の情勢を踏まえつつ、産出国のインフラ整備や我が国との協力関係の強化を通じて、我が国へのエネルギー・資源の供給維持・拡大を図っていくことが必要と考えられる。

(参考) 事業分野: 我が国の資源の安定確保

～ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ～

(課題 3-1) 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)	
権益取得、長期引取契約又は販売権取得により我が国として確実に確保できるエネルギー資源(石油・天然ガス)・鉱物資源量などの拡大につながる事業に対する支援	日本企業による新規権益取得・長期引取・販売権取得が可能となった出融資保証承諾案件数	22	37	39	39	36	
	上記の支援対象案件による我が国へのエネルギー資源・鉱物資源などの新規権益取得・引取の増加量(計画値)	石油 (百万 B/Y)	226	32	77	29	
		ガス (万 t/Y)	361	603	763	1,087	
		銅 (千 t/Y)	700	245	428	-	
		鉄 (万 t/Y)	-	1,385	-	-	
代表的資源の国内需要量に占める本行融資対象事業からの本邦への輸入量の割合 モニタリング指標	石油	19%	15%	19%	n.a.		
	ガス	95%	97%	96%	n.a.		
資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー資源・鉱物資源の供給多角化につながる事業に対する支援	石油開発案件における中東地域以外の本行出融資保証承諾案件数の割合	88%	100%	56%	63%	82%	
	天然ガス案件・鉱物資源案件のうち、新規対象国数	-	1	-	1	1	
新技術による天然ガスの有効利用推進につながる事業に対する支援	GTL(Gas to Liquid: 液体燃料化技術)・DME(Dimethyl Ether)等新技術による天然ガス有効利用案件に対する出融資保証承諾案件数	-	-	-	-	1	
我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がる経済インフラ整備事業に対する支援	エネルギー資源・鉱物資源の我が国への供給拡大に繋がる施設(道路、鉄道、港湾、パイプライン、LNG 船、備蓄基地)の整備案件に対する出融資保証承諾案件数	-	-	7	9	6	
アジア地域へのエネルギー供給の拡大に対する支援	アジア地域へのエネルギー供給に繋がる資源関連出融資保証承諾案件数	4	8	8	12	18	

我が国の資源の安定確保

【本課題に対応する実績の例】

← 本業務戦略の対象期間 →

- ◆ 石油開発企業の海外資産買収による権益取得、前払融資による原油輸入や、中東石油利権契約の更改等、我が国の資源確保に資する案件を支援
- ◆ ロシア、アゼルバイジャンでの石油開発案件支援や、東チモール・豪州共同石油開発海域での天然ガス田開発事業支援等を通じ、中東以外からの資源供給多角化を推進
- ◆ オマーンでの高速道路インフラ整備支援を通じ、日本企業が参画中の LNG 事業や今後参画が見込まれる資源関連プロジェクトを輸送・物流面で支援
- ◆ 我が国の原料安定確保、我が国企業の取引強化を促進するため、世界最大の鉄鉱石供給会社であるリオドセ社(ブラジル)との関係強化・情報交換を目的とした業務協力協定を締結

【各年の評価結果】

2002 年度: A 2003 年度: A

(課題 3-2) 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進	新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	-	2	2	-	1
	資源金融およびエネルギー資源・鉱物資源の我が国への供給拡大に資する案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	12%	8%	12%	13%	22%
リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進	国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数 モニタリング指標	6	4	-	2	

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 日本の石油開発会社を含む国際コンソーシアムが推進する、カスピ海と地中海をつなぐ大規模石油パイプライン敷設案件に対し、本行はプロジェクトファイナンス方式でリスクテイクしつつ、国際金融機関等との協調融資を実現
- ◆ 原油輸入前払い案件における債権保全スキーム等、今後の案件形成に資するストラクチャーを構築

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度： B 2003 年度： B

【評価の要旨】

- 課題4 - 1 日本企業の輸出競争力の確保
- 課題4 - 2 日本企業の輸出機会の創出
- 課題4 - 3 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

プラント等輸出をめぐる日本企業の受注環境は、アジア通貨危機後の一時の不振を脱し、アジアや中東湾岸諸国向け案件の増加等を背景に、プラント成約実績が伸びる等、回復の兆しを見せはじめた。

しかしながら、我が国プラント・造船産業は、官民一体のトップセールスにより競争力を強める欧米勢や、コスト競争力を武器に急迫するアジア勢との熾烈な国際競争に晒されている。また、いずれの国も公的輸出信用を通じた自国輸出支援を行っており、日本企業の国際競争力確保のため、引き続き我が国プラント等輸出への積極支援が求められている。

また、輸出企業のビジネス・モデルが、プロジェクトの初期段階からファイナンスも含めた提案を必要とするものに変化してきており、案件組成段階からの本行関与の重要性が高まってきている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記の通り、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたっては、年間事業評価において指摘の、

- ・ リスク対応策の充実および活用に一層努める必要があること、
- に留意すべきである。

- 本行は、業務戦略に則り、他国輸出信用機関との協調融資拡大による、日本企業が参画する国際コンソーシアム輸出商談の効果的支援や、輸出クレジットラインの設定等、日本企業の輸出競争力の確保に努めてきたが、多様なリスク対応策による与信対象の拡大等については、実施国や事業実施主体側の経済・金融情勢を反映し、実績は計画を下回った。また、日本企業の輸出機会の創出のため、案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会拡大支援に取り組んだほか、輸出先国側と業務協力協定を締結するなど、日本企業の輸出商談を効果的に支援

するための環境・枠組み整備にも努めた。更に、我が国関連業界の要望を踏まえつつ OECD 会合に参加、議論のフィードバックを行うこと等を通じ、我が国輸出産業のニーズを踏まえた公的輸出信用制度の運用改善等に向けた取り組みを行った。

- 加えて、パフォーマンスボンド等保証制度の導入による民間金融機関等の信用力補完、「日本・ASEAN 行動計画」に沿った ASEAN 輸出信用当局との連携強化など、日本企業や民間金融機関等からの要望、我が国政府の施策等に的確に対応した。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、業務戦略実施期間を通じて、日本企業の輸出競争力の確保や輸出機会の創出、我が国輸出産業のニーズを踏まえた公的輸出信用制度の構築への本行支援が引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。

但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、プロジェクトの初期段階から、積極的な本行関与が求められていること等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

日本企業の輸出競争力の確保へ向けた取り組み強化

日本企業の輸出機会の創出へ向けた多様なアプローチの推進

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善への取り組み強化

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 課題4 - 1 日本企業の輸出競争力の確保
- 課題4 - 2 日本企業の輸出機会の創出
- 課題4 - 3 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

(1) 低調な我が国プラント輸出

我が国のプラント成約額は、アジア通貨危機後のアジア地域の経済困難を主な要因として、1996年度の197.4億ドルをピークに大幅に落ち込んでおり、2000年度は152.3億ドルとなっている。また、本行と他の先進諸国の公的輸出信用の承諾額を比較すると、1995年以降、本行が3,800億円程度で推移してきたのに対し、米、英、独はそれぞれ9,300億円、6,500億円、8,700億円程度で推移しており、我が国のプラント輸出は他の先進各国に比べ低調な状況。

(2) プラント等輸出支援の必要性

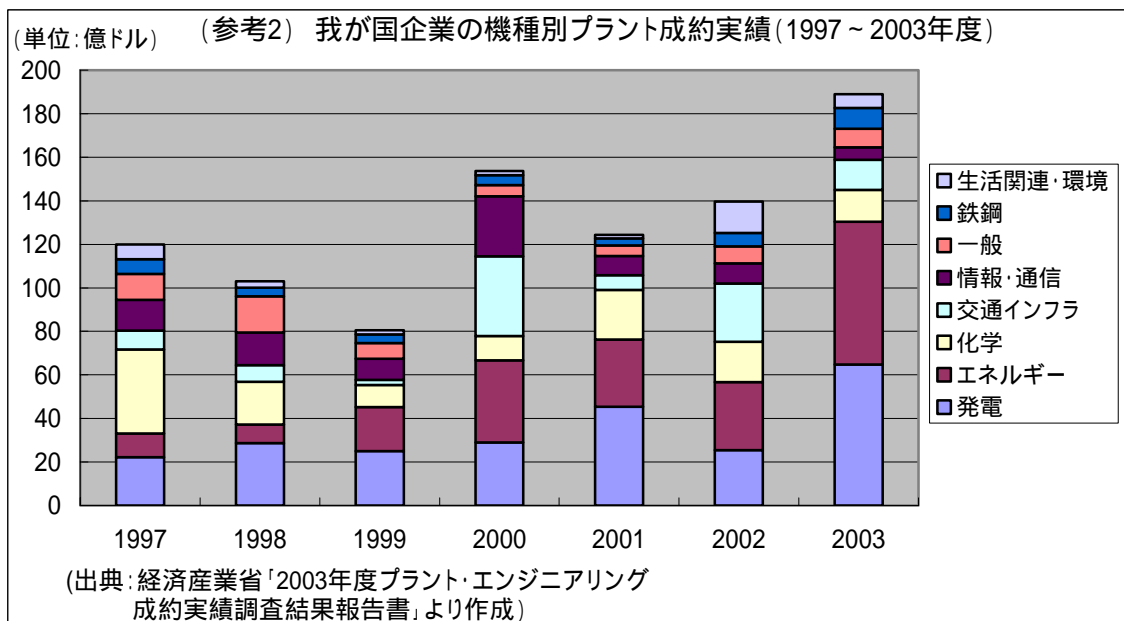
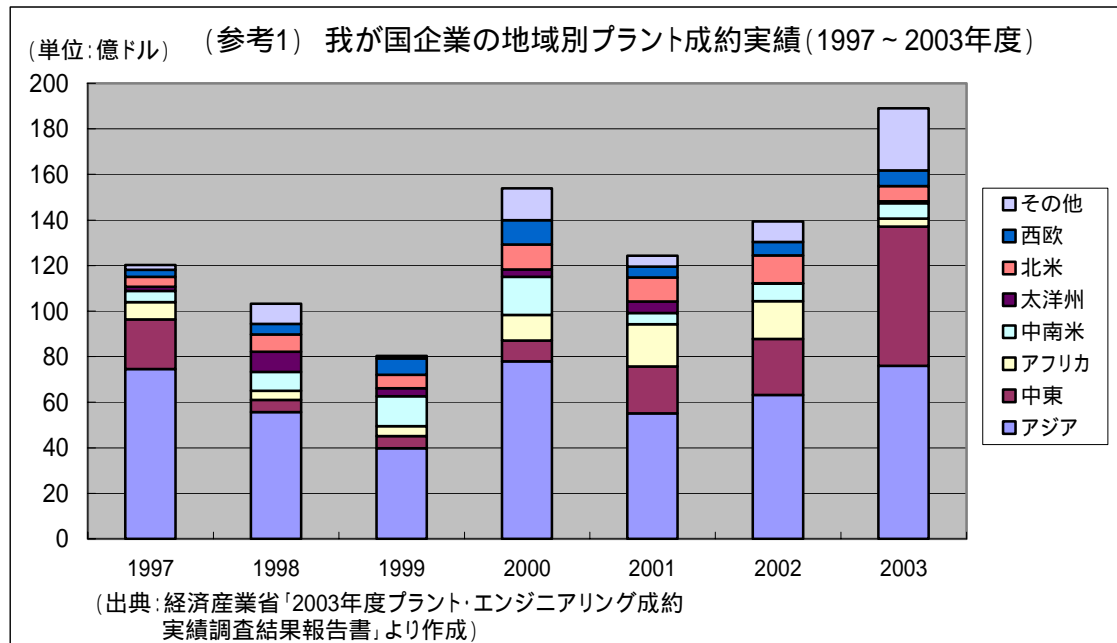
プラント等輸出は、その規模の大きさから通常長期の金融を必要とするため、我が国のみならず他の先進諸国もプラント等輸出支援のための公的輸出信用制度を有する。そのため、プラント輸出等の国際競争においては、各国の輸出信用機関(ECA)の提供するサービスが重要な要素となっており、本行も他国 ECA に劣らないサービス向上が求められる。他方、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、本事業分野においては、経済社会情勢の不安定性によって生じるカントリーリスクをはじめとする固有のリスクがある開発途上国向け案件への対応に限定することが必要。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

(1) 我が国企業のプラント受注改善の兆しとその背景

業務戦略実施期間中、プラント等輸出を巡る日本企業の受注環境は、アジア通貨危機後の一時の不振を脱し、改善の兆しを見せ始めた。我が国のプラント成約実績は、2002年度から2年連続で前年度比増となり、2003年度の188.8億ドルは、アジア通貨危機以前の最高値(1996年度、197.4億ドル)に

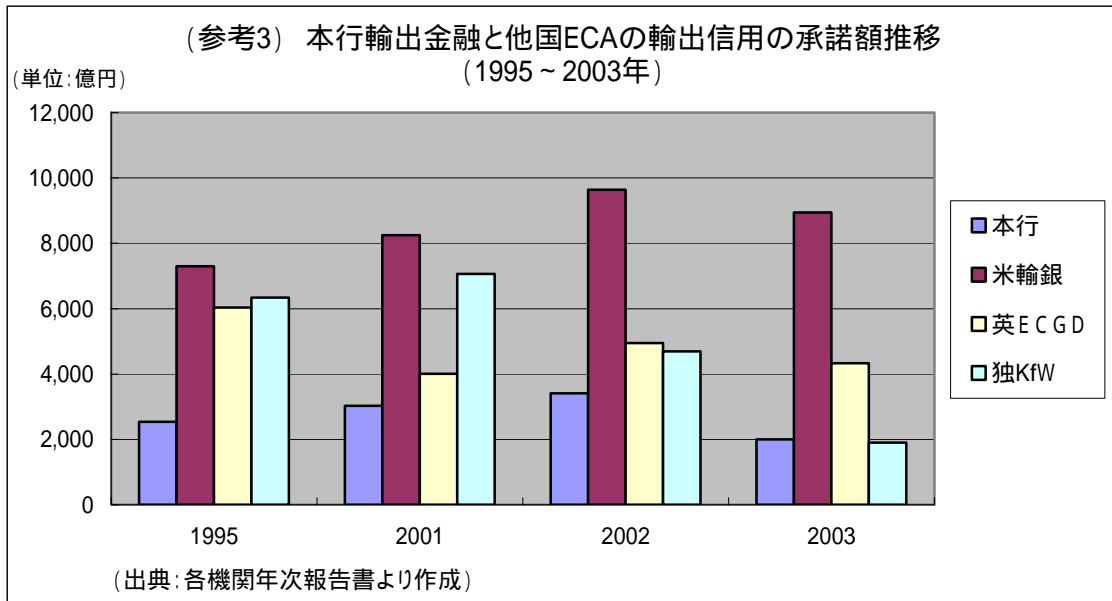
迫る水準となった。地域別には、2002年度、2003年度を通じ、最大シェアのアジア向けと近年シェア増加中の中東湾岸諸国向けの合計で全体の約6割を占めた(参考1)。機種別には、2002年度は大型案件成約があった交通プラントや、中・小型案件が増加した鉄鋼、エネルギープラント等が、2003年度は大型案件成約があったエネルギー、発電プラントや、中・小型案件が好調だった鉄鋼プラント等が、それぞれ成約額増加を牽引した(参考2)。



上記受注環境変化の背景としては、アジア・中東地域における発電プラント等へのインフラ需要が高まってきたこと、天然ガス利用の拡大に伴い、日本企業が競争力を有するガス処理施設等の分野への需要が増大したこと、技術力等に加え、海外調達活用を通じて確保した価格競争力、特定地域・顧客へのターゲット絞り込みによるリピートオーダー獲得等を背景に、日本企業が海外での競争力を維持できたこと、が挙げられている(経済産業省「海外プラント・エンジニアリング成約実績調査結果報告書」2002年度版、2003年度版)。

(2) 国際競争激化や各国公的輸出信用継続の中、引き続き求められるプラント等輸出支援

しかしながら、我が国プラント産業を取り巻く環境は、一方で欧米の有力企業が官民一体となったトップセールスを展開して競争力を強めており、他方で安価な労働力等を武器に韓国・中国などアジア勢の追い上げも急である等、国際競争の熾烈化により、むしろ従来以上に厳しい状況となっている。また、いずれの国も公的輸出信用機関を通じて自国の輸出支援を行っており(参考3)、国際商談における日本企業の国際競争力を確保するためには、引き続き我が国プラント等輸出の積極的な支援が求められている。



(3) プラント等輸出のビジネス・モデル変化の兆しと案件組成段階での支援ニーズの高まり

近年の輸出競争の熾烈化を受け、プロジェクト実施主体に対する知的ソリューションの提供や、プロジェクト組成の初期段階からファイナンス条件を含めたプロポーザルの提示を求められる等、輸出企業のビジネス・モデルも変化してきており、この動きに適切に対応していくためにも、案件組成段階からの本行関与の重要性が高まっている。

我が国の資本・技術集約型輸出の支援

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ 日本企業の輸出競争力の確保(課題4-1)に関して、リスク対応策の充実および活用に一層努める必要があること。

取り組み状況、達成状況

(1) 日本企業の輸出競争力の確保 (課題 4-1)

他国との競合激化といった事業環境の中、本行は、他国 ECA との協調融資等を通じ日本企業が参画する国際コンソーシアムによる輸出商談を効果的に支援した。しかしながら、開発途上国の地場企業・金融機関への新規与信や、プロジェクト・ファイナンス等の手法を活用した新たなセクター・地域での支援実現等については、2002 年度、2003 年度ともに、実施国・事業実施主体側の経済・金融情勢等の外部要因もあり、実績は過去と比べ横這い又は若干上向き程度の水準で推移し、計画を下回った。また、例えば、輸出クレジットライン(融資枠)について、米ドル圏の中南米諸国における米ドル建融資枠設定や、プラント需要の高い同一開発途上国内で複数金融機関への融資枠設定を行うなど、日本企業のニーズを踏まえた効率的な輸出商談支援のための環境・枠組み整備にも努めてきたが、今後とも、日本企業の輸出競争力の確保に更に寄与できるよう、特に官民一体のトップセールスによる欧米勢の動向にも十分配慮しつつ、リスク対応策の充実および活用に一層努める必要がある。

(2) 日本企業の輸出機会の創出 (課題 4-2)

上記(1)のような融資を通じた直接的支援に加え、日本企業の輸出機会の創出のため、「案件発掘・形成調査業務」の活用による入札機会の拡大支援に取り組んだほか、日本 - カザフスタン間の貿易拡大等を支援するためカザフスタン開発銀行との業務協力協定締結等、将来の輸出機会の創出につながる相手国側との枠組みの整備も実施した。

(3) 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築 (課題 4-3)

公的輸出信用制度に関する OECD における国際取極めは、日本企業の輸出競争力に間接的に大きな影響を及ぼすところ、本行は、我が国関連業界の要望を踏まえつつ OECD 会合に参加し、かつ業界に対し適切なフィードバックを行ってきており、特に 2003 年度の OECD「公的輸出信用アレンジメント」改定や同「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチ」改定に的確に対応することにより、我が国輸出産業のニーズを踏まえた公的輸出信用制度の運用改善等に向けた取り組みを行った。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたって、本行は、日本企業や民間金融機関等からの要望、我が国政府の政策・施策等を踏まえた業務運営を行い、特に以下の対応を行った。

(1) 日本企業のニーズを踏まえた対応

輸出クレジットライン設定のほか、独立行政法人日本貿易保険との連携を図りつつ環境ガイドラインを制定する等、日本企業にとっての利便性向上および事務手続きの効率化等を随時講じてきている。また、アジア地域の電力セクターにおいて、日本企業が参画する民活発電事業の事業リストラにあたり主導的な役割を果たしつつ支援したほか、国際機関・他国公的機関や我が国政府・企業との連携を強化し、日本企業のニーズを踏まえた開発途上国政府への政策提言等を実施しており、我が国輸出産業ニーズへの的確な対応に努めた。

(2) 民間金融機関等からの要望を踏まえたパフォーマンスボンド保証制度導入

特に、我が国民間金融機関の格付低下という状況下、民間金融機関等からの要望を踏まえ、2002 年

度にパフォーマンスボンド等保証制度を導入(2003年度に第1号案件実施)することにより、民間金融機関等の信用力を補完する新たな金融手段を提供しつつ、日本企業の輸出競争力の確保に努めた。

(3) 「日本・ASEAN 行動計画」への対応

2003年12月の「日本・ASEAN 特別首脳会議」で採択された「日本・ASEAN 行動計画」に盛り込まれた施策を受け、本行は ASEAN 各国の政策当局との連携を強化し、また、アジア ECA 会合において主導的役割を果たしてきている。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2.のとおり、業務戦略実施期間を通じて、欧米各国やアジア諸国との輸出競争が一層熾烈化し、我が国の資本・技術集約型輸出の支援のための本行の取り組みは引き続き求められる状況にあることから、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、案件形成の初期段階から日本企業が案件組成に参画し、早期の本行関与が必要なケースが増加してきていること、近年、中東など、政治的な不安定性が懸念される地域でのプロジェクトが増加していること、等について特に留意する必要がある。また、上記3.の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

日本企業の輸出競争力の確保へ向けた取り組み強化

欧米各国やアジア諸国との輸出競争が一層熾烈化する中、競合企業との対等な融資条件確保や、民間金融機関では特に対応困難な海外リスクへの多様な対応策をより一層充実させ、日本企業の輸出競争力確保に取り組むことが必要と考えられる。

日本企業の輸出機会の創出へ向けた多様なアプローチの推進

案件発掘・形成調査業務のより一層の活用および運用改善に止まらず、日本企業の輸出促進につながる枠組み整備といった観点からのアプローチ等、日本企業の入札機会の拡大に向けたより積極的な取り組みが必要と考えられる。なお、円借款においても、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進すべく創設された、「本邦技術活用条件」適用案件の着実な実施が必要と考えられる。

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善への取り組み強化

日本企業の競争条件に制度的に影響を及ぼす OECD 公的輸出信用アレンジメントにつき、日本企業の競争力確保や公平な競争条件の維持といった観点から、他国 ECA とも協調しつつ、引き続き日本企業のニーズを十分に踏まえた制度の運用改善等への取り組みを行うことが必要と考えられる。

(参考) 事業分野: 我が国の資本・技術集約型輸出の支援

～ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ～

(課題 4-1) 日本企業の輸出競争力確保

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進	新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	7	4	4	5	17
	輸出案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	12%	-	6%	14%	8%
国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化	輸出案件のうち、他国 ECA と協調融資を行った出融資保証承諾案件数の割合(モニタリング指標)	12%	2%	3%	9%	

【本課題に対応する実績の例】

← 本業務戦略の対象期間 →

- ◆ 本行初のロシア企業の信用リスクを取ったロシア通信会社向け輸出案件、また、旧ソ連からの独立国で初のクレジットライン設定となったカザフスタンの商業銀行向け案件等、日本企業のニーズを踏まえた新規与信を実現
- ◆ パフォーマンスボンド等に対する保証制度の創設およびシンガポール向け等個別案件への適用等を通じ、我が国民間金融機関の信用力を補完し、日本企業の輸出を側面支援
- ◆ メキシコ民活発電案件でのスペイン ECA 等との協調融資、中国最大規模の石油化学プラント建設案件へのプロジェクトファイナンスにおける米・独・オランダの ECA との協調融資等、積極的に他国 ECA との国際的な協調融資を推進

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: B 2003 年度: A

(課題 4-2) 日本企業の輸出機会の創出

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援	案件発掘・形成調査業務実施案件のうち、プロジェクト実施主体が実施を決定し、日本企業が入札機会を得た案件数の割合(モニタリング指標)	-	100%	100%	100%	

【本課題に対応する実績の例】

← 本業務戦略の対象期間 →

- ◆ 案件発掘・形成調査業務をより効果的に輸出機会創出に結びつけるべく、制度改善を実施するとともにプロジェクト実施主体との関係をより重視し、案件毎のフォローアップを強化する方向での制度改善を実施
- ◆ 貿易拡大等のための情報交換を目的としたカザフスタン開発銀行やアゼルバイジャン国際銀行との業務協力協定締結等、輸出機会創出のための相手国側との新たな枠組み整備を実施

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: A

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-・・・外部環境の変化等により評価不能。

(課題 4-3) 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言、および日本企業に対する関連情報の提供	-					

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ プラント等輸出業界へ公的輸出信用制度の動向に関する情報提供を行い、業界の要望等を踏まえつつ OECD 会合に対応
- ◆ OECD「公的輸出信用アレンジメント」、「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチ」改定にあたり、日本企業のニーズを踏まえ、日本企業の競争力確保の観点から、各国輸出企業間の適正な国際競争に資する枠組み作りや、本行環境ガイドラインと整合的な共通アプローチ改定を実現

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度： A 2003 年度： A

【評価の要旨】

- 課題5 - 1 開発途上国における日本企業の事業機会の創出
- 課題5 - 2 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援
- 課題5 - 3 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成
- 課題5 - 4 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

我が国海外直接投資は欧米と比べ未だ低水準にあるものの、日本の製造業は、国際競争が熾烈化する中、国内生産を高付加価値品へシフトさせつつ、アジア地域を中心に事業展開し、国際分業体制の高度化および成長市場獲得による競争力確保に注力した。我が国政府も、経済のグローバル化を踏まえ、FTA、EPA 等の開発途上国との経済関係強化に向けた施策を展開。また、「日本・ASEAN 行動計画」では、本行海外投資金融を通じた日本の対 ASEAN 投資促進が謳われた。

しかしながら、開発途上国における投資環境未整備等は、引き続き日本企業の海外投資の大きな懸念材料となっており、また、CSR(企業の社会的責任)、環境社会配慮等、円滑な事業展開のため日本企業側が一層配慮すべき課題も浮上した。他方、我が国民間金融機関は財務体質を改善しつつあり、国際業務についても縮小傾向から転ずる動きも出てきている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ 日本企業のニーズを踏まえつつ、ツーステップローン等を通じた開発途上国の裾野産業育成への支援をより一層強化する必要があること、

に留意すべきである。

- 本行は、業務戦略に則り、開発途上国において、新規与信先の拡大、ストラクチャード・ファイナンス等の活用や国際機関等との連携を通じ、日本企業の事業機会創出に直接的に寄与し、日本企業のニーズを踏まえた金融・知的支援の活用により、国際事業展開を間接的に支える経済・社会インフラおよび投資関連諸制度の整備に着実に取り組んだが、開発途上国における裾野産業育成については、借入国の経済金融情勢の変化や内談案件消滅等により、現地企業育成を

目的としたツーステップローン案件数は計画および過去の実績を下回った。なお、アジアの経済・金融情勢の改善もあり、信用収縮等、特に現地進出日系企業への緊急対応を要する経済情勢等の環境変化は生じなかった。

- 加えて、「日本・ASEAN 行動計画」に基づく海外投資金融供与や ASEAN 新メンバー国の投資環境改善へ向けた政策提言等、我が国政府の施策に的確に対応し、また、年間事業評価および利用者アンケートの結果等を踏まえ、電力分野のインフラ整備支援、既往プロジェクトの問題解決や投資先国における各種公的手続きに係る顧客支援等、日本企業のニーズに弾力的に対応した。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、業務戦略実施期間を通じて、開発途上国における日本企業の事業機会創出や、諸々の基盤整備への本行支援が引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。

但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、CSR や環境社会配慮など、日本企業が投資先国の現地社会との調和的関係を築きつつ円滑に事業展開を進めていく上で、より一層配慮すべき課題が生じていることや、BRICs等新興市場への進出など、日本企業が国際市場拡大へ向けた取り組みを強化しはじめていること等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略の取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

開発途上国における日本企業の円滑・国際調和的な事業展開への支援強化

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備・諸制度整備への支援強化

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 課題5 - 1 開発途上国における日本企業の事業機会の創出
- 課題5 - 2 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援
- 課題5 - 3 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成
- 課題5 - 4 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

(1) アジア通貨危機の影響やデフレ継続等の要因が日本企業の国際事業展開を制約

我が国の対外直接投資残高の対GDP比を他の主要先進国と比較すると、1999年で、英、独、米がそれぞれ49.8%、18.9%、13.0%と高水準であるのに比べ、我が国は5.7%と著しく低い水準に留まる。また、開発途上国における日本企業(製造業)の現地法人売上高は、1990年の8.4兆円から1997年には20.5兆円にまで順調に増加したものの、アジア通貨危機の影響もあり1998年には17.6兆円に落ち込んだ。我が国経済はデフレ状態が継続し、これに伴う不良債権問題による金融システムの不安定化や、民間金融機関の海外拠点からの撤退や業務縮小、企業の内需不振による業況不振や過剰債務等が、日本企業にとって国際的な事業展開を行う上での大きな制約要因の一つとなっている。

(2) 我が国産業構造の高度化に資する海外直接投資支援の重要性

我が国は、他の主要先進諸国との比較において、「投資後進国」の状況にあり、国内産業の空洞化に留意しつつも、日本企業が国際競争に対応するために行う海外直接投資を支援することが、我が国の産業構造の高度化を図る観点からも必要と考えられる。他方、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、本事業分野においては、日本企業に対する直接的な支援としての貸付業務については、民間金融機関のみでは対応困難なリスクの高い分野・案件に限定するとともに、開発途上国との緊密な関係に基づく各種の投資環境整備等を通じた民間金融機関では行い得ない金融支援以外の間接的な支援を行うことが必要。また、日本企業の事業展開の制約要因の一つとなっているデフレ問題に対処するため、民間金融機関の業務を補完し、日本企業に対する円滑な資金供給を確保すること等が重要となっている。

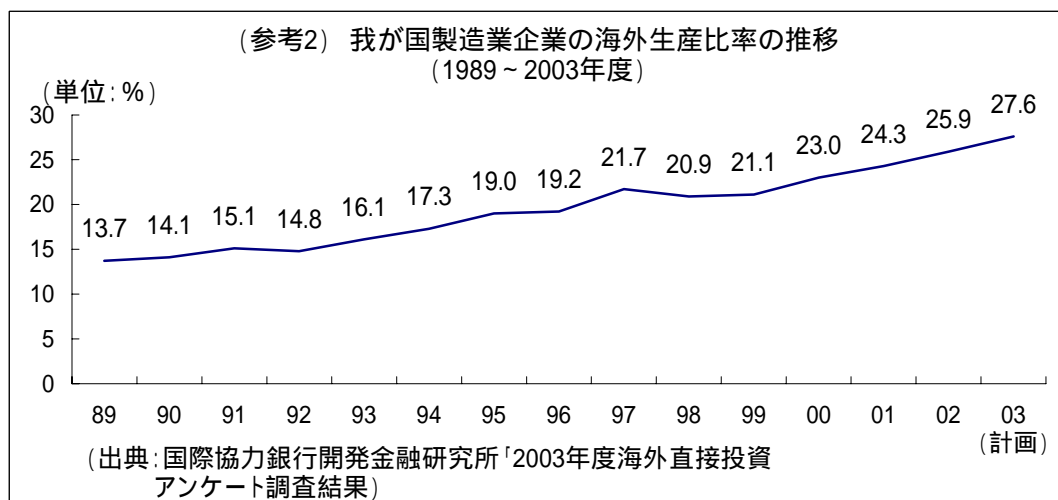
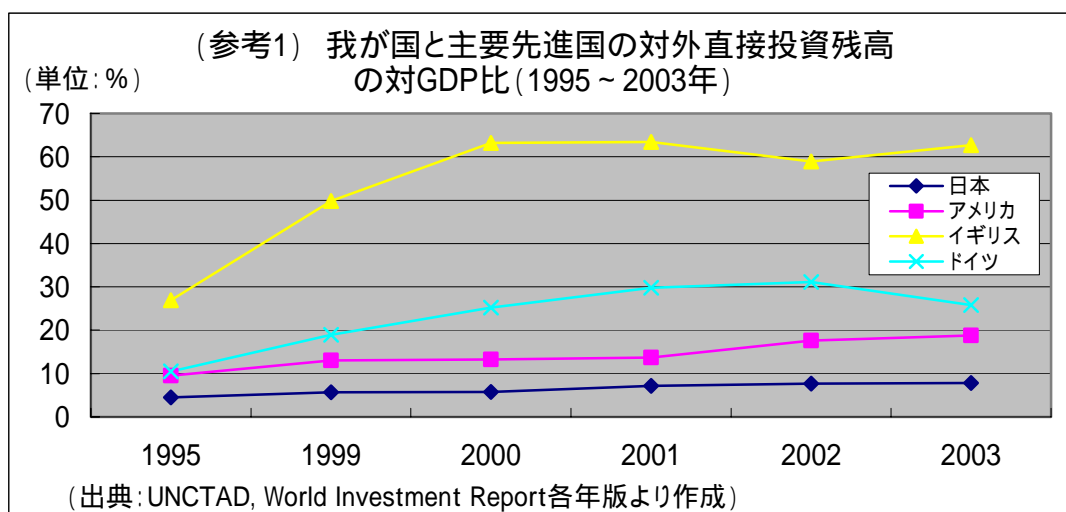
2. 業務戦略実施期間中の事業環境 (2002～2004年度)

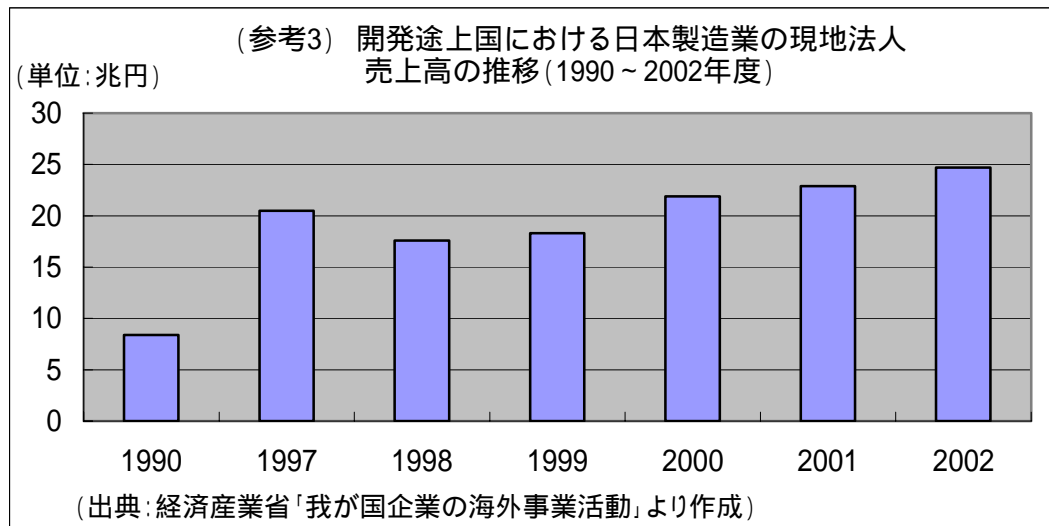
(1) 国際生産・分業高度化および成長市場獲得へ向けた、日本企業の国際事業展開の深化

業務戦略実施期間中、世界経済の着実な回復の一方で、グローバル化が加速し国際競争が熾烈化する中、日本の製造業は、コスト削減等による利益体質の改善等の経営改革を行っており、国内では高付加価値品への生産シフトを進めつつ、開発途上国、特に内外需とも力強い拡大基調にある東アジアにおける事業展開や、近年台頭しつつある BRICs (注) への進出等を通じ、国際生産・分業体制の高度化、成長市場獲得による国際競争力確保に注力してきている。

(注) ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の頭文字をとった造語。

我が国の対外直接投資残高の対 GDP 比を欧米先進諸国と比較する限り、依然として低水準に止まっているものの(参考 1)、日本企業の海外生産比率および開発途上国における日本の製造業の現地法人売上高が、アジア通貨危機後に一時的に落ち込んだことを除き毎年上昇していること(参考 2、3)は、上記のような日本企業の国際事業展開の深化を示唆するものと考えられる。





(2) FTA・EPA 等、我が国政府は開発途上国との経済関係強化へ向けた施策を展開

経済のグローバル化が進む中、我が国政府もアジア地域を中心に FTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)に向けた取り組みを本格化させるなど、開発途上国との経済関係強化に向けた施策を進めている。また、我が国政府が 2003 年 12 月に発表した「日本・ASEAN 行動計画」においては、ASEAN 諸国との貿易促進や直接投資の円滑化等を目的として、本行の海外投資金融の供与を通じた ASEAN 諸国における日本企業の投資活動の促進が謳われた。

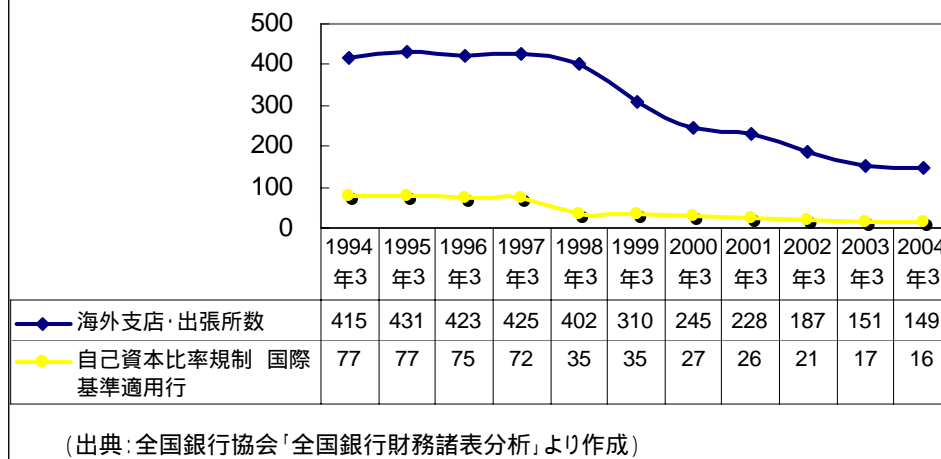
(3) 投資受入国側の障害は依然多く、CSR など日本企業が配慮すべき課題も浮上

日本企業の海外事業展開にあたっては、進出先の開発途上国における経済・社会インフラの不備、未発達な裾野産業や金融・資本市場、法制未整備等の多くの障害が引き続き存在しており、大きな懸念材料となっている。また、CSR(企業の社会的責任)に対する社会の関心の高まりや、現地・国際社会と調和的な事業展開の必要性、環境問題の重要性の増加など、日本企業が円滑に海外事業を展開するにあたって、今後一層配慮すべき課題も浮上した。

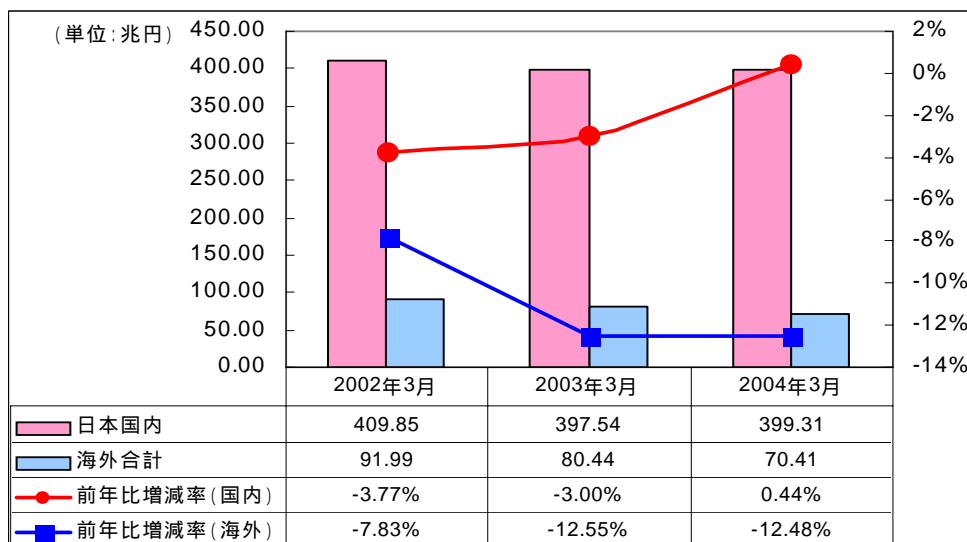
(4) 日本経済のデフレ脱却および我が国民間金融機関の回復への兆し

日本経済がバブル崩壊後の長期停滞を脱して本格的な自律的景気回復とデフレ脱却に向かいつつある中、我が国民間金融機関は財務体質の改善を実現しつつあり、国際業務についても縮小傾向から転ずる動きも出てきている(参考 4、5)。

(参考4) 我が国民間金融機関の海外拠点数、自己資本比率規制国際基準適用行の推移(1993～2003年度末)



(参考5) 我が国主要銀行グループ国内外別資産残高の推移(2001～2003年度末)



3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成(課題 5-3)に関して、ツーステップローン等を通じた裾野産業育成への支援をより一層強化する必要があること。

取り組み状況、達成状況

(1) 開発途上国における日本企業の事業機会創出 (課題 5-1)

日本企業の国際事業展開の積極化を受け、本行はリスクテイク機能を発揮しつつ、開発途上国における日本企業の事業機会創出に取り組んだ。新規与信を行った開発途上国の政府系金融機関や地場企業等の数は、計画は下回ったものの、概ね 2000 年度以降同水準で推移。ストラクチャード・ファイナンス等の手法を活用した案件数の割合も、2003 年度は計画を下回ったが、対象セクターを拡大したほか、公的機関としてのリスク対応策の一つとしてポリティカルリスク・デファール(注)も積極的に適用した。加えて、ADB 等の国際機関や各国公的機関との協調融資を着実に実施し、日本企業のリスク負担軽減に貢献した。

(注) 借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対して期限の利益喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

(2) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 (課題 5-2)

日本企業が海外で事業を展開するにあたって不可欠である、開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度整備の支援については、日本企業のニーズを踏まえつつ、以下のとおり着実な取り組みを進めた。

経済・社会インフラ整備に関しては、IT 包括協力策を踏まえ、通信インフラ整備案件を推進するとともに、発電、運輸等の案件を支援し、2003 年度のインフラ整備案件に対する出融資保証承諾案件数は計画および過去の実績を上回った。また、本行利用者アンケート調査(2003 年 2~5 月実施)においても、特にインフラ整備への本行取り組みは回答企業の 8 割方から認知されており、かつ、現地日系企業活動に寄与しているとの前向きな評価を得た。

外資受入政策等の投資環境改善に関する提言数についても、インドネシア電力セクターに対するコモンアプローチ等を実施した結果、2003 年度実績は計画および過去の実績を大幅に上回った。

(3) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成 (課題 5-3)

日本企業の安定的な海外事業活動に不可欠な部品等の現地供給力向上等のため、ツーステップローン(TSL)等による現地企業(日系企業含む)向け支援を通じて開発途上国の裾野産業育成に努めたものの、借入国の経済金融情勢の変化や内談案件消滅等により、2003 年度の現地企業育成を目的とした TSL 承諾案件数は計画および過去の実績を下回った。今後、日本企業のニーズを踏まえつつ、ツーステップローン等を通じた裾野産業育成への支援をより一層強化する必要がある。

(4) 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応 (課題 5-4)

開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応に向け、「現地日系企業の業況ヒアリングの実

「施対象国数」を業況把握の充実度を計る指標として設定したが、信用収縮等への対応を目的としたものであるため、アジアの経済・金融情勢の改善を主要因として 2003 年度実績は計画および前年度実績を下回った。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたって、本行は、日本企業等からの要望、我が国政府の政策・施策等を踏まえた業務運営を行い、特に以下の対応を行った。

(1) 「日本・ASEAN 行動計画」を受けた迅速な対応・知的支援への取り組み

我が国との経済的結びつきの強い ASEAN 地域への日本企業の事業展開に関しては、業務戦略実施期間中に発表された「日本・ASEAN 行動計画」を受け、海外投資金融による日本企業の投資活動に対する支援に一層注力し、また、インフラ整備への円借款供与等、メコン地域開発向け経済協力に対しても具体的取り組みを開始した。

ASEAN 投資環境改善への知的支援についても、同じく「日本・ASEAN 行動計画」を踏まえ、本行ネットワークを活用しつつ積極的に取り組んだ。例えば、「ASEAN 新メンバー国向け投資フォーラム」(2003 年 11 月)を UNCTAD および国際商工会議所と共催し、その際の合意に基づき、ラオスおよびカンボジア政府、民間部門との協議や現地調査を実施の上、2004 年 12 月に両国閣僚に対し投資環境整備・改善に係る政策提言書を手交した。また、ベトナム投資環境整備のため、我が国政府・関係機関・経済界との緊密な連携下、「日越共同イニシアティブ」(2003 年 4 月)に基づく行動計画策定を支援した。

(2) 年間事業評価結果および「利用者アンケート」への対応

年間事業評価結果(注)や、「利用者アンケート調査」(2003 年 2～5 月実施)における日本企業の要望を踏まえ、電力・通信・製造業等各セクターでインフラ整備支援や投資関連諸制度改善に関する開発途上国政府への提言を適宜実施した。更に、投資先国法制に起因する既往プロジェクトの問題解決のため現地政府へ個別に働きかけ、また、本行融資に関連する現地政府当局への公的手続の際の顧客支援にも努める等、機動的かつ弾力的に利用者ニーズに対応するよう努めた。

(注) 「平成 14 年度年間事業評価書」(43 頁)では、「経済インフラ案件への取り組み、投資環境改善とも、日系企業からの要望は強く、ニーズの把握をより徹底し、具体的な施策立案を行うことが必要」としている。

(3) 日本の対アフリカ協力策への対応

TICAD(注)プロセスで日本の対アフリカ協力策の一つに挙げられた、日本企業のアフリカ向け投資への対応については、政治経済情勢や未整備な投資環境を反映して未だ黎明期にあるものの、本行としては、投資環境整備へ向けた対話を促進すべく、業務協力協定締結によりアフリカ開発銀行との連携を深める等、取り組み強化に向けた体制整備を進めた。

(注) 「アフリカ開発会議」の略称。日本が国連、アフリカのためのグローバル連合(GCA)および世界銀行との共催で開催する、アフリカ開発をテーマとする国際会議。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2.のとおり、業務戦略実施期間を通じて、日本企業は国内生産を高付加価値品へシフトさせつつ、国際生産・分業体制の高度化や成長市場獲得に向けて一層の取り組みを行ってきたが、我が国の海外直接投資は欧米先進諸国との比較等において未だ低いレベルに止まっており、開発途上国における日本企業の事業機会の創出や、国際事業展開の前提となる諸々の基盤整備への本行支援が引き続き求められる状況にあることから、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、日本企業が国際事業展開を円滑に進めていくに際して、近年社会的関心が高まりつつある CSR や環境社会配慮等、投資先国の現地社会との調和的關係を築く上でより一層配慮すべき事項が生じていることや、BRICs 等新興市場への進出など日本企業が国際市場拡大へ向けた取り組みを強化しはじめていること等について、特に留意する必要がある。また、上記3.の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

開発途上国における日本企業の円滑・国際調和的な事業展開への支援強化

日本企業のグローバルな最適生産・分業体制の構築および成長市場等でのマーケット維持・拡大のため、海外分野における民間金融機能の状況も踏まえながら、これらの事業に付随する海外リスクのコントロール・引き受けを行うとともに、環境社会配慮等の投資先国との調和的關係構築にも一層留意しつつ、国際市場拡大へ向けた取り組みを強化している日本企業のグローバルな事業展開を支援していくことが必要と考えられる。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備・諸制度整備への支援強化

進出先の開発途上国でのインフラや外国投資に関する法制度の未整備等が円滑な事業展開のネックとなっているケースが引き続き存在することから、本行が有する海外プロジェクト等に対する知見や、政府・開発途上国・国際機関等とのネットワークを活かしつつ、インフラ整備等のハード面および現地法制整備等のソフト面の双方の観点から、開発途上国における日本企業の海外事業運営基盤の整備支援を行っていくことが必要と考えられる。

(参考) 事業分野: 我が国産業の国際的事業展開の支援
 ～課題毎の指標推移／実績例／年間事業評価結果～

(課題5-1) 開発途上国における日本企業の事業機会の創出

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進	新規与信を実現した開発途上国政府機関、地場企業・地場金融機関の数	4	4	2	4	4
	一般投資金融、海外日系企業が利用可能なアンタイドローンのうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	10%	3%	8%	5%	12%
リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進	国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数 モニタリング指標	-	1	2	6	/

← 本業務戦略の対象期間

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ FPSO(浮体式の原油一次処理・貯蔵・積出設備)事業、ガスパイプライン建設・ガス輸送事業、設備リース事業等への支援を通じ、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス手法の対象セクターを拡大
- ◆ フィリピンにおける通信案件でのオランダおよび英国の公的金融機関との協調、ベトナムにおける発電案件でのアジア開発銀行・仏公的金融機関との協調等、国際的な協調融資による案件組成を実施
- ◆ 投資金融スキームや各国投資環境に関するメールニュースの発信等、日本企業の海外事業展開に資する情報発信を強化

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: A

(課題5-2) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進	開発途上国の経済・社会インフラ整備案件に対する出融資保証承諾案件数	24	14	11	26	32
	上記取り組み(本行の開発途上国における経済・社会インフラ整備案件への取り組み)に対する現地日系企業の満足度(注:2002年度にアンケート調査実施)					
開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善の推進	外資受入政策等の投資環境の改善に関する提言数	3	3	14	33	18
	上記取り組み(外資受入政策等の投資環境の改善に関する提言)に対する満足度(注:2002年度にアンケート調査実施)					

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 「日本・ASEAN 行動計画」の趣旨を踏まえ、カンボジア港湾案件等、インフラ整備を始めとする民間投資促進のための環境整備を支援
- ◆ 国連貿易開発会議、国際商工会議所と「ASEAN 新メンバー国向け投資フォーラム」を共催の上、ラオス、カンボジア両国政府との協議や現地調査を踏まえ海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書を手交
- ◆ 日越共同イニシアティブの下、日本商工会議所や大使館等と協調してベトナムのビジネス環境整備を支援
- ◆ フィリピン電力セクター改革に関して、国際金融機関との協調融資案件において、日本企業のニーズを踏まえ、政策プログラム作成に関与

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度: B 2003年度: A

(課題5-3) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
地場裾野産業育成のための 現地企業(日系企業含む)向 け支援の積極化	開発途上国の現地企業(日系企業含 む)育成を目的としたツーステップロー ン案件数	5	7	17	8	8
	既承諾ツーステップローン(開発途 上国の現地企業(日系企業含む)育 成を目的としたツーステップローン) を利用した現地企業数 <small>モニタリング指標</small>	158	63	965	156	

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ 現地企業に対するリーススキームを利用した案件等、新たな取り組みを実施
- ◆ ツーステップローンによる支援のほか、日本の中小企業を含む部品メーカーによる海外生産体制の確立・拡充を個別支援

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：A 2003年度：B

(課題5-4) 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
信用収縮等への機動的対応 のための現地日系企業の業 況把握の充実	現地日系企業の業況ヒアリングの 実施対象国数	n.a.	n.a.	10	7	24

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ ハンガリー・フォリント下落時、現地日系企業から為替動向の影響等について機動的に情報収集、また同国を管轄する在独日系企業から定期的に業況ヒアリングする等、機動的に状況変化に対処
- ◆ 海外進出経験のある日本の製造業企業に対する海外直接投資アンケート(本行開発金融研究所が毎年実施)等を通じ、開発途上国の経済情勢の変化等による日本企業への影響等を把握

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：A 2003年度：B

【評価の要旨】

- 課題6 - 1 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充
- 課題6 - 2 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充
- 課題6 - 3 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化
- 課題6 - 4 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等との知的連携の強化

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

地球温暖化問題が深刻化すると共に、感染症、水資源、人口等の地球規模問題についても、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない課題であるとの認識が一層高まった。特に、地球温暖化問題に関しては、京都議定書が2005年2月に発効することとなり、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)等京都メカニズム案件への積極的な対応が求められる状況となった。

近年多発する地域・国内紛争やテロが国際社会の安定と平和に重大な影響を及ぼしているとの認識が急速に高まるとともに、紛争の様々要因に包括的に対処することが重要との認識から、2003年8月に改定されたODA大綱の重点課題に「平和の構築」が加えられ、紛争予防から紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援などを含めた、平和構築のための支援を継ぎ目なく機動的に行うことが盛り込まれた。

また、周辺国に甚大な被害をもたらした2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害も踏まえ、2005年12月、我が国は「防災イニシアティブ」を発表した。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ 地球温暖化・酸性雨対策への取り組みにあたっての我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの活用促進に更に努めていく必要があること、

に留意すべきである。

- 本行は業務戦略に則り、再生可能エネルギー等温室効果ガス抑制や酸性雨対策に資する案件への支援を行うとともに、京都議定書の発効の可能性を踏まえつつ、京都メカニズム関連への対応を強化し、日本の温暖化ガス削減目標の達成に向けて、我が国の多数の民間企業等とともに、日本温暖化ガス削減基金へ出資参加を行った。その他の地球規模問題に関しても、国際社会において重要性が高まった、水問題への対応、HIV/エイズ等感染症対策、人口問題等への取り組みを強化した。
- 加えて、平和構築に関しては、イラク復興支援のための調査や、スリランカ、フィリピン(ミンダナオ島)等での小規模インフラ整備、基礎的サービスの支援等、平和の持続・定着に向けた取り組みを行った。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、地球温暖化問題やその他の地球規模問題の深刻化を受け、これらへの取り組み強化を求める国際的な認識が一層高まってきていることを踏まえれば、現行業務戦略は概ね妥当な内容であると考えられるが、平和構築、防災など、新たに対応すべきと考えられる事象が生じている。

業務戦略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたっては、地球温暖化対策に関し、2005年2月の京都議定書の発効により、京都メカニズム案件へのより積極的な対応が求められること、HIV/エイズに加えSARS等の感染症、水資源問題など地球規模問題は益々多様化・深刻化していること、地域・国内紛争、テロの深刻化を受け、平和構築が国際社会共通の新たな開発課題となっていること、甚大な被害をもたらした2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波への対応に国際社会が取り組み、日本もイニシアティブをとっていること等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきものと考えられる。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

地球温暖化問題への対応の拡充

その他の地球規模問題への対応の強化

平和構築への貢献

災害への対応

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 課題6 - 1 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充
- 課題6 - 2 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充
- 課題6 - 3 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化
- 課題6 - 4 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

(1) 増加が懸念される二酸化炭素排出量および酸性雨の原因となるSO_x、NO_xの状況

地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO₂)排出量について、そのうち、開発途上国によるものは、1995年の86億トンから1996年には120億トンに増加している。特に、中国及びインドがそれぞれ34億トン、10億トンを占めており、米国(53億トン)や日本(12億トン)の年間排出量に比肩するものとなっているとともに、一層の増加が懸念される。また、酸性雨の原因となる硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)の排出量について、アジアの主要都市(注)における排出量は、平均でそれぞれ73μg/m³、57μg/m³となっており、特に重慶における硫黄酸化物の排出量は340μg/m³、北京における窒素酸化物の排出量は122μg/m³で、世界保健機構(WHO)のガイドラインを大幅に超えている。

(注) ここでいう主要都市に含まれるのは、上海、重慶、北京、ボンベイ、カルカッタ、デリー、クアラルンプール、マニラ、バンコク(但し、NO_xについては、クアラルンプールとマニラを除く)。

(2) 二酸化炭素等の排出抑制に向けた対応強化

開発途上国における二酸化炭素および硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量の増加は、開発途上国のみならず、地球温暖化、酸性雨といった現象を通じ、我が国にも重大な影響をもたらすものであり、これらの排出を抑制することが必要と考えられる。これらの排出の抑制につながる事業への支援等を通じ、地球温暖化・我が国における酸性雨問題の影響の緩和を目指す必要がある。

(3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

感染症、人口問題等の地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、今後、我が国としての積極的な貢献が求められると考えられることから、これらへの対応を強化していく必要がある。また、本行として支援の経験のある感染症・人口問題への対策については、引き続き実施していく。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

(1) 地球温暖化問題の深刻化

地球温暖化問題は深刻さを増しており、国際社会において一層緊要な課題となった。

日本も2002年に批准した京都議定書が、これまで発効に至らない状況が続いたが、2004年11月のロシアの批准により、2005年2月に発効することとなった。同議定書において、日本は第1約束期間(2008年～2012年)に温室効果ガスの総排出量を1990年比6%削減する約束を掲げており、地球温暖化を防止するとともに、我が国の産業活動維持のために重要な排出権を確保するため、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)(注)等京都メカニズム案件に対する積極的な対応が一層求められる状況となった。

(注) クリーン開発メカニズム(CDM): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

共同実施(JI): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(2) 水資源、感染症等の地球規模問題への対応の必要性の高まり

HIV/エイズやSARS等の感染症、水資源、人口、食料等の地球規模問題も深刻化し、開発途上国における持続可能な開発を実現する上での大きな課題であるとして、国際社会における注目が高まった。2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」では、開発途上国の貧困撲滅に加え、これらの地球規模問題への対応を通じた持続可能な開発に対する国際的な支援が表明された。また、2003年の第3回世界水フォーラムでは、持続可能な開発を実現する上での水資源問題の重要性と国際的な支援の必要性が強調された。

(3) 新たな開発課題である平和構築

冷戦後の国際社会において、地域・国内紛争やテロが多発し、これらが国際社会の安定と平和に重大な影響を及ぼしているとの認識が急速に高まった。紛争防止から紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援などを含めた、平和構築のために継ぎ目なく機動的な支援を行うべく、ODA大綱では、新たに「平和の構築」が重点課題の一つとして盛り込まれた。

(4) 甚大な被害をもたらした災害への対応

2004年12月に発生したスマトラ沖大地震およびインド洋津波被害に見られるように、災害は国境を越

えたレベルでの甚大な被害をもたらすものである。2005年1月の国連防災会議では、小泉総理より「防災協力イニシアティブ」が発表され、緊急支援(復旧)だけでなく、中長期的な復興・再開発や災害防止・予防といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取り組み等が示された。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたっては、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ 「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 6-1)に関し、日本の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件への支援の実績が 2003 年度は計画を下回ったが、日本が有する優れた環境・省エネ技術を活用した地球温暖化対策の推進は重要であり、今後、日本企業等とも連携し、一層の活用促進に努めていく必要があること。

取り組み状況、達成状況

(1) 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 6-1)

本行は地球温暖化対策として、再生可能エネルギー事業や森林保全事業等温室効果ガス排出抑制・吸収に資する案件への支援を行った。また、酸性雨対策として、中国で石炭からクリーンなエネルギーである天然ガスへの転換を促進する大気改善事業等への支援を行った。

特に、京都メカニズム案件への取り組みとしては、本行が出資参加する世銀炭素基金(PCF)から、日本の政策金融機関として初めて排出クレジットとして5,640トン(注)を獲得した。また、エジプトでの風力発電事業は、我が国 ODA 初の CDM プロジェクトとしての認定を目指しており、今後の円借款を活用した CDM 案件組成のモデル事業として位置づけられている。

(注) 第3者認証機関に認証されたものであり、これを温室効果ガス削減目標達成に用いるには、CDM 理事会によってクレジットが発行される必要があり、そのための手続きが行われる予定。

我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件への支援の実績は 2003 年度は低調であったが、これは受け入れ国政府の政策変更や日本企業の参加取りやめ等によるものであった。

また、開発途上国政府に対する支援として、JICA との連携により、途上国向けの公害対策セミナーを開催するなど地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築に向けたソフト面の支援を実施した。

(2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題 6-2)

京都議定書が発効していない状況下、一部を除いて日本企業の京都メカニズム案件への取り組みが慎重であったこと等から、日本企業が参加する CDM・JI 案件への承諾実績はなかった。一方、日本の温暖化ガス削減目標の達成に向けて、我が国の多数の民間企業等とともに日本温暖化ガス削減基金への出資を行った。

京都メカニズム活用のほかに、代替交通機関としての地下鉄車両の輸出向け融資や、環境負荷が小さい天然ガスの利用促進を図るため、日本企業が実施する LNG 製造・販売・輸送事業、天然ガス焚きコンバインドサイクル発電事業等への支援を行った。

(3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題 6-3)

SARS 発生を踏まえた公衆衛生事業を実施した他、港湾、灌漑などの円借款事業の一部に HIV/エイズやマラリア感染予防対策を含める取り組みを行った。また、日本の地方公共団体との連携による上水道事業における節水・漏水対策、国際機関との人口問題に関する共同評価等、感染症、水資源、人口問題等への対応を強化した。

(4) 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化(課題 6-4)

京都メカニズムに関するセミナー等を国際機関等と共催し、国際的な場での情報発信を行ったほか、国際排出量取引協会(IETA)との業務協力協定を締結するなど、優れた知見・ノウハウを有する内外の関係機関との知的連携を強化した。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営**(1) 京都議定書発効の可能性を踏まえた対応**

業務戦略期間中、京都議定書の発効の見通しは不透明な状況にあったが、その発効の可能性を踏まえつつ、温暖化対策に知見・技術を有する内外の機関との連携強化や世銀炭素基金を通じた CDM 等に関する知見獲得を行うとともに、政府・民間企業等と協議を行い、日本温暖化ガス削減基金を設立した。日本温暖化ガス削減基金への出資承諾(2004年12月)は、我が国による京都メカニズム案件への先駆的な取り組みとして、時宜にかなった対応と言える。また、京都メカニズム担当審議役を設置するなど行内体制の強化に取り組んだ。

(2) 国際社会の動向を踏まえた対応

本行は、対応が急務な地球温暖化対策への取り組みを強化するとともに、感染症、水資源、人口等国際社会において重要性が高まったその他の地球規模問題にも焦点をあて業務運営を行った。

(注)平成16年3月に行った業務戦略への補足において、円借款業務について、ODA大綱に沿った業務を実施する旨明記した。また、「平成14年度年間事業評価書」、「平成15年度年間事業評価書」において、京都議定書の発効の見通し

を踏まえた具体的案件への取り組み強化、平和構築、水問題への取り組みの必要性等を指摘した。また、「平成 16 年度年間事業計画」において、CDM、J1案件への積極的な取り組み、水問題への取り組みを反映させた。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2. のとおり、業務戦略実施期間を通じて、地球温暖化問題は引き続き対応が急務な全人類の課題としてその重要性は益々高まってきており、現行業務戦略は概ね妥当な内容と考えられるが、平和構築、防災など、新たに対応すべきと考えられる事象が生じている。業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたっては、地球温暖化対策に関し、2005 年 2 月の京都議定書の発効により、京都メカニズム案件への積極的な対応が求められること、HIV/エイズに加え SARS 等の感染症、水資源問題など地球規模問題は益々多様化・深刻化していること、地域・国内紛争、テロの深刻化を受け、平和構築が国際社会共通の新たな開発課題となっていること、甚大な被害をもたらした 2004 年 12 月のスマトラ沖大地震・インド洋津波への対応に国際社会が取り組み、日本もイニシアティブをとっていること等について、特に留意する必要がある。また、上記3. の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

地球温暖化問題への対応の拡充

2005 年 2 月の京都議定書の発効を踏まえ、本行としても日本政府・民間企業等との役割分担に留意しつつ、連携を強化し、京都メカニズム活用案件への支援を拡充していく必要があると考えられる。また、我が国が有する省エネ・環境対策、代替エネルギー等に関する優れた技術・ノウハウも活用しつつ、京都メカニズム活用以外の温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる案件への支援についても引き続き行っていく必要があると考えられる。これらは、地球温暖化対策への貢献のみならず、開発途上国でのエネルギーの有効利用・消費節減の観点からも重要である。

その他の地球規模問題への対応の強化

国際社会全体の持続可能な開発・発展に影響を及ぼす環境汚染、水資源、感染症、人口等、その他の地球規模問題についても、対応を強化して行く必要があると考えられる。また、我が国に直接影響を与える酸性雨問題の軽減に資する支援も引き続き行っていく必要があると考えられる。

平和構築への貢献

新たな開発課題と捉えられ、ODA 大綱の重点課題の一つに盛り込まれた平和構築について、本行としても、紛争周辺国への支援も視野に入れ、紛争予防・再発防止から復興支援・平和の定着に向けた対応を適切に行っていく必要があると考えられる。

災害への対応

2004 年 12 月のスマトラ沖大地震およびインド洋津波災害、2005 年 1 月の国連防災会議にて小泉総理より発表された「防災協力イニシアティブ」等を踏まえ、本行としても、緊急支援(復旧)だけでなく、中長期的な復興・再開発や災害防止・予防といった支援を行っていく必要があると考えられる。

(参考) 事業分野: 開発途上国の地球規模問題への対応支援
 ~ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ~

(課題6-1) 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO2)の排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	温室効果ガス排出抑制に資する案件に対する出融資保証承諾案件数 (森林保全・植林事業を含む)	25	8	14	26	18
	上記支援対象案件により削減される温室効果ガス排出量(計画値) モニタリング指標	30.2百万ト	1.1百万ト	0.9百万ト	n.a.(注1)	
我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援	我が国のクリーン・テクノロジーが導入された本行出融資保証承諾案件数	18	11	10	4	11
開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、および制度の構築に対する支援	地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築のためのセミナーの実施件数	1	1	2	10	6

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 二酸化炭素削減・吸収につながる事業への支援例として、我が国 ODA 初のクリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクト認定を目指し今後のモデルケースと期待される、エジプトにおける風力発電事業、中国における森林保全を目的とした植林植草事業等
- ◆ 地球環境問題への意識・対応能力向上支援の例として、開発途上国の関係者に対する「環境改善・公害対策融資セミナー」を JICA との連携により開催

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: A

(注1)CO2 排出量の具体的な数値の算定は、CDM/JI 関連案件以外は系統的に把握していないことから n.a.としている。CDM 関連では2003年度承諾円借款案件であるエジプト「ザファラーナ風力発電事業」については、年間 22.7 万 t の CO2 削減に資するとして CDM の適用を目指している。

(課題6-2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援の拡充	-					

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 日本企業および本行が出資している世銀炭素基金を通じた CDM/JIプロジェクト参画、CDM/JI関連ノウハウの日本企業への提供
- ◆ 日本温暖化ガス削減基金および日本カーボンファイナンス株式会社への出資を通じ、京都メカニズムに基づく今後のクリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)プロジェクトへの投資による日本企業の排出権獲得を支援
- ◆ 温室効果ガス削減プロジェクトの実施促進と日本企業の排出権獲得への支援の例として、JIにおける協力に関するブルガリア政府との合意、CDMにおける協力に関するメキシコやチリの政府機関等との業務協力協定締結、貧困削減や地方開発に資する温暖化対策事業にかかる情報交換等に関する世界銀行との業務協力協定締結

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: B 2003 年度: A

(課題6-3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
感染症・人口問題への支援	感染症・人口問題に対応する円借款対象案件数	2	2	-	13	62 (注)
本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進	-	/				

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 感染症への支援例として、SARS 発生を踏まえて実施した中国における公衆衛生基盤整備支援、円借款等の建設契約書への HIV/エイズ予防条項導入および同条項に基づくタイ - ラオス間橋梁案件での予防活動実施等
- ◆ 新 ODA 大綱の重点課題とされた平和構築への対応例として、日本のイラク復興支援策の一環としての UNDP との共同による「イラク電力マスタープラン策定事前調査」の実施、過去の内戦で開発が遅れた地域を対象に含むスリランカの小規模インフラ整備・小企業育成・環境対策支援各事業への支援、フィリピンミンダナオ島に対する基礎社会サービス支援等

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: B 2003 年度: A

(注)地球規模問題としての水資源問題の認識の高まりを受け、2004 年度より指標対象分野に水資源分野を加えることとしている。

(課題6-4) 地球環境問題に関する技術・知見・ノウハウを有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業 NGO 等の関係機関との知的連携の強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化	-	/				

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 世銀炭素基金への出資を通じた CDM 案件形成等に関する知見の獲得
- ◆ 国際排出量取引協会(IETA: 温室効果ガス市場の開発促進のため統一の見解の促進、情報提供等を行う民間団体)との業務協力協定を締結すると共に、同協会とフィリピンで東南アジア温暖化ガス削減フォーラムを開催
- ◆ 環境や持続可能な発展と調和的な金融のあり方に関する官民の先駆的経験やノウハウを獲得・共有すべく、「環境と持続可能な発展に関する金融声明」署名により国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP - FI)へ参画
- ◆ フィリピンにおいて、我が国大学の研究者の参加も得て森林セクタードナー会議を主催

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: A

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-・・・外部環境の変化等により評価不能。

外部有識者委員会意見書

意見書

本意見書は、「平成 15 年度年間事業評価等に係る外部有識者委員会」(構成委員は別紙の通り。) 第 4 回会合(平成 17 年 2 月 8 日開催)における、業務戦略評価にかかる議論を踏まえ、評価結果の妥当性及び評価制度の今後の運用改善に向けた意見を取り纏めたものである。今回の議論の前提となる、第 3 回会合(平成 16 年 12 月 3 日開催)における評価手法等に関する意見は別添の通り。

1. 業務戦略評価報告書の妥当性について

評価手法は適切に適用されており、評価書は妥当である。特に、業務戦略評価の主目的である次期業務戦略へのフィードバックについては、次期業務戦略の方向性を相当程度明確に示す記述がなされており、国際協力銀行の戦略的なマネジメントを進めるにあたり、評価書作成過程で集約された経営情報に基づいた密度の高い内部議論がなされた跡も伺われ、評価できる。但し、以下の点に留意すべきである。

- (1) 各分野における「業務戦略の妥当性」について、外部環境の変化の度合いやこれを踏まえた取り組み状況に応じ、現行戦略の延長線上で次期戦略の検討が可能なものを「基本的に妥当」、外部環境の新たな質的变化等により現行戦略の一部について変更する必要があるものを「概ね妥当」、と区別している点は、概念整理としては理解できるが、次回の業務戦略評価においては、自律的な業務運営の結果として業務戦略の変更が必要と判断される場合についての適切な整理を検討することが望まれること。
- (2) 評価の要約は、本文と区別しやすくなるよう、体裁等を工夫すべきであること。

2. 制度運用上の改善点等について

- (1) 次期業務戦略については、本評価結果に示された方向性を適切に反映し、分かりやすいものとする。また、分野別業務戦略「開発途上国の地球規模問題への対応支援」については、現行戦略策定以降の外部環境の変化が特に大きく、この点を適切に反映する必要があること。
- (2) 本評価制度の下での業務運営については、国際協力銀行の業務の特性に鑑み、業務戦略の下、外部環境の変化に対して現場の裁量・判断に基づく柔軟かつ自律的な対応を確保することが重要であること。

平成 17 年 2 月 14 日

国際協力銀行業務運営評価制度
平成 15 年度年間事業評価等に係る
外部有識者委員会
座長 高木 勇三

業務運営評価制度：外部有識者委員会
第3回委員会議事要旨（平成16年12月3日開催）

「業務戦略評価の位置付け」(注1)及び「評価手法」(注2)については、委員会より妥当との判断を得た。更に、この点に関連して、以下の意見があった。

1. 業務戦略評価の位置づけ及び評価手法について

- (1) 「評価の視点」(注2)に基づき、業務戦略評価を実施し、評価報告書を取り纏めることは、国際協力銀行の戦略的なマネジメントを進める上での基本的な経営情報を体系化するものとして、意義が大きいものである。
- (2) 年間事業評価と業務戦略評価との比較において、前者は当該年度の取り組み状況に関する分析・評価を行い、その後の業務の改善につなげていくことに、より重点を置いているが、今回実施する後者については、中期的な取り組み状況や外部環境の変化等を踏まえ、次期の業務戦略の方向性を導く（フィードバックする）ためのものとして活用することに、より重点を置くことが適切である。
- (3) 評価手法に関し、定性的な記述式評価とすることは、上記(2)の次期業務戦略へのフィードバックという文脈において積極的な意味がある。業務戦略全体の総括評価や基本業務戦略・分野別業務戦略評価の総括についても、次期業務戦略へ向けたメッセージとして位置付けることが有用である。

2. 制度運用、その他について

業務戦略評価の結果等をフィードバックし、次期業務戦略を策定するにあたっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 国際協力銀行を取り巻く事業環境及びその中で同行に求められる役割が今後更に変化していく可能性があることを踏まえ、事業環境の変化に機動的・効率的に対応できるような制度運用上等の工夫が求められる。
- (2) 分野別業務戦略の課題については、必ずしも国際協力銀行だけで実現出来るものではないところ、同行が担うべき役割を明確にしつつ、その中で同行としてどのように業務を展開するか、という視点を盛り込むことが重要である。

以上

(注1) 業務戦略評価報告書7頁参照。

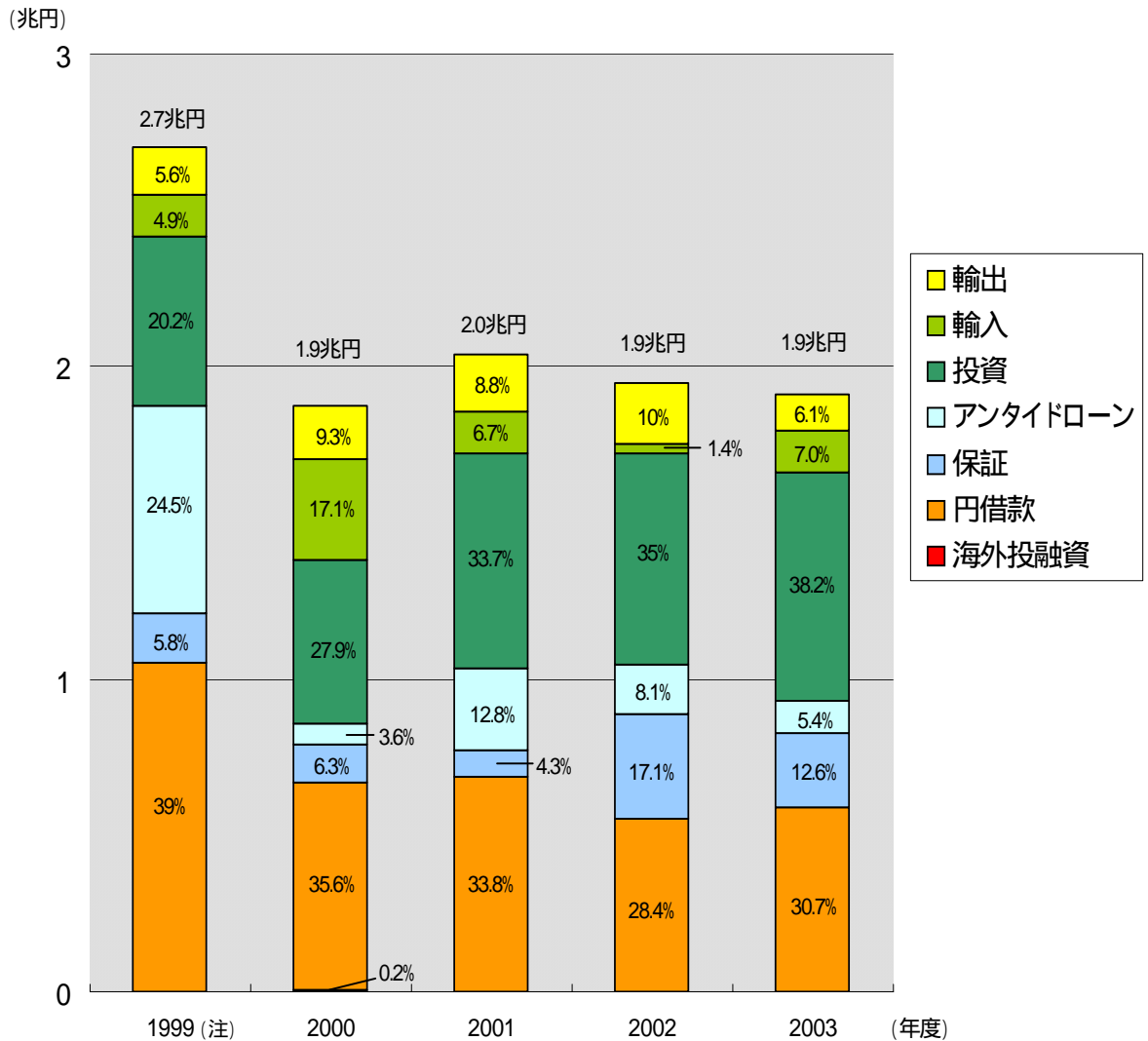
(注2) 業務戦略評価報告書9頁参照。

委員一覧（座長を除き 50 音順）

高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事（座長）
大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
岡部 直明	日本経済新聞社上席執行役員論説主幹
角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与
城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授

資料篇

最近5年間(1999～2003年度)の本行出融資保証承諾実績の推移は、下表のとおり。

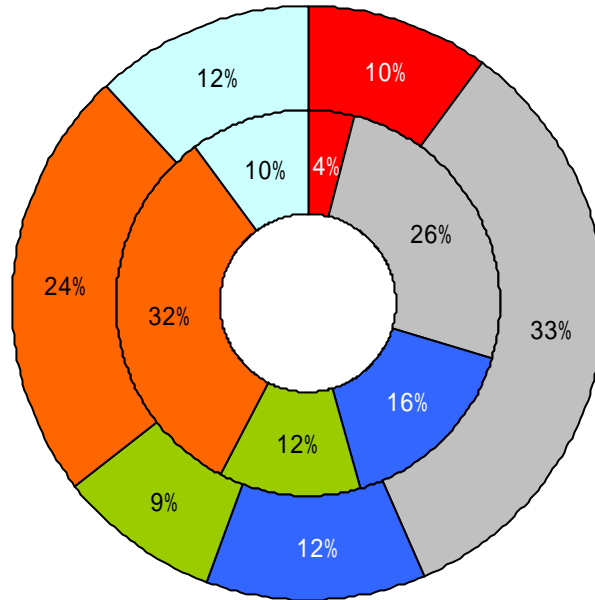


(注) 1999年度は、国際金融等業務については上期における日本輸出入銀行のデータと下期における国際協力銀行国際金融等勘定のデータの合計額、海外経済協力業務については上期における海外経済協力基金のデータと下期における国際協力銀行海外経済協力勘定のデータの合計額を掲載している。

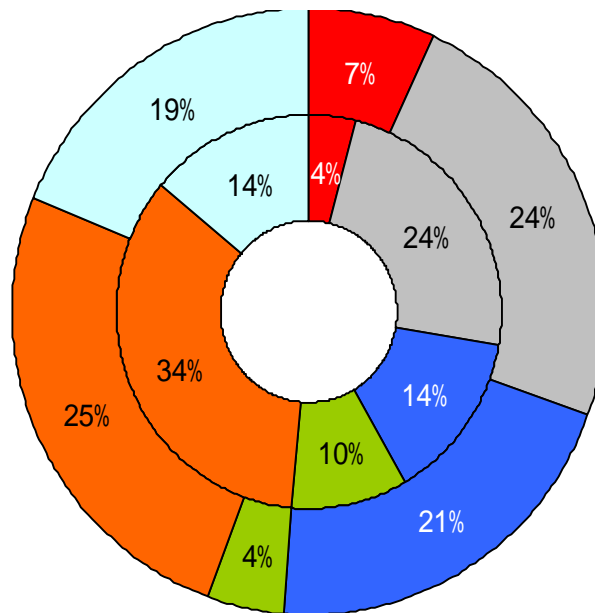
(参考) 各事業分野に関連する出融資保証承諾件数および金額の比率

(外円:承諾金額の割合、内円:承諾件数の割合)

2002年度



2003年度



■ 国際金融秩序安定への貢献	□ 開発途上国の経済社会開発支援
■ 我が国の資源の安定確保	■ 我が国の資本・技術集約型輸出の支援
■ 我が国産業の国際的事業展開の支援	□ 開発途上国の地球規模問題への対応支援

(注) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、該当する全事業分野に計上している。

また、単位未満四捨五入のため、各事業分野の割合を合計しても100%にならないことがある。

[基本運営方針]

1. 民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化

開発途上国に対する長期民間資本純流入額 (出典:世界銀行, Global Development Finance 2004)

(解説) 民間資金により開発事業の実施が可能な国については、民間資金との役割分担を考慮しつつ、より収益性の低い貧困削減、人材育成、環境、保健・医療などの分野に重点を移すことにより、「民間でできることは、民間に委ねる」とこととする。民間による開発事業の実施が促進された結果として表れる民間資金の開発途上国へのフローを、開発途上国に対する長期民間資本純流入額(長期借入額、直接投資受入額、証券投資受入額)により把握する。なお、ここでいう「開発途上国」とは、世界銀行の所得分類における「低所得国」および「中所得国」を指す。

(参考値)

(単位:億ドル)

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
2,168	1,800	1,742	1,538	1,682

2. 公的資金の適切な利用

開発途上国に対する長期公的資本純流入額 (出典:世界銀行, Global Development Finance 2004)

(解説) 開発途上国に対する効果的・効率的な支援のあり方を検討するため、国際機関・二国間公的機関等の活動状況として、公的資金の開発途上国へのフローを、開発途上国に対する長期公的資本純流入額により把握する。

(参考値)

(単位:億ドル)

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
444	335	353	213	200

3. 国民の理解の増進

国内世論調査によるODA支持率 (出典:内閣府「外交に関する世論調査」各年版)

(解説) 国民・非政府団体(NGO)などの意見・参加を求める機会を拡大した結果、ODAに対する国民の理解がどの程度深まったかについて、国内世論調査におけるODA支持率により把握する。なお、本世論調査は本行以外が実施するODAも対象としている。

(参考値)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
ODA支持率	71.6%	64.4%	74.5%	64.0%	62.5%
(うち積極推進)	(29.2%)	(23.0%)	(24.7%)	(19.2%)	(19.0%)

[分野別業務方針]

1. 国際金融秩序安定への貢献

開発途上国に対する長期民間資本純流入額 (出典:世界銀行, Global Development Finance 2004) (再掲)

(解説) 経済のグローバル化が進展する中、開発途上国の経済運営に対する国際金融市場の信認が得られている場合には、それらの国に対する国際金融市場からの資本流入が安定し、国際金融システムも安定する。こうした認識を踏まえ、開発途上国に対する国際金融市場の信認の状況について、当該諸国に対する長期民間資本純流入額により把握する。なお、ここでいう「開発途上国」とは、世界銀行の所得分類における「低所得国」および「中所得国」を指す。

(参考値)

(単位:億ドル)

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
2,168	1,800	1,742	1,538	1,682

アジア諸国に対する長期民間資本純流入額 (出典:世界銀行, Global Development Finance 2004)

(解説) 開発途上地域の中でも特に我が国との関係が深いアジア諸国に対する国際金融市場からの資本流入の状況について、当該諸国に対する長期民間資本純流入額(長期借入額、直接投資受入額、証券投資受入額の合計)により把握する。なお、ここでいう「アジア諸国」とは、世界銀行の地域分類における「東アジア・大洋州」および「南アジア」諸国であって、かつ、世界銀行の所得分類における「低所得国」および「中所得国」に該当する国。

(参考値)

(単位:億ドル)

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
448	446	424	532	681

アジア諸国の外貨準備高 (出典:国際通貨基金, International Financial Statistics各年版)

(解説) 開発途上地域の中でも特に我が国との関係が深いアジア諸国^(注)(經常取引が自由化されているIMF8条国に限定。但し我が国およびデータが入手不可能な国を除く。)に関し、当該諸国のマクロ経済運営の安定性および国際金融市場からの安定した資本流入との連関性の強い外貨準備高の推移を把握する。なお、金融危機が発生した場合、外貨準備高は短期的に急激な変動を見せるため、本指標に関しては、必要に応じ、毎年の定点観測ではなくよりきめの細かいモニタリングを行う。

(参考値)

(単位:億ドル)

1998年末	1999年末	2000年末	2001年末	2002年末
4,906	5,545	6,009	6,694	8,156

(注)具体的には右記の諸国を指す。バングラデシュ、中国、フィジー、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ミクロネシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、パプア・ニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、トンガ、ヴァヌアツ

2. 開発途上国における経済社会開発支援

円借款の主要支援対象国における平均一人当たり国民総所得

(出典:世界銀行, World Development Report 各年版)

(解説) 本行支援対象である開発途上国の所得水準について、特に円借款により継続的に支援している主要な支援対象国^(注)の平均一人当たり国民総所得により把握する。

(参考値)

1995年	2001年	2003年
619ドル	738ドル	870ドル

(注)円借款の主要支援対象国

インドネシア、中国、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴル、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、モロッコ、チュニジア、ペルーの14カ国

円借款の主要支援対象国における平均人間開発指標 (出典:UNDP, Human Development Report各年版)

(解説) 本行の支援対象である開発途上国の生活の質の向上について、円借款の主要支援対象国の平均の人間開発指標(HDI)により把握する。人間開発指標(HDI)は、平均寿命、成人識字率、初・中・高等レベルの総就学率、一人当たり国民総生産(GNP)を構成要素とする合成指標であり、所得水準だけでは捉えられない保健・教育等の基礎的必要性の充足度を含め、生活の質を総合的に表す。

(参考値)

1997年	2000年	2002年
0.630	0.653	0.668

(因みに、2002年 日本:0.939、米国:0.938)

円借款の主要支援対象国における貧困人口の割合 (出典:世界銀行, World Development Report各年版)

(解説) 本行の支援対象である開発途上国の貧困人口割合の削減について、円借款の主要支援対象国の貧困人口の割合により把握する。貧困層の定義は、国際基準に従い、1日1ドル以下で生活している人々としているが、国によって直近のデータが入手困難であることから、毎年入手可能な範囲で各国毎の最新のデータを使用する。

(参考値)

1995年～2002年
22.1%

3. 我が国の資源の安定確保

我が国の資源開発および長期引取契約によるエネルギー資源確保量

(出典:石油公団・石油鉱業連盟「石油開発資料」、テックスレポート「ガス年鑑」等)

(解説) 我が国が確保可能なエネルギー資源量を、日本企業が保有している資源開発権益および長期引取契約による資源確保量により把握する。なお、ここでいう「資源開発権益」とは、日本企業が採掘・開発・販売権等を取得して、生産された資源の一定割合が取得可能となる権利を意味する。

(参考値)

(単位:億ドル)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
石油	40.0	39.2	37.8	33.6	27.5
LNG	50.6	50.7	50.8	51.2	51.2

4. 我が国経済のグローバル化への対応支援

国際協力銀行の輸出金融承諾額と他国類似機関の輸出信用承諾額との比較

(出典:各機関年次報告書)

(解説) プラント輸出は、その規模の大きさから通常長期の金融が必要であり、我が国のみならず他の先進諸国もプラント輸出を支援するための公的輸出信用制度を持っていることから、本行および他国類似機関の公的輸出信用の承諾状況を把握する。なお、本行の輸出金融承諾額は、民間金融機関との協調融資総額。

(参考値)

(単位:億円)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
本行	2,423	2,918	3,030	3,413	2,000
米輸銀	10,167	10,387	8,249	9,637	8,942
英 ECGD	8,593	7,883	4,006	4,945	4,330
独 Kiw	10,109	6,731	7,065	4,690	1,897

我が国のプラント成約額 (出典：経済産業省「海外プラント・エンジニアリング成約実績について」各年度版)

(解説) 我が国のみならず他の先進諸国も公的支援を行っているプラント輸出について、日本企業のプラント輸出成約額(1件50万ドル以上のもの。但し、輸送機械を除く。)を把握する。

なお、ここでいう「プラント」とは、一定の機能を営むために配置又は組み合わされた機械、機器、装置又は工作物の総合体を意味し、具体的には、発電プラント、通信プラント、化学プラント、鉄鋼プラント、一般プラントに分類される。また、プラント輸出の拡大は、下請けの中堅・中小企業も含めた幅広い国内企業を通じての生産・雇用への波及効果を持つ。

(参考値)

(単位：億ドル)

1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
80.4	153.7	124.4	139.7	188.8

我が国の開発途上国向け直接投資残高 (出典：財務省「財政金融統計月報」各年度版)

(解説) 我が国企業が熾烈な国際競争への対応のため実施している対外直接投資は、我が国と諸外国との国際分業を推進し、我が国の所得収支の向上をもたらすとともに、我が国の技術・ノウハウの移転などにより開発途上国の経済発展を促進する効果を持っている。本行は、こうした対外直接投資のうち、原則としてリスクの高い開発途上国向けの投資を支援していることから、開発途上国における日本企業の海外事業活動の規模を、我が国の直接投資残高によって把握する。なお、ここでいう「開発途上国」とは、財務省「財政金融統計月報」の直接投資残高地域別統計に記載のある全地域から北米、西欧、オーストラリアおよびニュージーランドを除いた国。

(参考値)

(単位：兆円)

1999年末	2000年末	2001年末	2002年末	2003年末
6.9	8.6	10.3	9.8	9.9

我が国の対外直接投資残高 / GDPと他先進国との比較

(出典：UNCTAD, World Investment Report 各年版)

(解説) 開発途上国向け対外直接投資を公表資料に基づき国際比較することは困難であるため、便宜的に先進国向けを含めた対外直接投資残高の対GDP比について、我が国と他先進国の比較により、我が国の対外直接投資の現状を把握する。

(参考値)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
日本	5.7%	5.8%	7.2%	7.7%	7.8%
アメリカ	13.0%	13.2%	13.7%	17.6%	18.8%
イギリス	19.8%	63.2%	63.4%	58.9%	62.7%
ドイツ	18.9%	25.2%	29.8%	31.1%	25.8%

開発途上国における日本企業の現地法人売上高(製造業)

(出典: 経済産業省「我が国企業の海外事業活動」各年度版)

(解説) 本行の支援対象の多くが開発途上国向けの製造事業であることから、開発途上国における日本企業の海外事業活動の規模を日本企業の現地法人売上高(製造業)により把握する。なお、ここでいう「開発途上国」とは、経済産業省「我が国企業の海外事業活動」の現地法人売上高総計に記載のある全地域から北米、ヨーロッパ、オーストラリアおよびニュージーランドを除いた国。

(参考値)

(単位:兆円)

1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
20.5	17.6	18.3	21.9	22.9	24.7

5. 地球規模問題の改善

開発途上国における二酸化炭素排出量 (出典: UNDP, Human Development Reportより計算)

(解説) 地球温暖化の現状に関し、その主因と考えられる二酸化炭素排出量のうち、開発途上国の排出量を把握する。なお、地球の平均気温は、温暖化の長期的な傾向を把握する指標としては適当であるが、毎年定点観測の指標としては適切ではないため、代替として地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素排出量を把握するもの。

(参考値)

(単位:百万トン)

1995年	1998年	2000年
8,636	11,643	11,819

アジアの主要都市におけるSO_x、NO_xの平均濃度 (出典: World Resource Institute, World Resources)

(解説) アジア地域の大气汚染の現状を、特に酸性雨として国境を超えて影響を及ぼしうる硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)のアジア主要都市における平均濃度により把握する。なお、これらのデータは毎年更新されるとは限らないため、入手可能な範囲内で各都市についての最新データを使用する。また、ここでいう主要都市は、上海、重慶、北京、ボンベイ、カルカッタ、デリー、クアラルンプール、マニラ、バンコク(但し、NO_xについては、クアラルンプールとマニラを除く。)であり、データの有無、規模(各国における中心的な都市)等の観点から本行にて選定。

(参考値)

1995年
1995年 SO _x : 73 μg/m ³ , NO _x : 57 μg/m ³